

令和 5 年度神戸市立中学校生徒自死事案
に関するいじめ等調査委員会
調査報告書

令和 8 （ 2 0 2 6 ） 年 1 月 1 9 日

令和 5 年度神戸市立中学校生徒自死事案
に関するいじめ等調査委員会

目次

第1章	調査の端緒	1 頁
第2章	調査経緯及び調査概要	2 頁
第3章	事案の経過	7 頁
第4章	いじめの有無について	18 頁
第1	いじめの定義との関係	
第2	いじめに当たる可能性のある事象	
第3	いじめに当たる可能性のある事象（行為）が事実存在したのか	
第4	「いじめ」に当たるか否かの検討	
第5章	いじめと自死の関連性	34 頁
第6章	自死の背景	37 頁
第1	中学1年から中学3年における対象生徒の精神的苦痛の訴え	
第2	対象生徒の自死の背景	
第3	思春期でのいじめ・不登校・自死と相互の連関（臨床心理士の観点から）	
第7章	自死発生前後の学校、教育委員会の対応	58 頁
第1	自死発生前の学校（スクールカウンセリングを含む）の対応	
第2	自死発生後の学校の対応	
第3	自死発生前の教育委員会の対応	
第4	自死発生後の教育委員会の対応	
第8章	同種事態の発生防止についての提言	73 頁
第1	当該校への提言	
第2	本市教育委員会への提言	

（添付資料）

- 令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会名簿
- 令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則（神戸市教育委員会規則第6号、令和6年1月22日付神戸市教育委員会）
- いじめ防止対策推進法第28条第1項等に基づく調査について（依頼）（神教委自児第1967号－1、令和6年1月29日付神戸市教育長）
- 令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会の今後の運営について（申入れ）（神教委自児第1967号－2、令和6年1月29日付神戸市教育長）
- 令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会傍聴要綱（令和6年2月2日付委員長決定）
- 東京都教育委員会「重大性の段階に応じたいじめの類型（例）」
- 出欠表

第1章 調査の端緒

令和5年10月25日（水）午後、神戸市立中学3年の男子生徒（以下、当該校を「当該校」、男子生徒を「対象生徒」という。）が自宅にて自死しているところを発見された。

同日以降、遺族らが当該校に対し、対象生徒が上級生から殴られたと訴えた事案の対応を批判し、ブログでも「15歳の少年が、いじめが原因で自殺に追い込まれました。学校側がその事実を把握していたにも関わらず、報告もなにもなく、有耶無耶な答えばかりの結果がこれです。」「今後このようなことが二度と起きないように、再発防止も含めて拡散お願いします」と発信し、新聞各社にも実名にて通報し、各社が「神戸の中3男子自殺か、家族がいじめ被害訴え」、「欠席30日超いじめ『重大事態』認めず」、「学校『重大事態』対応せず、いじめ訴え死亡」などと報道する事態となった。

かかる経緯を踏まえて、神戸市教育委員会（以下、「本市教育委員会」という。）は、本事案について、自死の背景にいじめの疑いがある「いじめ重大事態」として、第三者委員会を設置し調査を行うことを決定し、令和6年1月22日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第28条第1項の規定する調査及び事案の背景その他必要な調査を行うため、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月神戸市条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会の附属機関として、「令和5年度神戸市立中学校自死事案に関するいじめ等調査委員会」（以下、「当調査委員会」という。）を設置した。

当調査委員会は、公正かつ中立の第三者機関として、前記の調査により、①法第2条第1項のいじめの定義に基づき、対象生徒に関するいじめの有無を客観的に評価認定すること、②「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に基づき、事実関係の確認のみならず、自殺に至る経過を丁寧に探ること、③上記の結果を踏まえ、具体的な再発防止策について提言すること、その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、本市教育委員会に提出することを任務として（本書末尾添付の令和6年1月29日付神戸市教育長（依頼））、調査委員5名及び調査補助員1名（弁護士3名、臨床心理士1名、社会福祉士1名、学識経験者1名（大学教授））全て外部委員にて構成され、当該校及び本市教育委員会からの独立性に留意しつつ、令和6年2月2日の第1回調査委員会より活動を開始した。

当調査委員会は、次章記載の調査などにて学校生活の面の事実調査を進めると共に、学校外での生活の面も含めて事案の背景を含む事実の解明及びその評価を行い、多角的に自死に至る要因把握に努めた。

第2章 当調査委員会による調査経緯及び調査概要

第1 委員会開催日

当調査委員会は、令和6年2月から調査報告書の完成までに計29回の委員会を開催した。法の趣旨及び当調査委員会の設置の経緯を踏まえて、必要に応じて遺族に対して審議経過等について説明を行い、遺族からの意見を聴取した。

業務遂行並びに事務連絡の円滑化を図りつつ、調査委員会の独立性を確保するため、委員会冒頭に神戸市教育委員会事務局の同席を求めて事務局との合同会議を行いつつも、本件事案の審議の際には退席を求め、調査委員会の構成員のみで審議を行い、事案に関する諸情報も調査委員会限りに留め置く配慮をした。

	開催日	備考
第1回	令和6年2月2日	委員長・副委員長の選任
第2回	令和6年3月4日	調査補助委員の選任 ヒアリング調査の進め方に関し審議
第3回	令和6年3月22日	ヒアリング対象者の選定及び聴取事項につき審議
第4回	令和6年4月26日	ヒアリング対象者の選定及び聴取事項につき審議
第5回	令和6年5月24日	学校関係者5名へのヒアリング詳細を決定
第6回	令和6年6月21日	ヒアリング調査結果（クラス担任）につき審議
第7回	令和6年7月17日	ヒアリング調査結果（ XXXXXXXXXX 教室担任等）につき審議
第8回	令和6年8月23日	ヒアリング対象者の追加、現地調査方法等につき審議
第9回	令和6年9月18日	ヒアリング対象者の追加を決定、聴取事項につき審議
第10回	令和6年10月25日	追加ヒアリング調査結果につき審議 当該校の現地調査の実施を決定
第11回	令和6年11月29日	遺族に対する中間報告の準備、ヒアリング対象者の追加を決定 （スクールカウンセラー）
第12回	令和6年12月11日	ヒアリング対象者の追加を決定（校長、全体生徒指導）、聴取事項につき審議
第13回	令和7年1月15日	追加ヒアリング調査結果につき審議（校長、全体生徒指導）
第14回	令和7年2月14日	追加ヒアリング調査結果につき審議（スクールカウンセラー） 対象生徒のスマートフォンデータにつき審議
第15回	令和7年3月10日	調査報告書につき審議
第16回	令和7年4月18日	調査報告書につき審議
第17回	令和7年5月14日	調査報告書につき審議
第18回	令和7年6月18日	調査報告書につき審議

第19回	令和7年7月15日	調査報告書につき審議
第20回	令和7年8月6日	本市教育委員会、対象中学校への質問状作成
第21回	令和7年9月1日	ヒアリング再調査結果につき審議（1・2年次担任）
第22回	令和7年9月19日	本市教育委員会、対象中学校に対する照会回答結果につき審議
第23回	令和7年10月1日	対象生徒スマホ閲覧、LINE内容等につき審議
第24回	令和7年10月22日	遺族への報告内容及び聴取事項につき審議
第25回	令和7年11月5日	調査報告書につき審議
第26回	令和7年11月19日	調査報告書につき審議
第27回	令和7年12月3日	調査報告書につき審議
第28回	令和7年12月19日	調査報告書につき審議
第29回	令和8年1月7日	調査報告書並びに手交式につき審議

なお、令和6年4月5日、12月4日に遺族に対し調査経過を報告し併せてヒアリングを行い、令和7年1月29日には遺族の立会いにて対象生徒のスマホ等を閲覧し資料収集をした。

さらに、令和7年9月9日、遺族より対象生徒使用スマホ3台を預かった（調査終了後返却した。）。その内容を踏まえ、令和7年10月29日及び令和8年1月7日、遺族に調査経過及び調査内容（概要）を報告し、併せて事実関係のヒアリングを行った。

第2 調査内容

1 資料提供

① 本市教育委員会より

死亡事案における基本調査報告書、対象生徒が記載したいじめ調査アンケート、中学1年次から3年次の通知表、当該校にて毎週金曜日に行われたいじめ問題対策委員会にて使用された生徒指導記録用紙、別室登校（XXXXXXXXXX教室）の出席簿&記録ファイル、「XXXXXXXXXX教室の利用について、R5・4・5」など、対象生徒に関する関係書類の提供を受けた。

② 遺族より

対象生徒が使用していたスマートフォン3台を預かり、うち1台のLINE内容等についてデータを保管（他の2台は当調査委員会が預かる前から故障しており情報が取れなかった。）、加えて、遺族から、「夢設計プロジェクト」「My Profile」「Personal 自分史 2021.4~2024.3」と題される対象生徒作成資料の提供を受け、調査委員会で写真撮影を行い、調査委員は画像データを閲覧・保管した。

2 置換一覧

本章末尾に添付したとおりである。

3 聞き取り調査

下記日程のとおり関係者に対してヒアリング調査を行った。

- ① 令和6年6月21日 担任A（対象生徒1、2年次担任）
- ② 同日 担任B（対象生徒3年次担任、1～3年次学年生徒指導係）
- ③ 令和6年7月17日 教員C（1～3年次学年総務）

- ④ 同日 教員F () 教室担当)
- ⑤ 同日 教員G () 教室担当)
- ⑥ 令和6年10月21日 教員E (対象生徒2年次の3年生担任、英語科担当)
- ⑦ 令和6年12月25日 3年次校長 (対象生徒3年次の校長)
- ⑧ 同日 教員D (対象生徒2・3年次の全体生徒指導)
- ⑨ 令和7年1月30日 スクールカウンセラー
- ⑩ 令和7年8月29日 担任A (再聴取)

なお、1～3年次同級生で () 男子生徒Gに対し、 () () 同人からの聴き取りは実施できなかった。

4 現地調査

令和6年12月25日、対象生徒が令和4年6月28日(中学2年次)に上級生から暴力を受けたと訴えた件について、当該校の現地調査を行った。暴力が行われたとされる本館2階踊り場付近の計測、当時教員が待機していたとする2階廊下から踊り場への視認状況の確認などを行った。

5 当該校及び本市教育委員会に対する文書照会

当該校及び本市教育委員会に対し、令和7年2月16日付照会・同月28日付回答、同年8月10日付照会・13日付回答、同年12月8日付照会・同月12日付回答など、事実照会を行った。

6 教育委員会事務局との連携の在り方について

本市教育委員会は、「当調査委員会設置規則」第11条(本所末尾添付)にて、「委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課(以下「事務局」と言う。)において処理する。」と定め、「当調査委員会の今後の運営について(申入れ)」第5条(本所末尾添付)にて、当調査委員会に対し「調査委員会における調査の中立性・公平性を担保するため、市職員の関与は、調査委員会開催の日程調整、会場の確保、委員報酬の支出など限定したものとします。」との申入れを行った。

かかる規定を踏まえて、当調査委員会の調査の過程の中で、調査に関わる関係者宛ての連絡文書の発送作業(たとえば調査委員会作成の調査協力要請書を対象生徒の保護者に郵送する作業)を事務局が担うべきか、それとも調査に関わる業務ゆえ発送作業を含め調査委員会が行うべきかが問題となった。

当調査委員会は、以下の見解を事務局に示した。

- ① 教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条1項によりいじめ重大事態の調査遂行義務を負っている。教育委員会(事務局)は、調査の中立・公平性(調査委員会の独立性)の観点から「調査の内容審議」には関与できないが、「調査委員会の事務方」として「調査の事務処理(庶務)」を担う職責がある。円滑迅速で充実したいじめ調査の遂行のためには、調査委員会と事務局の適切な協働作業が必要不可欠である。
- ② 前記設置規則第11条を踏まえた、神戸市教育長申入れ第5条は庶務の範囲に関する理念的限界を示すものであるが、そこに掲げられた3つの事務はあくまで例示に過ぎず、「調査委員会開催の日程調整、会議の確保、委員報酬の支出など限定したものとなる」との条文中の「など」の中には、3つ以外に種々の事務作業が入ることは言うまでもない。調査委員会の指示に基づく文書の謄写作业や資料集作り等と共に、「関係者への連絡」事務もその一環となることは明らかである。関係者としては、「当該校や教職員への連絡」だけでなく、「生徒、保護者への連絡」も含まれる。
- ③ これに対し、調査に関わる関係者宛ての連絡等文書については、発送作業を含めて事務局は関与し

ない、との考え方が取られた場合、以下のような問題の発生が想定され、ことは当調査委員会だけに留まらず全ての調査委員会に問題が波及することが懸念される。

第1に、発送先が多数の場合、例えば調査委員会作成のアンケート文を対象生徒と同学年の全生徒・保護者宛に発送する場合とか、ヒアリング調査協力要請書を多数の対象者に発送する場合、事務局が発送作業を担わなければ、いじめ調査は到底円滑に遂行できず機能不全に陥ることは明白である。

第2に、発送先が1名の場合であっても、発送（郵送）作業を事務局が担わないとなれば、委員長名義で発送することになり、差出人欄に委員長の住所を表記することとなる。委員長は調査委員会の任期終了により一個人に戻るが、調査過程で個人宅の住所まで関係者に開示してしまうと、SNSでの拡散や、個人宅にクレームが任期後も続くリスクを否定することはできない。その結果、調査活動が萎縮したり、調査委員の人材を確保する際の支障になりかねない。

よって、単に規則等の解釈だけの問題ではなく、実質的な観点から見ても、調査に関わる関係者宛での連絡等文書の発送作業を事務局が担う必要性、相当性は肯定されなければならない。

④ 重要なことは、調査の機能不全やリスクを避けて円滑な事務処理を実現しつつ、調査委員会の中立性・公平性を害さない方法論を確保することである。その方法論は、第1次的には調査委員会が独立性に基づき合理的に判断すべきである。

この点、当調査委員会は、以下のように考えた。

すなわち、当調査委員会作成の連絡文書を事務局から発送するが、調査委員会の判断で郵送したことが外形上も分かる体裁を取ることとする。具体的には、調査委員会委員長名義の依頼状を白地の封筒に封入し（封筒裏面には調査委員会名と委員長名のみ記載し住所は書かない）封印する。それを本市教育委員会名義の封筒に入れて関係者宅に郵送する形式をとる（外側封筒の差出人住所は当然本市教育委員会の住所となる。）。

これなら事務局は手紙の内容には関与せず郵送事務だけ担当したことが外形上も明らかとなり、対象生徒その他の関係者から調査委員会の独立性に関する誤解を受けることを回避することが可能となる。

加えて、当該文書に絡んでマスコミその他から内容等の問い合わせがあった場合でも、事務局は、「調査の内容審議や進め方の決定などに事務局は関与していない。問合せの内容は調査委員会に伝達する。」と事務局の職掌の範囲を踏まえた回答が可能となる。

なお、この方法を取る場合、相手方からの回答も郵便で受け取る場合は、「本市教育委員会宛の返信用封筒（切手貼付）と調査委員会宛の返信封筒（切手無し）を同封して、回答は調査委員会宛の封筒に封入して封印し、本市教育委員会宛の封筒に入れてご返送ください」などと送付書に書き添えることとなる。

⑤ 当調査委員会の提案を受けて、事務局は上記の方法にて関係文書の発送作業に従事した。

7 調査委員会のスタンス

なお、当調査委員会の調査は、前記「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」も指摘するように、自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、事実に向き合いたいとの遺族の希望に応え、自殺に追い込まれた心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となるとのスタンスによるものであって、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことを付言する。

(置換一覧)

教職員 (当该校：中学校)

氏名	文中の表示
■■■■教諭	教員A又は担任A (1・2年次担任)
■■■■教諭	教員B又は担任B (1～3年次学年生徒指導係、3年次担任)
■■■■教諭	教員C又は学年総務C (1～3年次学年総務)
■■■■教諭	教員D又は生徒指導D (対象生徒2・3年次の全体生徒指導担当)
■■■■教諭	教員E (対象生徒2年次の3年生担任、英語科担当)
■■■■学習指導員	教員F (■■■■教室担当)
■■■■学習指導員	教員G (■■■■教室担当)
■■■■スクールカウンセラー	S C
■■■■校長	1・2年次校長
■■■■校長	3年次校長

小学校児童

■■■■	男子児童A (対象生徒の小学5・6年次の同級生)
------	--------------------------

当该校生徒 (中学校)

■■■■	男子生徒B (1～3年次同級生)
■■■■	男子生徒C (1年次、3年次同級生)
■■■■	男子生徒D (1・2年次同級生)
■■■■	女子生徒E (1・2年次同級生)
■■■■	男子生徒F (1・2年次同級生)
■■■■	男子生徒G (1～3年次同級生)
■■■■	女子生徒H (2年次同級生)
■■■■	男子生徒I (1～3年次同級生)
■■■■	女子生徒J (1・2年次同級生)
■■■■	女子生徒K (1～3年次同級生)
■■■■	男子生徒L (対象生徒2年次の3年生)
■■■■	男子生徒M (1・2年次同級生)

第3章 事案の経過

対象生徒が出生から亡くなるまで、家族、学校、友人たちとどのように過ごしていたのか概要を記述する。併せて、自死後の経過についても略述する。

これらは、小学校・中学校（当該校）から提出された当時の生徒指導記録、対象生徒本人が記述したいじめアンケートや生活アンケート、通信簿、対象生徒が記述した生活ノートなど日々の記録、本人のスマートフォンデータに残っていたLINE等の記録、さらに当調査委員会が実施した当該校の教職員、ご遺族を対象にしたヒアリング調査、本市教育委員会から提出された資料等を基に、関係者間で比較の争いがないか、容易に認定できる事実を時系列的に抽出したものである。

なお、当調査委員会による「いじめ」の有無の認定は第4章で、いじめの影響と重大事態との関連性その他の評価は第5章以下、当該校並びに本市教育委員会の対応の評価は第7章以下に述べる。

第1 誕生から小学校卒業まで

1 概要

対象生徒は、平成20年9月神戸市で誕生した。家族構成は父親（ ）、母親（ ）、（ ）、以後「兄」という。）の4人家族であった。

小学校から提出された資料によると、小学5年次（令和元年度）の評定は2、欠席日数は19日、小学6年次（令和2年度）の評定は2、欠席日数は12日であった（令和2年3月2日から同年5月31日は新型コロナによる一斉休校期間であった。）。

2 小学5年次

小学5年次の対象生徒（児童）の「生活アンケート」によると、「いやなことを言われたり、されたりすることがありますか」との問いに対し、1学期は「ない」と答えているが、2学期は「ある」と答えている。担任が直ちに対象生徒（児童）に面談し詳細を聴き取ったところ、「男子児童A（後ろの席の児童）が、ちょっかい、音楽・図工の移動時にしゃべりかけてくる（のがイヤだった）」と分かり、男子児童Aに注意をしたところ、3学期のアンケートでは、いじめは「ない」と答える状況に戻っている。

3 小学6年次

小学6年次の「いじめ調査アンケート」によると、1学期は「冷やかす、悪口、脅し、いやなことを言われた（か）」、「仲間外れ、無視されたりした（か）」、「軽くでもぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした（か）」、「いやなこと、はずかしいこと、きけんことをされたり、させられたりした（か）」などの問いにいずれも「いいえ」としていたが、2学期は「軽くでもぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした（か）」に「はい」と答え、例示のうち「背中をたたかれたり、体をぶつけられたり」を丸で囲んで回答した。自由回答欄には、「前に、階段でボクシングの練習台のような扱いをされたので、止めて、と言いました。でも、本人は（相手方は）「何なん」とかいう言葉で返してきました。家の人に相談しても、・・・〔判読困難〕言葉で終わりそうできないです。」と記載した。

そして、アンケートの余白部分には担任の記載に係ると思われるが、前述の男子児童Aの氏名が記載されていた。よって、この際にも担任がアンケート後、速やかに対象生徒（児童）から事情を聴き取り、相手方生徒に指導をしたことが推測されるところ、3学期のアンケートでは、いずれの問いにも「いいえ」と答える状況に戻っている。

なお、対象生徒と男子児童Aは、中学1、2年次には別クラスとなった。中学3年次は同じクラスとなったが、下記に述べる通り、中学3年次には対象生徒が「XXXXXXXXXX教室」という教室に別室登校していたため、対象生徒は男子児童Aと顔を合わせることはなかったと推察される。いずれにせよ、中学時代の資料からは男子児童Aとの関係が言及された記述はなかった。

第2 中学1年次

1 中学1年次概要

中学1年次においては、対象生徒の欠席日数は1学期に1日、2学期は計5日、3学期は計2日と多くはない。

1学期は特に問題なく、欠席もほとんどなく学校へ通っていた。

2学期の令和3年9月、容姿についていじめを受けている、と母親より学校に連絡があり、同月に対象生徒は4日欠席したが、当時担任であった担任Aがすぐに対処したためか、以降欠席日数は減った。

ただし、令和3年12月ごろ及び令和4年3月ごろには担任Aにより「登校を渋っている」様子が記載されており、登校に対して不安定な様子を見せた（ただし令和3年12月の欠席は発熱を理由としているため出席停止と扱われ欠席日数に加算されていない。別紙出欠表参照）。

なお、中学1年次に3回行われたいじめ調査アンケートについてはすべて「いいえ」欄に○をつけ、いじめを示唆するような記載はしていない。

以下、対象生徒の中学1年次の様子について詳細を述べる。

2 令和3年5月25日のいじめ調査アンケート

対象生徒中学1年次の令和3年5月25日付アンケートについて、対象生徒は以下の項目に全て「いいえ」と回答した。

- ・「冷やかしの、悪口、脅し、いやなことを言われた（か）」、「仲間外れ、無視されたりした（か）」
- ・「軽くでもぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした（か）」、「お金や物をたかられた（か）」
- ・「お金や物をたかられたり、盗まれたり、壊されたりした（か）」
- ・「嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした（か）」
- ・「パソコンやスマホ、ケータイなどで、嫌なことをされた（か）」
- ・「新型コロナウイルスに関係することで嫌がらせをされた（か）」

3 令和3年6月25日及び同月28日（ノートの切れ端に対象生徒が卑猥な言葉を書き、担任Aに注意された）

令和3年6月25日、卑猥な内容が書かれている英語ノートの切れ端が発見された。担任Aが英語ノートを回収して確認したところ対象生徒が記載したことが分かったため、担任Aが帰りのSTで全体指導した。

また、同年28日、ゴミらしきものの中から卑猥な内容の書かれた紙が見つかった。書いたのが対象生徒を含め3名であることが分かったため、担任Aは3名を個別指導し、さらに保護者に連絡した。

4 令和3年9月15日（対象生徒がクラスメイトに「XXXXXXXXXX」などと言われた件について）

（1）事件の概要

令和3年9月15日、対象生徒の母親は、学校に対し、対象生徒がクラスメイト3名（男子生徒B・

C・D)から「太っている」など、容姿のことについていじめを受けている旨連絡をした。

クラスメイト3名のうち2名(男子生徒B・C)は[]、同月17日に[]。男子生徒Dは、[]。(詳細は第4章・第3・1記載のとおり)

なお、中学1年次1学期はほぼ対象生徒の欠席はなかったが、9月は計4日欠席している。

(2) 11月9日の担任Aによる教育相談

同年11月9日に担任Aにより対象生徒の教育相談を行った。担任Aが対象生徒から聞き取ったところによると、男子生徒B、Cとは一緒にゲームをするなど関係が良好になった様子であったが、男子生徒Dについては、男子生徒Dの方から距離を取るようになった、とのことであった。

5 令和3年9月30日付いじめアンケート

令和3年9月30日に行われたアンケートにて、第2、2と同じ内容について対象生徒はすべて「いいえ」と回答した。

6 令和3年12月1日ごろ～同月8日ごろ

対象生徒が約1週間欠席した。

発熱を理由とし、出席停止扱いを受けていたが、当時担任Aにより作成された生徒指導記録用紙には、「本人(対象生徒)が登校を渋っていることを母親もようやく認識し始める。朝一から登校して午前中に早退、昼食をとってから登校など、慣らし登校を提案。母、快諾。」と記載されている。

7 令和4年2月8日いじめ調査アンケート

令和4年2月8日に行われたアンケートにて、第2、2と同じ内容について対象生徒はすべて「いいえ」と回答した。

8 令和4年3月

対象生徒の出席状況について令和4年3月18日～同年3月24日に作成された生徒指導記録用紙には、「連休明け欠席。23日(水)登校したが、飼っている猫がいなくなったことが心配で、早退したいと申し出てくる。2時限目まで受けて早退。24日(木)は、早退したいと言っても一日いさせてほしいと母に頼まれる。どこまで許してもらえるかを対象生徒が大人をうかがっていることを保護者もわかっている様子。来年度も、保護者が騙しだまし登校させる限りはこの状態が続くそう」と記載されている。

第3 中学2年次

1 中学2年次概要

中学2年次の欠席日数は、1学期合計18日、2学期合計30日、3学期合計40日、年間合計88日と大幅に増えた(別紙出欠表参照)。

対象生徒は令和4年5月に家庭訪問を受け、また同年6月3日にカウンセリングを受けた。そして7月には、「3年生に暴力を受けた」と訴えた。(ただし、当調査委員会として当該暴力があったと認定できないことについて第4章参照。)

2学期になると、10月に行われたいじめ調査アンケートにて、第2、2と同じ内容について対象生徒はすべて「いいえ」と回答しつつ、自由記載欄には極度の体調不良の訴えが書き込まれた。11月14日には、対象生徒の親からクラスのほとんどから無視されている、対象生徒を学校に行かせない旨連絡があった。(いずれも詳細は第4章参照。)

以降、対象生徒は11月28日より別室登校（ 教室）をすることになるが、12月から翌年3月まではほとんど欠席となった。

以下、対象生徒の中学2年次の様子について詳細を述べる。

2 令和4年5月（家庭訪問等）

令和4年5月中旬の野外活動については、コロナ不安のため欠席した。

5月26日、対象生徒が欠席した際、担任Aが家庭訪問をした。

当時作成された生徒指導記録用紙によると、欠席連絡をしたときに、「本人（対象生徒）が担任Aに相談したいことがあるので来てほしいと頼まれ」た、とのことである。

家庭訪問において、対象生徒は「女子生徒E（1・2年次同級生）に小言を言われるのが鬱陶しいので学校に行きたくない」という趣旨の話をした。

また、同日、対象生徒は別室登校（ 教室）を希望した。

「 教室」とは、「不登校生徒や教室に入りにくい生徒が、学級集団の中で学習、学校生活に取り組めるようになるために、一時的な学校内の居場所」として当該校内に設置されている教室である。当該校の「 教室の利用について」との資料によれば、同教室は「教室復帰への手立てを組み上げていくことをねらいとしている」とされている（この点の評価については第7章参照）。

しかし、対象生徒の 教室への登校は母親の反対もあり、この時点では実現しなかった。

3 令和4年6月1日いじめ調査アンケート

令和4年6月1日に行われたアンケートにて、第2、2と同じ内容について対象生徒はすべて「いいえ」と回答した。

4 令和4年6月3日（スクールカウンセリング）

令和4年6月3日、対象生徒はスクールカウンセリングを受けた。

当時担任Aが残したメモによると、スクールカウンセラー（SC）は、対象生徒より、以下の内容を聴取したとのことであった。

- ・めまい、腹痛、けだるさがある。
- ・「学校に行きたいけど男子生徒F（1・2年次同級生）から体当たりされるから行きづらい。元々好きではない」
- ・「休み時間がしんどい。人との関わりが苦手、いじめられたらどうしようと不安になる。」
- ・「自身の部屋の下からガスが漏れていると言われて不安」
- ・「男子生徒G（1～3年次同級生）と仲が良い」
- ・「コロナに感染するとお金が入らなくなって家族が崩壊するから野外活動は行かない」

SCの意見では、「本人の負担が多めなのではないか」とのことであったため、担任Aより「カウンセリングで解消する手もある」と本人に伝えたところ、対象生徒は「検討します」と答えた。

しかし、同日以降対象生徒がカウンセリングを受けることはなかった。

5 令和4年6月15日の教育相談

担任Aが対象生徒より、以下の話を聞き取った。

①「腹痛が辛い」

対象生徒によると、「カウンセリングでは病院を勧められた」とのことであった。

担任Aより、「メンタルは関係してそうか」と聞くと、「それはなさそうだ」と対象生徒は答えた。

しかし、「ストレスはあるか」と聞くと、「それはある」と答えた。

②「考え事が多くて悩んでいる」

家事（洗濯機の使い方などがあっているか心配）、ペットのことのほか、休み時間が基本だるいとの話があった。

女子生徒Eと座席を離して欲しいと言ってきたので、担任Aは、その時に男子生徒Fのこともさりげなく聞いたが、対象生徒は何も言わなかった。

また、何かしらいつも悩みはあるけれど「話しても無駄、怒られるかもしれないから話せない」、とも話をしていた。

当調査委員会のヒアリングにおいて、担任Aは、その後、対象生徒は席替えしなくてよいとも言ったが、席替えの際に女子生徒Eと座席を離したと述べており、そのためかその後に学校記録を見ても対象生徒は女子生徒Eとの件は何も申し立てていない。

6 令和4年7月7日～同月11日対象生徒が「3年生徒に暴力を受けた」と訴えた件について

令和4年7月7日、[REDACTED]警察署から学校に、「対象生徒の実兄から警察に連絡があり、6月28日に学校内で暴行を受けたため被害届をしたいという相談を受けた」との連絡があった。実兄が英語のテストの点数が悪く母親に怒られた対象生徒に話しかけた際、対象生徒より暴行の話聞いたとのことであった。（詳細は第4章-第3-4、第7章-第1-1(2)④参照）

7 令和4年7月9日、「女子生徒Hから死ねと言われた」と訴えた件

令和4年7月9日に対象生徒の母親より「(本件暴力事件については)もう大丈夫、ただし、対象生徒に向かって死ねと言った女子生徒H(2年次同級生)のことを次は解決してほしい」との訴えがあった。（詳細は第4章参照）

8 令和4年9月～10月の出席状況について

生徒指導記録用紙に「週5日登校したことがほとんどない。本人は別室登校を希望しているが、保護者は面接を受けるつもりはないと言っている」と記載されている。

母親の述べるところによると、対象生徒に対して、「別室登校するくらいなら学校へ行かなくていいよ」と言う話をしていた、とのことである。

通知表によると、令和4年9月は出席停止2日、欠席日数4日（出席日数14日）であり、同年10月は欠席日数4日（出席日数16日）である。

9 令和4年10月26日付いじめ調査アンケート

令和4年10月26日付のいじめ調査アンケートにおいて、第2、2と同じ内容について対象生徒はすべて「いいえ」と回答しつつ、「いじめのことや、相談したいことを、なんでも自由に記載してください」との欄に、「朝、起きると体にまったく力が入らずに、転んだり食事もまともに食べられなかったりします。そのまま学校に行くと、ずっとしんどくなり、家に帰るとどろのようにねむる日々があります。なぜでしょうか？」と記入している。

これに対し、10月22日～10月28日の生徒指導記録用紙には、担任Aは、「いじめアンケートでも、気になるところはなかった」と記載した。

10 令和4年11月「クラスのほとんどから無視をされるため学校に行っても楽しくないから行きたくない」との訴え

令和4年11月14日午後3時25分ごろ、父親と名乗る人物から神戸市教育委員会児童生徒課に対し、「1か月ほど周囲から無視されていて学校が楽しくないと言っている。母ももう学校に行かせるつもりはない」と連絡があった。

また、同日午後5時ごろ、母親より学校に対して同様の申し出があった。

翌日15日、対象生徒、母、兄が来校し、担任Aと学年生徒指導担当である教員Bの二人で聴き取りを行った。対象生徒の母らは、「①男子生徒Gから突然『友達止めよ』との連絡が来て、大泣きするほどショックを受けている」「②ワークの範囲を聞いても無視される」「③昼休みのボール遊びで、ボールを使わせてもらえない」と述べた。(詳細は第4章参照)

1.1 11月28日の対象生徒と担任Aとの面談について

対象生徒は11月28日、担任Aと面談し、同日より対象生徒は〇〇〇〇教室への通級を始めた。担任Aが当時とったメモによると、対象生徒は以下のとおり述べている。

① 〇〇〇〇教室の感想

とてもおちつく空間である。

② 不安なこと

・ 登校するまでの不安

登校中、クラスメイトに会うことが不安。しばらく休んでいたもので、「またあいつ何かあったんじゃないか」と思われると思うと不安。

・ 今後の心配

ずっと毎日登校できるか不安。日によって感情が違うので、行きたくないと思う日がくるかもしれない。

・ 〇〇〇〇教室の時間帯について

他の生徒との登校時間がずれていることを知って安心した。その環境はとても楽。1日3時間の活動ならいけそう。

・ 教室に上がることにについて

昼休みの時間は、ボール遊びに没頭できるので不安はそこまでない。ただ、自分勝手な遊び方をしている人にはイラっとする。自分勝手しないでほしいと伝えたが、それでも改善しないことにイラっとする。

授業の休み時間が苦痛。常に誰からの視線を感じている。「何か自分のことを思っているんだろうな」と考えるのが苦痛。その視線の訳が気になる。だからこそ、話しかけてもらえると楽。話しているうちに、自分のことをなぜ見ていたかわかるし、知りたければ直接聞ける。また、会話が始めるとそこに集中できるので、他人からの視線を感じることがないから、楽。その視線を送ってくる人は、不特定多数。誰かというわけではない。このような感じで、常に違和感を感じて教室では過ごしているからしんどい。授業中は授業のことに集中しているから、他人からの視線を感じることはない。

1.2 令和4年11月～令和5年3月までの出席日数の減少

令和4年11月より、対象生徒の出席日数が大きく減少した。

11月は出席日数10日に対して出席停止4日、欠席6日、12月は出席日数1日に対して欠席16日、令和5年1月は出席日数5日に対して欠席日数10日、同年2月は出席日数3日に対して忌引1日、

欠席15日、同年3月は出席日数0日に対して忌引2日、欠席15日であり（12月から3月まで、出席日数9日、欠席日数56日）、12月以降はほとんど出席していない。（別紙出欠表のとおり）

また、令和5年2月6日に行われたアンケートにて、第2、2と同じ内容について対象生徒はすべて「いいえ」と回答した。

第4 中学3年次

1 中学3年次概要

中学3年次1学期は、出席日数50日、欠席日数14日と、2年次3学期にほとんど学校に来ていなかったことと比べると、出席日数はかなり増加した。

ただし、[]教室での滞在時間は概ね30分程度であり、短めであった。（[]教室の本来の利用時間帯は9:30～12:20（2校時～4校時）の2時間50分、登下校は他の一般生徒との接触を避けることができる時間帯（9:40までに職員室到着、12:10下校開始）に設定されていた。）

しかし、2学期になると再び欠席が増え、9月は出席7日に対して13日欠席、10月も出席4日に対して13日欠席であり、最終登校日は10月19日であった。

自死の約3週間前である10月2日に、対象生徒は[]男子生徒Gに「今日頭が痛いから学校休んだ瞬間なおった 俺にとって学校はストレスの塊だったのだろうか」とのLINEを送っている。

いじめ調査アンケートについては、第2、2と同様に、すべて「いいえ」欄に○をつけている。

以下、中学3年次の対象生徒の様子について詳細に述べる。

2 中学3年次1学期の出席状況について

対象生徒は中学3年次1学期、出席状況が改善した。4月は出席日数9日に対して出席停止4日、欠席2日、5月は出席日数16日に対して欠席4日、6月は出席日数14日に対して欠席7日、7月は出席日数11日に対して出席停止2日、欠席1日である。（別紙出欠表のとおり）

なお、令和5年5月24日からの修学旅行には参加しなかった。

[]教室での滞在時間は30分程度と比較的短時間であることが多い。[]教室担当教諭の記載によると「集中していた」「落ち着いて学習していた」とのことである。

敷衍すると、別室登校（[]教室）開始時である中学2年次の、令和4年11月28日から同年12月1日当時の滞在時間は、概ね2時間40分であった。中学3年次の令和5年4月11日から同月20日当時の滞在時間も、概ね1時間から2時間であったところ、同月21日の滞在時間が30分となった。その日の[]教室の記録によると、担任Bが（自身の授業が終了する2校時後に）[]教室に来たときは対象生徒は既に下校しており、担任Bはすごく残念がったため、[]教室担当の教員Gは、「今後はどうにかして連絡をとれるようにしたい」、と記録している。

しかし、同年5月8日の滞在時間も25分となり、再度、担任Bが2校時終了後に来室したときには既に下校していたためすごく残念がったため、[]教室担当の教員Fも、「できるだけ担任Bと会えるまでは帰らないよう仕向ける」、と記録している。

しかし、翌9日から同年7月20日までに別室登校した日数（36日）中、1時間以上滞在できた日数は13日に留まり、残り23日は30分前後の滞在となった。

なお、中学3年次の生徒指導記録には、担任Bが4月以降9週続けて「 登校しているが、すぐに帰ってしまう」と記述しており、同記録の6月末の記述では、「相変わらず学校に滞在する時間は短い、少し改善の方向」、9月下旬の記述では、「その後1日のみ登校。滞在時間30分」などと記している（第7章-第1-2参照）。

3 令和5年6月ごろに行われたアンケートについて

令和5年6月ごろ、いじめ調査アンケートにおいて、第2、2と同じ内容について対象生徒はすべて「いいえ」と回答した。

また、同日行われた1学期学習・生活、行動についてのアンケートの「学校に行きたくないと思うことがありますか」と言う質問に対し、対象生徒は「ときどき思う」に○をつけ、その理由欄に「学校に行くまでの道・・・（判読不能）」と記載している。

その他、同月に進路調査アンケートも行い、アンケートを受け、同月5日、対象生徒は担任Bと面談した。

4 対象生徒の令和5年6月、7月の様子について

令和5年6月13日の 教室担当の教員Gの記載によると、対象生徒は「体調も心もしんどそうだった」「昨日家でいろいろあったようです」とのことであったが、同月16日の同教諭の記載によると「落ち着いていました。進路についても方向性が決まったようです」とある。同月26日には、同教諭の記載に「よく笑いました。こんなに笑っている対象生徒さんを見るのは初めてでした」とあり、対象生徒の心情が穏やかになっている様子が記載されている。同月28日、30日は数学、美術、保健体育、理科、社会のテストを受け、7月4日は音楽の実音テストを受けた。同月7日には実音テストがよく出来ていたことで担任Bからほめられる場面もあった。担任Bは懸命に対象生徒と接する時間を設けようとしており、彼を励まして通常学級に復帰できる道を模索していたものと推測される。

しかし、7月13日に個別懇談があり、次に別室登校ができた同月19日は滞在時間25分、同月20日は「しんどい」、「夜はあまり寝られない」と言い、滞在時間10分で下校した。

5 令和5年8月27日のLINEについて

対象生徒は、男子生徒GとのLINEで、親が旅行に行くため9月4日から登校することになり疑問だ、 と述べている。ただし、 教室の記録によると、対象生徒が実際に中学3年2学期に初登校したのは9月7日である。

6 2学期（令和5年9、10月）の出席状況について

中学3年生2学期になり、対象生徒の欠席数はまた増加するようになった。

9月は出席日数7日に対して欠席13日、10月は出席4日に対して欠席日数が13日であった。

9月に 教室に登校できた日のうち、滞在時間は9月7日と11日は1時間であり担任Bと面談できたが、同月13日、15日は滞在時間は30分となり、担任Bとの面談前に担任Bへのメッセージを書き残して帰宅した。その後、登校できた同月21日は1時間5分、同月28日は30分、同月29日は40分、10月4日は55分、と滞在時間は長くないが担任Bと面談をしている。

10月5日、6日に実施された中間テストは受けたものの、次に登校できたのは10月19日でありそれが最終登校日となり、その6日後である10月25日に自死に至った。（別紙出欠表のとおり）

7 令和5年10月2日男子生徒GとのLINEについて

対象生徒は、男子生徒G（1～3年次同級生、[redacted]）とLINEにより度々連絡を取っていたが、自死の約3週間前にあたる令和5年10月2日、「今日頭が痛いから学校休んだ瞬間なおった 俺にとって学校はストレスの塊だったのだろうか」と送信した。

8 最終登校日（令和5年10月19日）

対象生徒が最後に登校したのは令和5年10月19日であったが、当日の[redacted]教室の記録（出席簿&記録ファイル）をみると、「ゆっくりと話すことができた」とあり、特に変わった様子は書かれていない。当調査委員会が[redacted]教室担当である教員Gから聞き取ったところによると、「週末に[redacted]県に行くと言っていた。楽しみにしているような感じで話していて、笑いながら帰った。」とのことであった。

第5 自死後の経過について

1 学校の対応について

（1）事実確認と情報の収集

ア 令和5年10月25日（自死当日）

令和5年10月25日14時35分、神戸市消防局[redacted]救急隊員から学校に電話連絡があり、対象生徒死亡の事実を確認した。

校長と担任Bが自宅に伺い、お悔やみを述べたが、遺族より「お引き取り下さい」と言われた。

その後、父親と兄が来校した際、3年次校長（以下「校長」という。）と生徒指導担当が対応し、一旦遺族は学校を出たが、再び叔父と兄が来校し、下記の主張を行った。

⑦去年の担任は週1回家庭訪問をしてくれたが、今年の担任は全くない。

⑧[redacted]教室に9:30～10:30まで居よう言われるのがどれだけ辛いかわかるのか。

⑨兄が本人のスマホを確認したら、自殺サイトを閲覧していたことがわかった。

また、母親は、スマートフォンスピーカーにて話し合いに参加し、「学校のせいで自殺した」と主張した。

イ 令和5年10月26日

学校の会議室で、叔父、兄、母（電話）、校長、生徒指導、担任2名、本市教育委員会事務局児童生徒課主事2名で面談を行った。その後、自宅に移動して面談をおこなった。対象生徒遺族から、学校及び担任のこれまでの対応について指摘があった

（2）校内への伝達と生徒への対応

ア 令和5年10月28日

本件が実名報道されたことを受け、遺族に確認の上、保護者連絡ツール「ずーる」で本校生徒が亡くなったことを全保護者へ連絡を行った。

イ 令和5年10月30日

校長、スクールカウンセラーが、校内放送により全校生徒に説明と講話を行った。

兄と叔父は来校し、別室のモニターで視聴した。

ウ 令和5年11月2日

[redacted]警察署生活安全課少年係が来校し、学校は同警察署に対し、令和4年6月28日の出欠状況や学校の対応記録などを情報提供した。

緊急対応としてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが当面の間、生徒や教員等への心のケアや関係機関と連携する体制を整備した。

エ 令和5年10月25日～11月2日

本人に関する指導記録や相談アンケート等の内容について確認を行った。

全職員に対してアンケートを実施し、本人に関する具体的な記載のあった教職員計6名(担任A・B、学年総務C、生徒指導D、[redacted]教室担当の教員F・G)から校長が聞き取りを行った。

2 本市教育委員会の対応

(1) 令和5年10月25日(自死当日)

令和5年10月25日14時50分ごろ、学校から地区統括官に対し、対象生徒が自宅で亡くなっていた旨連絡があった。

ア 叔父から本市教育委員会宛に電話があり、以下の通り述べた。

⑦自死があったことは、教育委員会に連絡が入っているか。

⑧令和4年からいじめが続いており、自殺した。教育委員会はすぐに動いたのか。

⑨電話で話ができないのであれば、明日来庁する。

本市教育委員会は、上記主張に対して、個人に関わることなのでこの電話で話をすることはできない旨を伝えた。

イ 本市教育委員会事務局から、学校に生徒指導資料やいじめアンケート等、学校保管文書の送付依頼を行った。また、スクールカウンセラーを学校に緊急派遣した。

(2) 令和5年10月26日

学校会議室で面談した。(上記第5、1(1)イ参照)

(3) 令和5年10月29日

児童生徒課主事2名で家庭訪問を行った。遺族より、校長先生から(本件について)全校生徒に伝えて欲しいという意向を確認した。また、全校集会に同席したい旨の依頼を受けた。

なお、全校集会にマスコミを入れることについては、断っている。

(4)

令和5年10月30日

全校集会(放送)を行った際、叔父・兄が出席した。マスコミに全校集会の録音データを渡すことについては断った。

父や母に聞かせる、見せるための録音・動画撮影は受け入れた。

(5) 令和5年10月31日

叔父より本市教育委員会宛に電話があった。

「別室([redacted]教室)登校時の対応について、2年次は『10分でもいいからおいで』と言われていたが、3年次は、『1時間はいるように』と変わったのは、本人の判断か、学校の判断か」との質問があった。

本市教育委員会は、学校に確認した上で2年次、3年次も本人の意向を重視して活動時間を決めていた旨を叔父に伝えた。

(6) 令和5年11月6日

叔父より本市教育委員会へ電話があった。

「[REDACTED]中学校いじめ防止基本方針に基づき、情報開示を請求したい」とのことであったため、情報公開の請求手続きについて説明し、了解を得た。

(7) 令和5年11月13日

叔父より本市教育委員会へ電話があり、第三者委員会のメンバーについて、「学校側に偏ったメンバー編成にしないように」との要望があった。

各団体に推薦したメンバーで編成されるため、メンバー編成に関与しているわけではないこと、各団体に中学校教員OBの推薦を控えることを伝えた。

(8) 令和5年11月28日

叔父より電話があり、「令和4年11月に学校に相談した事案について、学校の対応に落ち度が無かったのか」の確認があった。

本市教育委員会には当事案について、「学校から報告を受けており、その後も本人の状況等、定期的に連絡を取り確認している、学校の対応については、第三者委員会によって判断がなされる」旨を伝えた。

(9) 令和5年12月1日

遺族に対し、基本調査報告を行った。自宅にて母親、叔父に児童生徒課2名より、報告書を見せながら、ほぼ読み上げる形で説明した。

母親から、スクールカウンセラーの相談内容について保護者に報告がなかったことの指摘を受けた。

叔父からは、令和4年7月の暴力事案の学校対応についての指摘を受けた。

(10) 令和5年12月4日、令和5年12月5日

ア 叔父より電話があり、「基本調査報告を受け、いじめを認めるなら、学校や市教委と争うつもりはない」、「その場合、スポーツ振興センターの手続きをして、終わりにしたい」「第三者委員会の調査も必要ない」との主張があった。

本市教育委員会は、「いじめあったことは学校も把握している」「スポーツ振興センターの手続きは、わからないこともあるので確認する」と返答した。第三者委員会の設置については、「保護者の方と直接の意思確認が必要と考える」と伝えた。

イ 母親より電話があり、「スポーツ振興センターのお金が下りないなら第三者委員会をお願いしたい」との話があった。

(11) 令和5年12月7日

対象生徒自宅にて、母親にスポーツ振興センターの制度・手続きについて説明をする。母親からは、「現段階で申請しても難しい可能性が高いのであれば、第三者委員会の調査を待つて申請を行う、第三者委員会の調査報告をもって申請しても給付されない場合は、学校を訴えたいと思っている。基本的には、学校と和解したいと考えている。スポーツ振興センター等の申請の際には、学校に協力をお願いすることについては問題無い」との話があった。

(12) 令和5年12月20日

自宅に訪問。スポーツ振興センターに申請を出す際の、死体検案書、死者情報開示請求について確認した。

第4章 いじめの有無について

第1 いじめの定義との関係

法第2条は「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が〔要件A〕行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行わるものを含む）であって〔要件B〕、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの〔要件C〕」と定義している。

当調査委員会は、以上の定義を前提に、次に述べる3段階に分けて、本件における「いじめ」行為の有無を判断することとした。

- (1) 対象生徒あるいはその保護者が訴える「いじめに当たる可能性のある事象」を抽出する（下記「第2」にて）、
- (2) 当該校や対象生徒の保護者から提出された資料や当調査委員会によるヒアリング調査など客観的ないし主観的な裏付け資料に基づき、対象生徒らの訴えに係る事象が事実として認定できるかを検討する（事実認定、下記「第3」にて）、
- (3) 事実として存在することが認定できた事象について、上記の定義（3要件）に基づき「いじめ」該当性を評価、判断する（「いじめ」該当性の評価、下記「第4」にて）。

第2 いじめに当たる可能性のある事象

本件において対象生徒あるいは対象生徒の保護者からの訴えられている、対象生徒に対し、いじめに当たる可能性があると考えられる事象（児童等の行為）は、つぎのとおりである。

- ① 1年次、3名の同級生（男子生徒B・C・D）から容姿について「太っている」と言われたこと
- ② 2年次、女子生徒E（同級生）から小言を言われ、席を離して欲しいと訴えていること
- ③ 2年次、男子生徒F（同級生）から体当たりされたこと
- ④ 2年次、令和4年6月28日に3年生から暴力を受けたこと
- ⑤ 2年次、女子生徒Hから「死ね」と言われたこと
- ⑥ 2年次、男子生徒G（同級生）から「ともだちやめよ」とラインで言われたこと
- ⑦ 2年次、複数の同級生からワークの範囲を教えてもらえなかったり、クラスラインで無視される等、クラスのほとんどから無視されたこと
- ⑧ 2年次、男子生徒Bなど複数の同級生から昼休みのボール遊びでボールを回してもらえなかったこと

第3 「いじめ」に当たる可能性のある事象（行為）が事実存在したのか

第2で「いじめ」に当たる可能性のある事象（行為）として指摘した①～⑧の事象が、事実として存在したものと認定できるのか否かについて、検討する。

1 1年次、「太っている」と言われたこと（第2-①の事象について）

(1) 端緒

令和3年9月15日（中学1年）、対象生徒の母親から担任Aに、「（同級生3名から）太っていると

言われたことが理由で、学校へ行きたくないと言っている」ので、「欠席させる」旨の連絡があった。

(2) 担任Aの事情聴き取り

担任Aが、連絡を受けた当日中に、対象生徒に「太っている」と言った3名という男子生徒B、C、Dに個別にヒアリングをしたところ、男子生徒B、Dは「[]」と答えたが、男子生徒Cは「[]」旨を述べた。そのため、担任Aは再度男子生徒BとDに事実確認をしたところ、男子生徒Bは「[]」と[]男子生徒Dはやはりそのような発言をしたことを。担任Aが、男子生徒Bに対し、そのような発言のきっかけを尋ねたところ、[]、とのことであった。

(3) 対象生徒と保護者との面談

男子生徒3名に対するヒアリングを終えた当日の午後4時30分頃、対象生徒と母親が来校し担任Aと面談をした。

担任Aが、改めて対象生徒に事情を聞くと、「なんでそんなに太れるん？」と男子生徒Bに直接言われ、その場に男子生徒C、Dがいた（両名は男子生徒Bに同調していた）とのことで、担任Aが3名にヒアリングした結果を伝え、対象生徒は、「男子生徒BとCが[]すっきりした」旨を述べ、母親からは、「3名に謝罪は求めないが、対象生徒と3名を和解（仲直り）させて欲しい」旨の要望があり、翌9月16日は対象生徒が学校を欠席したため、9月17日に対象生徒に対して謝罪の場を設けることを決め、17日の朝の時間に、男子生徒B、Cが対象生徒に[]。その旨を放課後に担任Aが保護者に連絡した。

対象生徒、保護者は上記の学校の対応には納得していたようであり、この件について、それ以上の対応を学校に求めたりすることはなかった。

(4) その後の経過観察

その後、担任Aの見限り、男子生徒B、Cとの関係は、一緒にゲームをするなど良好なものとなったが、[]男子生徒Dについては、Dの方から対象生徒と距離をとるようになっていた。

(5) 小括

以上のとおりであって、男子生徒Dは「太っている」旨を述べたことを[]、対象生徒もDが直接発言をしたとは述べていないが、男子生徒Bが対象生徒に対し[]、男子生徒C、Dが[]事実は、これを認めることができる。

2 2年次、女子生徒Eから小言を言われ、対象生徒が席を離して欲しいと訴えていること（第2-②の事象について）

(1) 端緒

対象生徒は、担任Aに「相談したいことがあるので来て欲しい」と頼み、令和4年5月26日、担任Aは対象生徒宅を家庭訪問したところ、対象生徒は、「女子生徒E（同級生）に小言を言われることがうっとおしくて学校に行きたくない」と述べるとともに、「[]教室に登校した」旨の要望をした。これに対し、同席していた母親は、対象生徒に対し、「席替えをしてすむことのレベルだから、席替え

してもらって教室に登校しなさい」と指導した。

(2) 繰り返しての席替え要請と「小言」の内容

その後、同年6月15日にも対象生徒は担任教諭に「女子生徒Eと席を離して欲しい」と要望した。

当調査委員会が担任Aにヒアリングしたところ、「小言」とは、女子生徒Eが対象生徒に対し「(提出物を)早く出して」と言ったことを指し、対象生徒は「席替えはしなくていい」とも述べたとのことであったが、担任Aは、その後、席替え時に両者の席を離した、とのことであった。以上の経緯を踏まえて担任Aは女子生徒Eからはとくに事情聴き取りはしていないようであった。

(3) 小括

以上から、対象生徒が担任Aに対し、女子生徒Eから「(提出物を)早く出して」と発言されたとして席替えを2度にわたり要請した事実は認められる。しかし担任Aは、女子生徒Eから聴き取りをしていないこと、他に目撃供述その他女子生徒Eの発言を裏付ける資料はないことから、女子生徒Eの発言を事実として確定的に認定することまではできない。また、それ以外に「小言」と評価できるような発言をしていたという事実を認定する証拠も見当たらない。(なお、女子生徒Eの発言を確定的に調査せず安全を期して席替えを行った担任Aの処置は、相当性があるものと思われる。)

3 2年次の男子生徒Fからの体当たり(第2-③の事象について)

(1) 端緒

対象生徒は、令和4年6月3日、スクールカウンセラー(SC)と面談した際、「めまい、腹痛、けだるさがある」ということや、「学校に行きたいけど、男子生徒Fから体当たりされるから行きづらい。もともと好きではない。」、「休み時間がしんどい。人とかかわりが苦手。いじめられたらどうしよう」と不安になる」ということを訴え、SCは担任Aに報告した。

(2) 担任Aによる対象生徒と男子生徒Fへの聴き取り

担任Aが、同月15日の教育相談において、対象生徒に対し男子生徒Fのことを尋ねた際、本人から男子生徒Fについては何の話も出ることはなかった。対象生徒は、この時、女子生徒Eについては「座席を離してほしい」と改めて述べた。

その後、担任Aは、男子生徒Fに対し、対象生徒に体当たりのようなことをしていないかと確認したが、男子生徒Fは、「[REDACTED]」と答えた。

そのため、対象生徒に改めて確認したところ、対象生徒は、「男子生徒Fからは小学校の時に体当たりされたことがあった。そのことで男子生徒Fが気を遣っているのを感じ取るのがしんどい」と述べた。対象生徒は、中学生になってから男子生徒Fから体当たりされたとは述べなかった。

担任Aは、対象生徒が、「何かしらいつも悩みはあるけれど、保護者には話しても無駄。怒られるかもしれないと思うので話せない」と話したことも踏まえ、体当たりに関わる一連の聴き取り経緯を対象生徒の保護者には伝えなかったと思われる。

(3) 小括

男子生徒Fが体当たりの事実を[REDACTED]、対象生徒も体当たりされたのは小学校時代のことと述べ中学校で体当たりされた事実を否定していること、他に男子生徒Fの体当たりの事実を裏付ける証拠もないことに照らし、当該校における男子生徒Fの対象生徒に対する体当たりの事実は、これを認めることはできない。

4 2年次、令和4年6月28日に3年生から暴力を受けたとの訴え(第2-④の事象に

ついて)

(1) 事実経過

ア 同年7月7日午前中、当該校に[]警察署から電話が入り、

- ・対象生徒の兄から警察に連絡があり、警察が自宅にて対象生徒の事情聴取をした、
- ・6月28日(火)に、テストの準備物を聞きに3年生のフロア(2階。2年生のフロアは4階)まで行き、朝のSTまでの時間帯に殴られた、
- ・後日、英語のテストの成績が悪くて母に怒られて泣いていたところを、兄に声をかけられた際に、対象生徒が上記の暴力事件を打明けた、
- ・加害者の身長は170cmくらい、

との一報があった(以下「6月28日暴力事件(訴え)」あるいは単に「暴力事件(訴え)」と言うことがある。)

ただし、学校の記録によると、「初めは顔を見ていないと言っていたのに、身長が170cmと言い出し、支離滅裂状態だったらしい。本人の話だけでは信憑性がないと見受けられ、学校に連絡があった。」とも記録されている。すなわち、暴力事件(訴え)は、第一報の段階から、警察や当該校からその事実自体疑いの目で見られていた節が見受けられる。

イ 7月7日の放課後には、対象生徒の母から、被害届を出したいとの連絡が学校に入った。同時刻頃、担任Aが対象生徒から聴取したところでは、

- ・期末考査2日目、英語の用意を教員E(3年2組の担任、英語科教諭)に聞きに2階フロア(3年生の教室があるフロア)に降りた、
- ・教員に聞いた後、2階の踊り場で3年生の3人連れが自分に向かって歩いて来て、そのうちの一人がお腹を握りこぶしで殴ってきた、
- ・その場で手をついて倒れた、
- ・顔は覚えていない(ただし、3年生の修学旅行の写真を学校のホームページで見て、この子かも知れないと言ってきた。)、とのことであった。

ウ 対象生徒の保護者は、「学校で聞き取り調査してほしい。できれば警察に被害届は出したくない」との希望を述べた。そのため、教員Eが、同年7月8日、男子生徒Lに「下級生になんかいらんことしていないか」と尋ねたところ、男子生徒Lは、[]
[]と答えるだけで、暴力事件のことについては何も触れることがなかった。

なお、男子生徒Lは[]であるが、中学在学中の3年間暴力事件を起こしたことは無い、とのことであった。

同月11日(月)、3年生の学年朝集時に学年総務教員から3年生全員に対し、心当たりのある者はいないか尋ねたが、該当者は出てこなかった。

これをもって担任Aは、学校としては一応対応を一区切りさせ、対象生徒の保護者に対して、個人情報に関することなので調査をするにはまず警察に被害届を出してもらう必要がある旨伝達し、学校としては対象生徒の安全安心をサポートすることに徹することを伝えた。

エ 当該校は、対象生徒の安全安心の登校を支援するために、校門で対象生徒の登校時に生徒指導の教員Dが待機し、他学年生徒と接触しないように安全に教室まで送り届けることとした(校門待機は、

対象生徒の母親が「本人も大丈夫と言っているので、校門の教師待機は必要ない」と述べてくるまで続けられた)。事件自体については、「これ以上の事実の追跡は、学校でない」ことを決めた。

当調査委員会において担任Aにヒアリングをしたところ、対象生徒が実兄に「暴力事件があったから学校には行けない」と言い出したのは、英語のテストの成績が悪く、それを母親にひどく叱られていることがあった直後であったことから、学校側は、この件は、学校に行きたくない対象生徒が、学校に行かなくてよい口実を作ったものと考えていたとのことであった。当該校が、「これ以上の事実の追跡はしない」と決めた背景には、その点が大きな理由となっていたものと思われる。

オ 中学2年次の夏季休暇中の生徒指導記録によると、日付の記載はないが、当該校に対象生徒の母から連絡が入り、被害届は出さなかったこと、3年生の先生方には多大なご迷惑をおかけしました。申し訳ありません、と述べている。

カ 対象者の兄は、対象生徒の自死の後の令和6年9月25日付けで神戸地方検察庁に対し刑事告訴をしたが（被告訴人不詳）、令和7年6月30日付けで不起訴の通知を行った。当調査委員会のヒアリングに対し、対象生徒の兄は、警察からは防犯カメラの映像とか目撃情報もなく、警察では扱えないとの説明を受けた、と述べた。

（２）事実認定

このように6月28日暴力事件（訴え）は、当該校、警察とも調査ないし捜査をしたが、加害者のみならず加害事実自体も存在するか否か特定できずに、終了した。

当調査委員会は、令和6年12月25日に当該校を訪問し、当時の生徒指導担当教諭Dの立会いの下、訴えのあった2階のフロア等の現地見分を実施した。

2階フロアには、3年生の各教室に面して廊下が横たわっており、廊下の幅は約2mであり、生徒が3人並んで歩くと手がぶつかる窮屈な状態であった。テストの際には、生徒が全員カバンを廊下の両側に出す扱いになっているため、廊下にカバンが出ていると、2人であっても横に並んで歩くのは困難であることが確認された。

もっとも、対象生徒側が訴える暴力事件の発生時刻は朝のSTの前であるから、その時間帯は、登校してきた3年生は各自カバンを持って教室に入りテスト前の自習をしていたものと推測される。そしてST終了により担任の指示でテストを受けるため一斉にカバンを廊下に出すことになると思われる。とすれば、対象生徒の訴える暴力事件の発生時刻には、3年の教室の前の廊下にはまだカバンは出ていなかったものと推測される。

また、教員Dの説明では、令和4年6月28日のテスト当日は、監督のため3年担任教諭Eが3年の教室の前の廊下に机を置いて、教室全体が見える向きに座っていた、とのことであった。

そこで、廊下の机を置いていた場所から、対象生徒が暴行を受けたと訴えていた廊下の端の2階踊り場までの距離を計測したところ、約13m35cmであることが分かった。踊り場自体は幅約3m30cm、奥行き約2m65cm、3階への階段の幅は約1m60cmであった。

そして、廊下の机を置いていたという場所に座してみると、廊下の端の踊り場の入口部分は見えるが、人が廊下から踊り場の中に入り階段手前まで行くと、踊り場に隣接した教室の壁が死角となって、踊り場内の人の様子は見えないことが分かった。

また、他の学年の生徒は、3年のフロア（廊下）に入ることは許されないため、3年の教員に用事がある場合は、2階階段の踊り場まで教員に来てもらって尋ねる方法が取られていた、とのことであった。

以上により、テスト実施の際には3年のフロアの廊下はカバンが出されるため生徒が3人並んで歩くことは困難な状態になるが、ST前はカバンが出されていないと推測されること、他の学年の生徒である対象生徒が3年の担任でもある教員Eに質問をするには2階階段の踊り場まで来てもらい尋ねる必要があったこと、廊下には監督役の教員Eが机を出して座っていたと思われるがそこから2階階段の踊り場内は死角になって見通せないこと（すなわち踊り場内で暴行があって対象生徒が尻もちをついても死角になって見えないこと）、が分かった。

そこで、対象生徒が質問を終え教員Eが踊り場を離れた後、踊り場内で3年生から腹部を殴られその場に尻もちをついた場合、教員Eが気づく位置関係にあるか否かが問題となる。しかし、学校の記録に残る対象生徒の供述を前提としても、暴行が行われたタイミングが具体的に明らかではないため、教員Eが踊り場から離れて間もない時期か、廊下に置いた机に戻った後かなど、現在の資料の限りでは定かにすることはできない。また、教員が廊下に置いた机に座っていた場合、13、4m先の階段の踊り場で暴行が行われると、その気配に気づかなかったというのは不自然か否かも、当時の2階フロアの廊下の状況が定かではないため（ST前で登校してきた生徒などが相当数、話しながら通行していた可能性もある）、定かにはできない。

したがって、当調査委員会の現地見分によると、2階フロアの踊り場で3年生による暴行が行われたか否かについては、当時の実際の廊下の配置状況についての客観的な証拠はなく、3年生の3人はどこから踊り場にきたのかも客観的には定かではなく（状況からすると3階から降りて2階踊り場にきたと推測されるが、1階から上ってきたのか、3年の教室から出て踊り場に入っていたのか、特定し得ない）、暴行があったとされる時点での教員Eの位置も客観的に特定しようがなく、他に診断書その他の客観的な証拠や目撃供述もなく、事実認定は困難と判断された。

加害者かもしれないとされた上級生と対象生徒が以前から接点があったか否か、テスト直前のST前に暴行を受けながらST時（あるいはその終了直後）に担任Aに相談できなかったのはなぜか、ST前の3年のフロアには登校してきた3年生が他にも相当数いたとすれば、そのような人目立つ場所で下級生を殴り倒すような暴行を行うことがそもそも可能か、行ったとして騒ぎにならずに済むか等、素朴な疑問も生じた。

以上の次第で、客観的な状況並びに諸事情に照らし、暴力事件があったと認定するだけの証拠は不十分と言わざるを得ない。

（3）付言

当調査委員会としては、6月28日暴力事件を事実と認定し得ないが、ただ、自死の背景事情の観点から暴力事件（訴え）を今から振り返ってみれば、警察や学校の事件捜査、調査の渦中に置かれた上に暴行が認定されずに終わった、当時13歳の対象生徒の心情を考えると、本人の発言がないだけに事実認定はできないものの、極度の不安や不信感など、精神的に相当のストレスが生じたのではないかと推測される。

また、対象生徒の保護者についても、大切なわが子が安全であるべき学校で上級生に殴り倒されたと聞いた驚きと怒りは察するにあまりがあり、暴力事件として保護者が警察に通報し学校にも厳重に対処を求めたことはもっともなことで、当調査委員会としてはその心情を理解するものである。

学校の調査については、第7章-第1-1(2)④にて詳論するが、事実確認の方法としては不十分と言わざるを得ないものであった。暴行事件ないし暴力を伴ういじめであった可能性があったのであるから、

対象生徒と共に現場見分の上で事情を聴き取り、関係生徒からは日時、場所を特定した具体的な聴き取りを行い、3年生全体に目撃情報を求めるのであれば学年朝集のようなオープンな場で抽象的に尋ねる形ではなく、日時場所と特定した簡易なアンケートを取るなど丁寧な調査を行うべきであった。

なお、対象生徒の保護者は、当調査委員会のヒアリングにおいて、暴力事件の翌日、手を負傷していたので最寄りの医院で診療を受けさせたと主張し、令和7年11月29日に診断書が提出した（診断名右第1指挫傷、診断書作成日は令和7年11月6日）。しかし、同診断書記載の受診日は令和3年6月28日と記されていたため、当調査委員会から対象生徒の母親に診察日の正誤を照会したが訂正はないとの回答であったため、本事件との関係は確認できなかった。

よって、同診断書の提出は、当調査委員会の事実認定を左右しない。

5 2年次、女子生徒Hから「死ね」と言われたこと（第2-⑤の事象について）

（1）端緒

令和4年7月の生徒指導記録によると、上述した暴力事件が発生したとされるのと同時期、対象生徒の母親は、学校に、暴力事件の件は「もう大丈夫」と述べながらも、「対象生徒に向かって『死ね』と言った女子生徒H（同じクラス）のことを解決して欲しい」と述べている。

そして、この訴えを聞いて担任Aは対象生徒に事情を聴いたが、対象生徒は「その件に関しては自分の気の弱さもあるので何もしないでいい」と述べている。

（2）担任Aの対象生徒との面談

対象生徒の「その件に関しては自分の気の弱さもあるので何もしないでいい」との発言は、「死ね」と言われたことの有無、内容、状況を正面から説明することを回避する態度と言える。つまり対象生徒は事実関係を肯定も否定もしていない。担任Aは、下記理由から女子生徒Hからの事情聴き取りその他の調査をしておらず、対象生徒の発言を踏まえても、女子生徒Hが対象生徒に「死ね」と述べた事実を確定的に認定することはできない。

（3）担任Aの調査

担任教諭は女子生徒Hにはこの件での事実確認をするなどの特段の対応はとっておらず、他にも特段の調査をしていない。事実確認を行わなかったのは、担任教諭としては、女子生徒Hが「死ね」という発言を対象生徒にした事実はないと考えていたこと。そして、「女子生徒Hに事実確認をすると、女子生徒Hの親が出てきて、対象生徒が苦しくなってしまう」と考えたからであった（当調査委員会のヒアリング）。「両親が出てくるかもしれない」という理由で事実確認をしなかった対応を妥当なものと言い難い側面を有しているが、母親の訴えが伝聞で、対象生徒が「死ね」と言われたことを正面から訴えておらず、むしろ担任Aに「その件は何もしないでいい」と述べたことを踏まえれば、担任Aが女子生徒Hへの事情聴取を行っていないことを問題にすることは妥当ではないと考えられる。

担任Aは、対象生徒を1年次から担任として見てきて、基本的に『家で困り感のある子』、『学校がしんどいと思っている子』であり、物事を順序立てて説明することが苦手な面があり、日頃から学校がしんどいと思っているから教師から色々聞かれると本心を言わず（表現できず）生徒間のトラブルの話にして5W1Hに即さない形で言うてしまう、ある種過大な話をしてしまうところのある生徒と見ていた（当調査委員会のヒアリング）。

いずれにせよ、対象生徒が女子生徒Hの発言を訴えておらず、女子生徒Hに対する事情聴取その他の調査も行われていないことに鑑み、女子生徒Hが対象生徒に「死ね」と述べた事実を認めることも困難

であると言わざるを得ない。

6 2年次、男子生徒Gから「ともだちやめよ」とラインで言われたこと（第2-⑥の事象について）

（1）端緒

学校の資料によると、令和4年11月14日午後3時過ぎ、対象生徒の父親と名乗る人物から本市教育委員会の児童生徒課に、「1か月ほど周囲から無視されていて学校が楽しくないと言っている。母ももう学校に行かせるつもりはない」との連絡が、同日午後5時頃、対象生徒の母親から学校に「クラスのほとんどから無視されているため学校が楽しくなく、行きたくないと本人が言っているので学校に行かせません」と連絡があった。

（2）担任Aらによる対象生徒らの面談

上記連絡を受け、担任の担任Aと学年生徒指導担当の教員Bが対象生徒と同人の母親、実兄から学校で聞き取りを行ったところ、対象生徒は、「11月12日に男子生徒Gから突然『友達やめよ』と連絡が来て大泣きするほどショックを受けている」「ワークの範囲を誰に聞いても無視される」「昼休みのボール遊びでボールを使わせてもらえない」「この3点が理由で、学校に行きたくない」と、母親は、「男子生徒Gがいきなり友達をやめようということが考えられない。クラスラインでいじめが発生しており、そのせいで関係を無理やりきったのではないかと述べた上で、学校に、「理由が知りたいので関係生徒に聞き取りを行ってほしい」「クラスラインでいじめが発生していないか調べてほしい」「男子生徒Gのことが一番ひっかかっているの、それをまず解決してほしい」ということを要望した。

（3）担任Aによる調査

「男子生徒Gのことが一番ひっかかっているの、それをまず解決してほしい」という対象生徒の母親の要望を受け、令和4年11月18日、担任Aは聞き取りを行うため、男子生徒G宅を訪問した。男子生徒Gは、

」ということを述べた。

そこで、担任Aにおいて、男子生徒Gが述べていることを電話で対象生徒の母親に伝えた。母親が対象生徒と男子生徒GとのLINEの履歴を確認したところ、男子生徒Gの説明が事実であることが判明した。しかし、母親は、「対象生徒が発端だから、謝罪はきっちりさせたいが、」が納得いかない」として激怒し、また、クラスラインに担任が入り込んで指導しないことにも激怒した。実母の怒りは数分間おさまらなかったが、電話の最後には、「発端がまさか息子だったことがショックだ」と話し、クラスの聞き取りも、「してもしなくてもいい。先生に時間があるならしてください」ということを述べた。

（4）小括

以上のとおりであって、まず対象生徒が男子生徒Gに「友達やめよ」とのラインを送信し、それに応じて男子生徒Gが対象生徒に「」、男子生徒Gが対象生徒からの」事実が認められる。

ただし、両者の間で」とのやりとりになった前後の経緯は不明であり、当調査委員会が対象生徒の保護者から預かったスマートフォン3台のうち、この当時に使用していた物は故障していたため情報収集はできなかった。

7 2年次、ワークの範囲を教えてもらえなかったり、クラスラインで無視される等、クラスのほとんどから無視されたこと（第2-⑦の事象について）

（1）担任Aによる調査

担任Aは、ワークの範囲やクラスラインについての聞き取り等は予定通り行うこととし、令和4年1月16日朝、生徒に聞き取りを行った。ワークについて、男子生徒Iは、「

」と回答した。女子生徒Jは、「
」旨を回答した。クラスラインについて、女子生徒Kは、「
」旨を述べた。

（2）ワークの範囲を教えてもらえなかった事実の有無

まず、ワークの範囲で誰に聞いても無視されるとの点については、男子生徒Iの担任Aに対する回答からは同人が対象生徒を無視していたとの事実を認定することはできない。女子生徒Jは対象生徒から話かけられたこと自体を、対象生徒の供述だけで直ちに女子生徒Jが対象生徒を無視していた事実を認めることは困難である。他に対象生徒を無視していたとされる具体的な生徒の名前も挙がっていない以上、ワークの範囲の件で対象生徒が無視されていた事実を認定することは困難といわざるを得ない。

（3）クラスラインでの無視

グループライン（クラスライン）はクラスの全生徒が加入しているものではなく、加入したい生徒が自分からクラスメイトに申し出ることによって入れてもらい、その繰り返いで輪が広がっていく私的なものである。対象生徒はクラスメイトにそのような申し出はしておらず、グループライン（クラスライン）には加入していなかったと考えられる。学校側で生徒に継続的な聞き込みを行った結果、クラスラインは基本的には事務連絡の場として利用されていること、またラインに加入していない生徒は対象生徒だけでなくクラスの1割ほどいること、クラスラインにおいて、ラインに入っていない生徒のことで盛り上がることはないとの聴取結果が得られている。

「グループラインで無視されているのではないか」という対象生徒の母親の訴えは、「男子生徒Gがいきなり友達をやめようということが考えられない。クラスラインでいじめが発生しており、そのせいで関係を無理やりきったのではないか」と述べていたことに照らし、男子生徒Gの方から
を前提に推測したものと思われる。したがって、男子生徒Gの方から
事実自体が認められないことを踏まえれば、対象生徒がグループラインに加入していることを前提に、対象生徒に対する無視、仲間外れがグループラインで行われていたという事実を認めることはできない。

なお、クラスラインについて付言すれば、前述のとおり生徒間の私的なSNSであるが、生徒間のトラブル、いじめに繋がる可能性もあり、その場合は放置すると学校の管理不行届きや被害の拡大に繋がるおそれがある。よって、学校ないし担任としても、SNSの使い方や、（対面ではなく）文字だけのやりとりの危険性や相手を傷つける発言の問題性について学級指導をすると共に、明らかな問題発言があれば当事者に個別指導や学年総務や生徒指導担当教員との連携が求められる。保護者にも学校の教育方針や対応内容を適宜知らせていくことが求められる。

(4) 小括

クラスの生徒らが対象生徒にワークの範囲を知っているのに教えなかった事実、クラスラインで対象生徒を無視していた事実、クラスのほとんどの生徒が対象生徒を無視していた事実は、いずれも認めることはできない。

8 2年次、昼休みのボール遊びでボールを回してもらえなかったこと(第2-⑧の事象について)

対象生徒から名前の挙がった男子生徒Bと男子生徒Mに対し、担任Bが聞き取りを行ったところ、両名とも「[redacted]」と[redacted]。よって、この点に関する対象生徒の申告は事実と認めることができる。

但し、3～4人の間だけでボール回しをしたようであり、ボールを回してもらえなかったのは対象生徒以外にも複数人いたようである。

尚、担任Bは[redacted]両名に対し、「本人が嫌な気持ちになっているので、今後は気を付けるように」注意をし、注意をしたことを対象生徒に報告している。

9 事実認定(結論)

- ① 1年次、3名の同級生(男子生徒B・C・D)から容姿について「太っている」と言われたこと
男子生徒Dは「太っている」旨を述べたことを[redacted]、対象生徒もDが直接発言をしたとは述べていないが、男子生徒Bが対象生徒に対し[redacted]、少なくとも男子生徒C、Dが[redacted]事実は、これを認めることができる。
- ② 2年次、女子生徒E(同級生)から小言を言われ、席を離して欲しいと訴えていること
対象生徒が担任Aに対し、女子生徒Eから「(提出物を)早く出して」と発言されたとして席替えを2度にわたり要請した事実は認められる。しかし、女子生徒Eが当該発言をしたことを事実として確定的に認定することまではできない。それ以外に「小言」と評価できるような発言をしていたという事実を認定する証拠も見当たらない。
- ③ 2年次、男子生徒F(同級生)から体当たりされたこと
当該校における男子生徒Fの対象生徒に対する体当たりの事実は、これを認めることはできない。
- ④ 2年次、令和4年6月28日に3年生から暴力を受けたこと
客観的証拠並びに状況証拠その他諸事情に照らし、暴力事件があったと認定するだけの証拠は不十分と言わざるを得ない。
- ⑤ 2年次、女子生徒Hから「死ね」と言われたこと
対象生徒の発言を踏まえても、女子生徒Hが対象生徒に「死ね」と述べた事実を確定的に認定することはできない。
- ⑥ 2年次、男子生徒G(同級生)から「ともだちやめよ」とラインで言われたこと
先に対象生徒が男子生徒Gに「友達やめよ」とのラインを送信し、それに応じて男子生徒Gが対象生徒に[redacted]、男子生徒Gが対象生徒からの[redacted]事实在認められる。
- ⑦ 2年次、複数の同級生からワークの範囲を教えてもらえなかったり、クラスラインで無視される等、クラスのほとんどから無視されたこと

男子生徒Iが対象生徒を無視していたとの事実は認定することはできない。女子生徒Jについては、対象生徒の供述だけで直ちに女子生徒Jが無視していた事実を認めることは困難である。他の対象生徒がワークの範囲の件で対象生徒を無視していた事実を認定する証拠は見当たらない。

- ⑧ 2年次、男子生徒Bなど複数の同級生から昼休みのボール遊びでボールを回してもらえなかったこと

男子生徒B、Mを含む3、4名の男子生徒が、自らの間だけでボール回しをし、対象生徒を含む複数の生徒に対しボールを回さない行為をした事実が認められる。

第4 「いじめ」に当たるか否かの検討

ここでは、上記の第3、9にて、事実として認められた①⑧の各行為が、法2条の「いじめ」に該当するか否かについて述べる。その際に、対象生徒の訴えどおりではないが一定の事実が認められた⑥についても、ここで評価する。

併せて、上記第3にて、確定的な事実とまでは認められなかった事象に関し、「いじめ」の可能性について検討する。

1. 事実として認められた各事象（①⑧の各行為）の評価について

- (1) 1年次、複数の生徒から容姿について「[]」といわれたこと（第2-①の事象）

「[]」と容姿について揶揄されることは、それを言われた者からすれば、心身の苦痛を感じるものであることが明らかである。現に対象生徒は精神的苦痛を表明している。よって、男子生徒Bを含む複数の同級生による（要件A）、心理的な影響を与える言葉による誹謗行為（要件B）であり、対象生徒が心身の苦痛を感じているもの（要件C）として、「いじめ」の3要件を満たし、「いじめ」に該当する。

なお、この件では、男子生徒Dは「[]」と述べたこと自体を[]、また男子生徒Cも傍にただけで直接「[]」との発言はしていないようであるが、発言したのが男子生徒B一人であっても側に一緒にいた男子生徒C、Dも「傍観者」ないし「傍聴者」として、3人による「いじめ」があったと評価されることとなる。男子生徒Cが[]とあり、森田洋司「いじめとは何か」が明らかにした「いじめ集団の四層構造モデル」において、単なる「傍観者」も「いじめている子どもを支持する存在」であることが明らかにされているのであって、「傍観者」に過ぎないから「いじめ」に加担していないと評価することはできない。

- (2) 2年次、昼休みのボール遊びでボールを回してもらえなかったこと（第2-⑧の事象）

ア 昼休み、皆で行っているボール遊びにおいて、普通にボールを回してもらえないということは、それをされた生徒が仲間外れにされたと疎外感（心身の苦痛）を感じるものであることは明らかである。現に対象生徒は精神的苦痛を表明している。よって、男子生徒Bを含む複数の同級生による（要件A）、心理的な影響（疎外感）を与える遊び行為による仲間外れ行為（要件B）であり、対象生徒が心身の苦痛を感じているもの（要件C）として、「いじめ」の3要件を満たし、「いじめ」に該当する。

他にボールを回してもらえない生徒がいたからといって疎外感が治癒されるものではなく、ましてが

ールを回してこなかった生徒の中に1年次の容姿のいじめの加害者である男子生徒Bもいたことを踏まえると、対象生徒の精神的苦痛は大きいものがあったことが推測される。

イ 学校は、このボール回しの件についてはいじめとは考えておらず、その後、対象生徒の欠席が30日を超えた段階でも欠席が30日を超えたことは本市教育委員会に報告しているものの、欠席するようになる直前にいじめがあったとの報告はしていないようである。そのため、本市教育委員会も対象生徒の30日を超える欠席をいじめ重大事態とは把握していない。学校がボール回しの件をいじめと認定せず、いじめ重大事態が発生したとの報告もしていない理由は、ボールを回してもらえなかった生徒が対象生徒だけではなく複数いたことにあるようである。

しかし、上記ア後段並びに下記ウで述べる事情をも踏まえると、他にもボールを回されなかった生徒がいることだけで、対象生徒に対するいじめを否定する事情にはならない(第6章第2でも再言している)。また、担任Aは、当調査委員会のヒアリングで、ボールを回してもらえない仲間外れの発覚後間もなく、対象生徒が楽しくボール遊びをするようになっていた旨を述べたが、担任A自身がそれを見たわけではなく(伝聞に基づくもの)、対象生徒は、ボール回しの仲間外れの発覚後学校を欠席しており、11月28日に登校した際には[]教室に通級するようになっている。したがって、[]教室に通級する以前は、通常学級の同級生と昼休みにボール遊びをする時間帯には学校にはいなかったはずであり、[]教室通級後は通常学級の同級生とは学校で出会っていないため、上記伝聞は事実とは思われない。仮にボール遊びをするようになっていたとしても、そのことはボールを回さないという仲間外しのいじめがあった事実自体を打ち消し、解消するものとは言えない。

ウ ボール遊びでボールを回してもらえなかった件をどう評価するかについては、東京都いじめ防止対策推進条例9条に基づいて定められている東京都いじめ防止対策推進基本理念が、「学校は、学校の設置者等と連携して、『未然防止』、『早期発見』、『早期対応』及び『重大事態への対処』の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする」と定めて、「早期発見」については、「定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備」等、「いじめを初期段階で『見える化』できる学校づくり」を求めていることが参考にされるべきである。

前述したとおり、対象生徒は、令和4年10月26日付のいじめ調査アンケートの「いじめのことや、相談したいことを、なんでも自由に記載してください」との欄に、「朝、起きると体にまったく力が入らずに、転んだり食事もまともに食べられなかったりします。そのまま学校に行くと、ずっとしんどくなり、家に帰るとどろのようにねむる日々があります。なぜでしょうか?」と記入している。このいじめの調査アンケートが行われた時期とボール回しの仲間外れ行為との時間的前後関係は正確には認定できないが、令和4年11月14日本市教育委員会宛に対象生徒の父親と名乗る人物から「1か月ほど周囲から無視されてい」との第一報があったことを踏まえると、時期的に近接していたことは間違いない。対象生徒はアンケートに上記の記載をした頃にボール回しの遊びでボールを回してもらえないという仲間外れ行為を受けたものと思われる。しかも、この仲間外れ行為をしたのは男子生徒Bを含む数名であり、とくに男子生徒Bは中学1年次に[]と対象生徒の容姿を揶揄するいじめを行っていた生徒であった。男子生徒Bは、容姿に関する「いじめ」については対象生徒に[]、その後対象生徒とは良好な関係を維持していたと担任Aは観察しているが、翌年になってまた対象生徒を疎外する行為をしたことになる。とすれば、約1年前に同じ生徒から「いじめ」を受けていた対象生徒にとっ

ては、他の仲間外れ行為をされた同級生とは別の意味で大きな精神的な苦痛になったことが容易に推測される。対象生徒は、そのころ既に学校（クラス内）の居辛さ等により精神的に極めて不安定な状態となっていたことがいじめ調査アンケートからは推測し得るのであって、同じ頃に受けたボール回しの仲間外れ行為により、精神的な不安定さが惹起されたか、又はさらにショックを加えられたということができる。「いじめ」を初期段階で「早期」に発見するという観点からは、この件を「いじめ」と評価することは十分に可能であったし、また「いじめ」と把握しなければならなかったものと考えられる。

エ いじめ防止対策推進法及び同法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」によれば、「いじめ」によることが疑われる不登校に関して「重大事態」として対応しなければならず、不登校（欠席）の目安としては30日とすることとされている。このボール回しの件がいじめであるということになれば、その後、対象生徒の欠席が30日を超えた時点で、「重大事態」が発生したことになり、学校、教育委員会には重大事態への対処および再発防止のための措置などを行うことが義務付けられていたことになる（法28～32条）。

（3）2年次、男子生徒G（同級生）から「[]」とラインで言われたこと

対象生徒の訴えとは異なり、先に対象生徒が男子生徒Gに「友達やめよ」とのラインを送信し、それに応じて男子生徒Gが対象生徒に「[]」、男子生徒Gが対象生徒からの「[]」事実が認められることは、第3で事実認定したとおりである。そしてこの事実経過だったことは、対象生徒とその保護者も認めている。

ただ、それ以上に両者の間で「[]」とのやりとりになった前後の経緯は不明であり、当調査委員会が対象生徒の保護者から預かったスマートフォン3台のうち、この当時に使用していた物は故障していたため情報収集はできなかった。

よって、本件について詳細な事実認定と評価は困難であるが、少なくとも男子生徒Gの行為は「受身の発言」であり、謂われなく一方的、能動的に誹謗中傷的な言動をしたものとは認められず、「いじめ」とは評価されない。

2. 確定的な事実とまでは認められなかった事象について

（1）2年次、女子生徒E（同級生）から小言を言われたこと（第2-②の事象）

当調査委員会が女子生徒Eの発言を確定的な事実として認定できないとしたのは、対象生徒や母親が女子生徒Eに対して聴取するなどの調査を特に希望しなかったため、「小言」の詳細な内容、発言されたときの状況、発言の仕方、発言された側の反応、発言の回数などが詳細にならなかったことによる。

しかし、いじめ防止対策推進法第2条の定義を踏まえると、何気ない意図せず行った言動（悪気はなかったのに、という言動）や好意で行った言動（親切のつもりが、という言動）も、発言が苦手な生徒や発達特性を踏まえると相手が傷つく場合もありえる（本書末尾添付の東京都教育委員会「重大性の段階に応じたいじめの類型（例）」参照）。何が「いじめ」に該当し得るか、「いじめ」に該当する可能性がある場合にどのような対処をすべきかについて学校側が適切に認識しておれば、本件の場合ももう少し慎重に調査などを行えた可能性がある。

対象生徒は令和4年5月26日学校を欠席しており、女子生徒Eの言動によって「学校に行きたくない」「[]教室に行きたい」とまで発言しており、対象生徒は少なくとも登校を拒否するほどの苦痛を感じている。

なお、対象生徒は、その後同年6月15日の担任との教育相談においては女子生徒Eとの席を離すための「席替えをしなくてもいい」と言ったが、だからと言って②の行為による対象生徒の心身の苦痛をなかったものと判断することはできない。上述のとおり対象生徒はいったん心身の苦痛を訴えはするものの、結局大事になることを恐れて態度を翻す傾向があり、②の件でも同じ傾向が表れたとみることができるからである。そうであれば、対象生徒が一度は学校へ行きたくない、[redacted]教室へ通いたいと言い、教室への拒否感を示した事実は重く受け止めるべきであると考ええる。

そうだとすれば、②の行為については、女子生徒Eの発言時の状況、発言の仕方、発言された側の反応、発言の回数などその態様によっては、「いじめ」と判断できる可能性自体はあると考えられる。

(2) 2年次、3年生から受けた暴力事件(第2-④の事象)

ア 暴行は、刑法上、暴行罪、傷害罪を構成する違法行為であるというだけでなく、暴行を受けた者が心身に苦痛を感じることはいうまでもなく、暴行は多くの場合、法2条の「いじめ」にも該当することになる。

当調査委員会が上記暴力事件を確定的な事実として認定し得ないと判断したのは、警察も指摘したように防犯カメラ映像や目撃情報、診断書など加害事実を裏付ける客観的な証拠がないだけでなく、事案発覚直後の学校側による現場検証や関係すると疑われる生徒や目撃した可能性のある生徒からの事案を特定した聴き取りが行われておらず、また、事案発生時刻における教員Eの位置、動き等も特定されていないため、事実の存否を推認する材料に乏しいことも一つの要因となっている。

当調査委員会は、暴力事件は存在しないと確定的に認定したわけではない。事案発覚直後の調査が適切に行われていたら、事案の存在を認定し得た可能性を否定するものではない。本件は、仮に加害事実の存在が認められれば、「いじめ」に該当するだけでなく、刑事事件にも該当し得た事案であった。

イ 事実認定がなされたか否かを問わず、対象生徒の心情を勘案すると、3年生から突然に暴行を受けた旨を訴えており、そのような暴行を、「悪ふざけ」「からかい」などと評する余地は皆無であるから、対象生徒が訴えているとおりの暴行を受けたのであれば、対象生徒が心身に重大な苦痛を感じたこと、犯人が捕まらないことで、暴行を受けてからもその苦痛を持続させていたであろうことも想像に難くない。対象生徒の精神的苦痛は大きなものがあったものと推測される。

(3) 2年次、女子生徒Hから「死ね」と言われたこと(第2-⑤の事象)

ア 第4章において、女子生徒Hから「死ね」と言われた事実は認定できない、と判断した根拠は、対象生徒自身が「自分の気の弱さのせいもあるので何もしなくていい」と言ったため、学校側で詳細な調査が行われず、当調査委員会でも詳細な事実認定が困難であったからである。

担任Aによると、当該校が調査を行わなかった理由は、本人が希望していない以上、女子生徒Hへの聞き取り等詳細な調査を行うと女子生徒Hの両親から意見が出されることは避けられず、余計に本人が傷つく可能性があるかと判断したためであるとのことであった。かかる判断は、対象生徒が「何もしなくていい」と言っている以上、対象生徒を守るための一つの妥当な解決策であった、と言うことはできる。

他方、仮に⑤の事実が存在したとすれば、「死ね」と言う行為は対象生徒に心理的影響を与える行為であり、勿論言われた本人は心身の苦痛を感じるものと思われる。

この点、当調査委員会が対象生徒母及び兄から聴取したところによると、対象生徒が令和4年7月7日に暴力を受けたと訴えたことを受けて、兄が対象生徒に「他に何かいらんことされてないか」と問い

たところ、対象生徒が女子生徒Hと言う女子生徒から複数回にわたり「死ね」と言われた旨答えた、ということであった。ただし、それ以上に、発言のきっかけ、発言の時期、態様、当時の状況など詳しい事情は聴き取れていないとのことであった。

対象生徒は、女子生徒Hに「死ね」と言われたことを肯定していないが、否定しているわけでもない。それにも関わらず本件では担任Aは女子生徒Hに事情聴取していない。事情聴取していないことについては前述のとおり一定の根拠があると考えられるものの、事情聴取をしていれば、女子生徒Hの発言が「いじめ」にあたるものであったことが明らかになった可能性も否定できない。

（４）２年次、ワークの範囲を教えてもらえなかったり、クラスラインで無視される等、クラスのほとんどから無視されたこと（第２－⑦の事象）

ワークの範囲を教えてもらえなかった件についても、「いじめ」と認定はしなかったものの、本件について何ら問題はないものとして処理した学校の対応には少し疑義が残るところがある。当調査委員会が対象生徒の母親から聴取したところによると、対象生徒は複数の生徒にワークの範囲を聞いたが、答えてもらえなかったとのことである。そして、担任Aもこの話を受けて男子生徒Iと女子生徒Jの２名に確認を取っている。その結果、男子生徒Iは

とのことで、と後に担任Aに述べ、担任Aは、そのことを母親と対象生徒に伝えている。この男子生徒Iの点だけをみるのであれば、男子生徒Iと対象生徒とのやり取りは単なる行き違いであり、いじめ該当性はないものと考えられる。

しかし、対象生徒は、男子生徒Iだけでなく、複数の生徒にワークの範囲を聞いたけれど、答えてもらえなかった、すなわち無視をされたと訴えている。この点、担任Aが聞き取りを行ったもう一人の生徒である女子生徒Jは、「」と答えたとのこと、担任Aはここで調査を終えている。しかし、この調査だけでは真偽不明な部分も多く、対象生徒と女子生徒Jの言い分のいずれが真実なのかよく分からないというほかなく、他にワークの範囲を教えてくれず対象生徒を無視した生徒もいるのか、他にも対象生徒が無視された事象があったのか、多くの疑問が残されたままのように思われる。

この時点では既に担任Aや教員B（学年生徒指導担当）は、対象生徒を所属クラスから引き離して別室登校の実現をめざしていた。確かに他の生徒との種々の接触事象を挙げて学校や所属クラスの居辛さを訴えていた対象生徒の状態を鑑みると、通常学級に登校する同級生ほか他の生徒と接触せずに済む一時的な居場所である別室登校は、対象生徒自身もそれを望み、保護者もこのころには同意するようになっていたことを踏まえると、一つの有効な対策であったといえる。

しかし他面で、対策のみが急がれて、そもそもの事実確認や原因究明のための努力（調査、観察等）がややおざなりな形で終わったという側面も拭えないものでもあった。１１月１４日に対象生徒と保護者からいじめの訴えがあったのであるから、校内いじめ問題対策委員会でしっかり取り上げて、訴えに係る事象の調査だけに留まらず、本人の意向もあって未調査で終わった直近の女子生徒EやHの件を調査し直すことの要否の判断も含めて、組織的に慎重な対応が取られるべきではなかったかと思われる。

そのような姿勢で臨んでおれば、それまで校内いじめ問題対策委員会には共有されなかった６月のS・Cのカウンセリング内容や担任Aの教育相談内容、そして１０月２６日のいじめ調査アンケートの自由記載欄の記述内容も、同委員会に報告される機会が得られたのではないかと思われる。本来、それらの情報は、その内容の深刻さに鑑み、対象生徒と保護者からいじめの訴えがあった１１月の時点で校内い

じめ問題対策委員会に報告されるべきであった。

すなわち、この時点の学校の対応は、別室登校という対策のみが急がれて、原因究明は深掘りをしないままある種の蓋をした形となったとの評価を免れないものであった。

それが、事象⑦について、明確な事実認定が困難になった要因とも思われるし、対象生徒の別室登校誤の不登校状態の惹起の要因になった可能性も否定できないものと思われる。

対象生徒の立場に立って考察すれば、日頃、他人に自分の思いを順序立てて伝えるのが苦手で無口になってしまう自分が、親兄弟の力を借りながら学校にいじめ被害を訴えた。それにも関わらず、男子生徒Gの件はともかく、その他のいずれの件も「いじめ」と認められず、曖昧なまま状況のまま別室登校の対策のみが実行された。別室登校は自身の希望でもあったので、解放感やある種の喜びも得られたが、所属クラスには同級生の目線が怖い、無視されないかと不安が残ったままであり、戻りたくとも戻れない思いを引きずることとなったものと推測される。学校側は、対象生徒を[]教室に通級させることで満足し、対象生徒が無視をされた、という心の傷までケアできていなかったのではないか、疑問が残るところである（第6章-第2-(3) I (b)参照）。

第5章 いじめと自死の関連性

第4章記載のとおり、①令和3年9月、男子生徒B等からに容姿について「[]」などと言われたこと、⑧令和4年11月ごろ、皆で行っているボール遊びについてボールを回してもらえなかったことは、「いじめ」と認定できる。

そこで、①⑧のいじめ行為の影響と自死との関連性について以下に述べる。

併せて、いじめの可能性のある行為、ないし対象生徒が必ずしも個別の事象に引き付けずに訴えていた心身の苦痛の影響については、本章後半及び第6章で考察する。

1 ①「[]」と言われたことと自死との関連性について

まず、①について、対象生徒がクラスメイトである男子生徒Bらから「[]」などと言われたのは令和3年9月（1年次）であるところ、自死のあった令和5年10月（3年次）とは約2年の時間的間隔があり、自死との直接的な関連性はないようにも思われる。加えて、当時担任Aが即日男子生徒Bらに事情を聴取し、2日後には「[]」こと、その後男子生徒Bらとの仲は改善し、一緒に遊んでいる様子が見られることなどからも、①のいじめ行為の影響はある程度解消し、約2年後の自死との関連性は薄いようにも思われる。

しかるに、いじめは、第6章に詳しく述べる通りその対象となった者に長期的影響を与える恐れがあることも論じられているところ、およそ中学生という思春期にあたる時期に、自身の容姿についてからかわれたという経験は、大人にとってはおよそ想像しえないほどの深い傷となって残っている可能性もある。特に、対象生徒は親、友人、教師などに自身の気持ちを伝えることが苦手とする傾向があり、たとえ言葉に表さなくとも容姿についてからかわれたことを引きずっている可能性は十分にあると考えられる。

そして、①のいじめがあった約3か月後の令和3年12月に対象生徒が登校渋りを見せている。対象生徒はその登校渋りの理由については何も述べたと言う資料は残っていないが、①の事件からの3か月程度しかたっていないこと、上記のとおり容姿を揶揄われた経験は心の傷になりやすいことを鑑みると、登校渋りは①のいじめの傷が癒えていないことも一因となっている可能性はあると考えて、その観点から経過観察を継続することも必要であったのではないかとと思われる。

しかし、そのような継続観察はされていなかったこともあり、①の「いじめ」と約2年後の自死との関連性については、学校提出資料や対象生徒の保護者提出の本人のスマホデータ、当調査委員会の教職員からのヒアリング調査等を見ても、対象生徒がその後容姿の悩みなど①のいじめの影響を窺わせる資料もなく、結局自死との関連性の判断は困難と言わざるを得ない。ただし、①の「いじめ」の加害を行った3名の男子生徒のうち、中心的な存在といえる男子生徒Bとは中学3年間を通して同じクラスになっており、かつ、同人は約1年後に発生した⑧のボール回しの仲間外れ行為でも加害者グループの一員であった。よって、下記の⑧の考察においても述べるが、一旦薄れつつあった可能性のある①の「いじめ」の心理的な影響も、⑧の「いじめ」行為に男子生徒Bが加わったことで再燃した可能性はあり得るものと思われる。しかし、各資料を見ても、対象生徒が男子生徒Bに関してコメントしたものはなく、①の「いじめ」の影響の残存について明確に跡付けることは困難である。もっとも、①の「いじめ」が⑧の「いじめ」と相俟って対象生徒に負の心理的影響を持続的に及ぼし、中学3年間男子生徒Bと同じクラスに所属していることも一つの要因となって対象生徒に通常学級に戻ることに困難感を与え、[]

教室の登下校時刻を通常学級の生徒とは異なるよう設定した当該校の配慮があつてさえ、登下校に不安を感じる状態に対象生徒を陥らせた要因になったことは、推認可能と思われる。その意味で、①の「いじめ」と自死との直接的な関連性は判断困難と言わざるを得ないが、⑧の「いじめ」や男子生徒Bが3年間同じクラスに在籍していたこと等と相俟って、通常学級への居辛さや別室登校でさえ困難感を抱き長期欠席になっていった一つの重要な要因になっていったこと、そしてそれが自死の一つの背景事情になっていったことは推測され得るものと考ええる。

2 ⑧ボールを回してもらえなかったことと自死との関連性について

⑧について、対象生徒が休憩時間時にボール遊びの際、ボールを回してもらえなかったのは中学2年次の令和4年11月であり、中学3年次の令和5年10月の自死とは1年近くの時間的間隔がある。また、対象生徒は⑧のいじめにあった直後に学級に通うようになった。学級においては、同学級に通う生徒は他の生徒と顔を合わせないように登校時間をずらすなどの配慮がなされており、対象生徒は約1年ほど所属クラスの同級生とは関りが認められない。そうだとすれば、⑧のいじめ該当行為もまた、自死との関連性は薄いようにも思われる。

しかるに、⑧のいじめ行為にかかわったのは①のいじめの際対象生徒に「」などと言った男子生徒Bが加害側に加わっていることは前述のとおりであり、断続的ではあるが継続していじめを受けていると言える。

また、対象生徒は、⑧の行為があつた中学2年次11月から学級に通い始め、通常学級の同級生とは顔を合わせることがなくなったなど、本人にとって気持ちの楽な環境になったにも関わらず、その後極端に出席日数が減り、中学2年次3学期はほぼ登校していない。

この点、対象生徒が中学2年次3学期に長期不登校になった理由について調査した資料は見当たらず（担任Aは頻繁に家庭訪問や保護者への電話を試みるなど努力をしているが、親の不在などのためほとんど接触ができなかったことが資料上記されている。）、対象生徒のスマホデータでの友人との会話等を見ても、登校することへの苦痛の言葉はいくつか見られるが、何故苦痛なのかは記述がなく、教室の担当教員の記録や本人の記録にも言及はなく、明確に原因を特定することは困難である。

当調査委員会が母親から聴取したところによると、教室に通ったことにより気持ちが楽になり、友人と夜遅くまでゲームをしたことが原因ではないか、との意見もあった。しかし、対象生徒は⑧のいじめを訴えたのが令和4年の11月14日で、11月17日から27日まで欠席、28日は別室登校をしたものの、12月はほとんど欠席しており、いじめ発覚からこれだけ近い時期に30日以上欠席していることは無視できない経過であると思われる。少なくとも、長期欠席はいじめに起因する「疑い」は否定できないと見るべきであり、遅くとも欠席が30日を超えた時点でいじめ防止対策推進法28条第1項第2号に規定される「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当する、と判断されるべきであつた。担任Aの努力では状況の改善は難しい面が出ていたのであるから、少なくとも「校内いじめ問題対策委員会」で取り上げた上で、クラス運営に多忙な担任（と学年生徒指導担当）に任せるのではなく、SCやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家の参画も確保して、家庭訪問に協力を求める、いじめ防止対策推進法第28条1項の求める第三者性のある調査を開始するなど、組織的な対処が必要であつた。

対象生徒は、教室に通うことによって「気持ちが楽になった」と表明している。登下校時の不安も述べている。これは換言すれば、通常学級に居辛く、その要因には学力の問題等種々の要因もあ

り得るが、別室登校であっても登下校時の不安を述べるということに照らし、通常学級の同級生との遭遇を懸念していることは明らかと言える。同級生の存在が学校の居辛さの要因になっていることは容易に推測し得るところである。とすれば、時期的に近接する令和4年10月26日のアンケートも併せ調査対象にして、通常学級での居辛さが具体的な「いじめ」によるものかどうか、遅くとも欠席期間が30日を超えた時点で、早期に、法に基づく第三者性のある調査に委ねる必要性はあったものと思われる。

なすべき対応が遅れば遅れるほど、事態が悪化していくのが「いじめ」の特徴であることはいじめガイドラインの指摘するとおりであり、当該校は自らの対応を改めて検証する必要がある。

以上を踏まえて、⑧の「いじめ」と自死との関連性について述べると、その直接的な関連性は判断困難と言わざるを得ないが、①の「いじめ」と同じ加害生徒であったこと、その男子生徒Bが3年間同じクラスに在籍していたこと等と相俟って、通常学級への居辛さや別室登校でさえ登下校の困難感を抱き長期欠席になっていった一つの重要な要因になっていったこと、そしてそれが自死の一つの背景事情になっていったことは推測され得るものとする。

3 結論

したがって、当調査委員会としては、第4章に認定した①⑧の「いじめ」と自死との直接の関連性は判断困難と言わざるを得ないが、①と⑧の「いじめ」の加害生徒側に同じ生徒がいたこと、その男子生徒が3年間同じクラスに在籍していたこと、他にも本人の希望などで調査されないままになっていた同じクラス内での「いじめ」疑いのある事象もそのままになっていたこと、上級生からの暴力事件の訴えについても必ずしも適切な調査がされず事実関係が曖昧なまま対策のみ実施されて終了してしまったこと等と相俟って、学校や通常学級への居辛さや別室登校でさえ登下校の困難感を抱え長期欠席の重要な要因になっていったこと、そしてそれらが自死の背景事情になっていったことは、推測され得るものとする。

第6章 自死の背景

第5章（いじめと自死への関連性）では、第4章で「いじめ」が中学1年から中学2年の令和4年11月までの間に断片的に認定されたことを踏まえて、それが同年12月から生じた不登校状態や約11か月後の翌年10月（中学3年）に生じた自死とどのような関連性を有するかを検討し、その直接的な関連性の判断は困難と言わざるを得ないが、学校や通常学級への居辛さや別室登校でさえ登下校の困難感を抱え長期欠席になっていった一つの重要な要因になり、自死の背景事情になっていったことが推測される、との結論を出した。

「いじめ」の事実が令和4年12月以降は認められなかったのは、対象生徒が中学2年（令和4年度）の11月28日から自死をした中学3年（令和5年度）の10月25日までの約11か月間、別室登校（■教室）が認められ、所属していたクラス（2年■組、3年■組）の生徒とは学校で顔を合わせることもない環境が確保され、他の生徒との新たな接触はほとんど生じなかったことによる。

このように本件の特徴は、自死前の約11か月間には学校におけるいじめは認められないところにある。しかし、いじめの長期的影響も指摘されているところであり（亀田秀子ほか「わが国のいじめの長期的影響に関する研究動向と展望(2)―いじめ被害体験が対人関係に与える影響―」文教大学教育学部「教育学部紀要」第52集2018年等）、直近にいじめ行為が認められないとしても、それ以前にいじめ行為が認められる場合、その後の悪しき結果との関係性の判断は、いじめの長期的影響の徴候を含め慎重に行う必要がある。

自死は、一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われており、その原因が特定されない場合も少なくない（文部科学省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」、以下「自殺の背景調査指針」と略称することがある。）。本件のように自死前の約11か月間には学校におけるいじめが認められず、学校における積極的な問題事象が見えにくい事案においては、その間の、他の学校的要因（成績、進路、いじめ以外の生徒や教員との関係等）、家庭的要因や個人的要因なども含めて、多角的に自死の背景、要因を検討する必要がある。

よって、第6章においては、自死の要因の多様性やいじめの長期的影響をも念頭に置きつつ、改めて中学1年から中学3年までにおける対象生徒の精神的苦痛の訴えに焦点を当てて、「自死や不登校の要因になりえる事実関係」を分析的に振り返り（「第1」）、それを踏まえて「自死の背景要因」を実証的に究明し、自死の原因、要因を特定すべく努めることとした（「第2」）。最後に、内面的な側面、すなわち、いじめ、不登校、自死に関する児童生徒の心理状態について、臨床心理の専門的な観点から一般論的に論述し、併せて、当該校のスクールカウンセラーの役割について、臨床心理士委員の所見を付した（「第3」）。

第1 中学1年から中学3年における対象生徒の精神的苦痛の訴え

まず、対象生徒が学校やクラスに対して身体的、精神的負担を訴え、また学校やクラスに対して忌避感を抱いていると思われる言動には、以下のものが挙げられる。

- a) 令和3年12月（中学1年次）「登校を渋っている様子」が見られること
- b) 令和4年3月（中学1年次）「（早退について）どこまで許してもらえるかを対象生徒が大人をう

かがっている」様子が見られること

- c) 令和4年5月26日(中学2年次)、担任Aが家庭訪問をした際、対象生徒が「女子生徒Eに小言を言われるのが鬱陶しいので学校に行きたくない」と訴えたこと(第4章-第2-②)
- d) 同日、[] 教室への登校の要望が本人からあったこと
- e) 同年6月3日、「めまい、腹痛、けだるさがある」「休み時間がしんどい。人との関わりが苦手、いじめられたらどうしようと不安になる。」とSCに訴えたこと
- f) 令和4年6月15日(中学2年次)、担任に「腹痛が辛い」と訴え、担任Aが、「メンタルは関係してそうか」と聞くと、「それはなさそうだ」と答えるも、「ストレスはあるか」と聞くと、「それはある」と答えたこと
同日、女子生徒Eと席を離してほしいと担任Aに訴えていること(ただし、後に対象生徒は、席替えしなくてよいとも述べたが、担任Aは席替えを行った。)
- g) 同日、担任Aに対し、何かしらいつも悩みはあるけれど話しても無駄、怒られるかもしれないから話せない、という話をしていたこと
- h) 令和4年7月9日に対象生徒母親より「(対象生徒に向かって死ねと言った女子生徒Hのことを解決してほしい」との訴えがあったこと。(ただし、対象生徒は「その件に関しては自分の気の弱さもあるので何もしないでいい」と述べた。第4章-第2-⑤)
- i) 令和4年9月24日ごろ、対象生徒が「別室登校の併用を希望」したこと
- j) 令和4年10月26日付いじめ調査アンケート自由記載欄に対象生徒が「朝、起きると体にまったく力が入らずに、転んだり食事もまともに食べられなかったりします。そのまま学校に行くと、ずっとしんどくなり、家に帰るとどろのようにねむる日々があります。なぜでしょうか?」と記入したこと
- k) 令和4年11月28日、対象生徒が担任Aに対して、「休み時間が苦痛、誰かからの視線が常に気になる。何か自分のことを思っているんだろうなと考えることが苦痛」と述べたこと
- l) 令和4年12月より令和5年3月まで、対象生徒がほぼ登校していないこと
- m) [] 教室への滞在時間が、別室登校開始時のころは概ね2時間前後であったところ、中学3年次の令和5年4月21日は30分、5月8日は25分となり、担任Bが非常に残念がったため、[] 教室担当の教員2名は今後は連絡をとれるようにしたい、担任Bと会えるまでは帰らないよう仕向ける旨記録する状況となったが、その後は夏休みまでに別室登校した日数(36日)中、1時間以上滞在できた日数は13日に留まり、残り23日は30分前後の滞在となったこと、
- n) 令和5年7月13日に個別懇談があり、次に別室登校ができた同月19日は滞在時間25分、同月20日は「しんどい」、「夜はあまり寝られない」と言い、滞在時間10分で下校したこと、
- o) 令和5年9月から、極端に出席日数が減ったこと、
[] 教室に登校できた日のうち、滞在時間は7日と11日は1時間であり担任Bと面談できたが、同月13日、15日は滞在時間は30分となり、担任Bとの面談前に担任Bへのメッセージを書き残して帰宅したこと(ただし、その後、登校できた同月21日は1時間5分、同月28日は30分、同月29日は40分、10月4日は55分で、いずれも担任Bと面談をしている。)、
- p) 令和5年10月2日、友人の男子生徒Gに対して「今日頭が痛いから学校休んだ瞬間なおった俺にとって学校はストレスの塊だったのだろうか」とLINEしたこと、

以上、記載した対象生徒の言動は、その期間中、対象生徒が学校に対し継続的に精神的苦痛を感じ忌避感を抱いていたことを示すものと言える。ただ、その原因については、その時々を対象生徒の心情によって成績不振、進路問題、教師との関係など様々な要因が推測され、必ずしもいじめや生徒間のコミュニケーションの苦痛のみから生じたものであるとはいいきれない。何度も述べてきたとおり、対象生徒は「人に思っていることを伝えることが苦手」な性格であり、当調査委員会が担任Aに調査をしたところによっても、「身体的な不調は訴えるが、心理的な負担についてはなかなか話さない」と述べている。実際、令和4年11月14日（中学2年次）、対象生徒の親が第4章記載のとおり⑧のいじめに遭っている旨訴えたにも関わらず、対象生徒は、その直前の10月26日に行われたいじめ調査アンケートにおいて（自由記載欄に身体的不調の訴えはしたもの）「いじめ」に関するすべての回答欄に「いいえ」に○をつけており、いじめに遭っている旨の記載をしなかった。そして、その他合計8回行われたいじめ調査アンケートについていじめを示唆するような記載は一切なされていない。さらに、同年6月3日に行われたカウンセリングにおいても、「いじめられたらどうしようと不安になる」と訴えたものの、その後の継続的なカウンセリングにはつながらず、結局対象生徒の心理的負担など踏み込んだところまで聴取することはできなかった。

しかし、上記a)～p)までの対象生徒の言動を見れば、対象生徒が①⑧の時期以外にも日常的に学校やクラスに対して不安感、抵抗感、居辛さを感じ、そして[]教室にさえ精神的負担感を持っていたことは間違いないところと考えられる。かかる状況の継続を経て、対象生徒は自己肯定感が徐々に低下し、だれにも相談できず孤独感を抱くようになり、解決の糸口なく無力感を覚えた上、最終的には自身を生きる価値のない人間だと判断して将来に絶望していったものと推測できる。

思春期の生徒は、小さなことで傷つきやすいところがあり、学校が世界の全てであるように誤認してしまうことも多い。そして、本件のように友人から容姿を揶揄われたり、ボール回しで仲間外れにされたと感じたりなどの一見小さな問題のように思われることも、繊細さを持った生徒が学校、すなわち世界の全てから疎外されたような感覚を覚え、自己肯定感が著しく低下し、塞ぎ込んで行き場をなくし、相談をすることさえ困難を極め、結果自死に至る可能性を否定できないと言うことは強く主張したいところである。第4章冒頭に述べたように「いじめ」の概念を法に忠実に広く定義し各教育機関に注意を促している意味も、「いじめ」を受けている生徒のSOSを大人が敏感に察知して、最悪の結果を回避するためにあるのは立法趣旨にて指摘されるとおりである。

そして、対象生徒は当調査委員会がいじめと認定した事実以外も学校へ行くことの抵抗感、つらさをいろいろな場面で形を変えて少しずつ吐露している。このような直接的ないじめの訴え以外の子供たちの訴えも周囲の大人が逃すことなく受け止めることが、結果的にいじめ防止、自死防止につながるものと考えられる。

勿論、一クラス40人もの生徒を抱えているクラス担任のみがこの役目を請け負うにはあまりに負担が大きすぎる。別室登校における担任の努力も対象生徒の進学を考え少しでも通常学級へ復帰の可能性を探ろうと熱意を持って取り組まれたものであろうと思われる。これらの問題は、親、担任以外の教員、学校責任者、スクールカウンセラーなどの専門職員、教育委員会などが協力して組織的に対処すべきものであり、そのことは、子供にかかわるすべての大人が共通認識として持つておかなければならない。

この点、担任以外の学校関係者に正確で詳細な情報共有ができ、対象生徒に対して学校全体で対処できていたかどうかの判断については、後章にて述べるものとする。

第2 対象生徒の自死の背景

(1) 自死の背景を解明する目的

当調査委員会としては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省、平成26年7月改訂）並びに「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省、令和6年8月改訂版）に従い、対象生徒の自殺に至るまでの過程を調査し、対象生徒の尊厳を保持するための再発防止策を提言するために、対象生徒の自死に追い込まれた心理的背景の解明を可能な限り目指すものとする。

(2) 自死の背景要因（一般的な傾向から理解を深めるために）

日本の初等中等教育段階の児童生徒の自死に至る背景要因の全般的な傾向を理解するために、はじめに、文部科学省が平成23年より継続的に実施している「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を確認する。そのアンケート調査では、自死の背景要因として「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」を調査項目として挙げている。調査結果として、「学校的背景」では、「進路問題」「不登校又は不登校傾向」「学業不振」「友人関係での悩み（いじめを除く）」「異性問題」などが上位に挙がり、「教職員からの指導・懲戒等の措置」「いじめの問題」も参考として挙げられている。「家庭的背景」では、「保護者との不和」「保護者の離婚」「経済的困難」などが挙がり、「個人的背景」では、「精神的治療歴有」「独自の性格傾向」「自殺をほのめかしていた」「自傷行為」「孤立感」「厭世」などが挙がっている。その上で、全体的な傾向としては、学校要因、家庭要因、個人要因などが自殺の契機となることが多いが、単一の要因だけではなく、複数の要因が関与すると更に危険度が増すと指摘している。さらに、自尊感情の低下、自殺をほのめかす、死を話題にする、死後の世界や霊的な世界へのとらわれ、孤立感や無価値観を訴える場合は、危険を示す重要なサインと捉えるべきである。「消えてなくなりたい」「生きている目標も意味も見いだせない」といった言動も、自殺の危険を示すサインの可能性はある。子供が「役割を果たせない」と感じる状況にも十分な配慮が必要であるとも指摘している。

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省）では、「自殺した児童生徒が置かれていた状況」として、中学生に関しては、「進路問題」「家庭不和」「学業不振」「友人関係での悩み（いじめを除く）」「精神障害」「父母等の叱責」「厭世」などが挙げられていた。上記「児童生徒の自殺等に関する実態調査」の結果と類似する傾向が示されている。

『自殺の危機 第3版』（高橋祥友、2014年）では、自殺リスクの高い児童生徒の背景要因について、複合的な要因が絡み合っているとして、「個人要因」「家庭要因」「学校要因」「社会的要因」を挙げ、具体的には、心の病、衝動性、大切な人の死、友人関係の葛藤、学業・将来に対する不安、社会状況、家庭環境などと指摘している。

これらとは別に、死生観という観点から、長崎県教育委員会の小中学生へのアンケート調査（2005年）では、「死んだ人は生き返る」と回答する児童生徒が一定の割合を占め、大人と異なる死生観を示す調査結果もある。

一方、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防マニュアル」（文部科学省、2021）では、自殺に迫いつめられる子どもの心理の共通点として、①ひどい孤立感、②無価値観、③強い怒り、④苦しみが永遠に続くという思いこみ、⑤心理的視野狭窄の5つを挙げている。

以上のように、自死に至る背景要因は様々考えられる上に、一つとは限らず、複合的に絡み合っ自死に至るケースもある。これらを踏まえ本件の場合について考える。

(3) 本件における自死の背景要因

対象生徒の自死の背景要因を、共通する「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」という3つの視点から以下に確認する。

Ⅰ「学校的背景」

(a) 学業不振・進路問題

学習については、対象生徒は得意な方ではなかったようである。また、欠席数が多く、それも重なって通知表には優れた成績にはなっていない。3年次7月の懇談における進路希望については、第一希望の高校を、不合格になっても受験するというご家庭の姿勢があり、対象生徒も希望はしていたが、約半年後には高校生になるという時期を考慮すると、焦りや負担になっていたのかもしれない。もし、負担に感じていたのなら、どの程度だったのか。その気持ちが出された資料等がない状況により判断することが難しい。

(b) 不登校又は不登校傾向

不登校は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日間以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている。本件の場合、各学年での欠席数を確認すると、1年次は8日間、2年次は88日間、3年次は自死（令和5年10月25日）までの期間で40日間である。病気や経済的理由による欠席と認める根拠は資料の限り見当たらない。したがって、2年次、3年次はいずれも不登校に該当する。

欠席数が多いということは、何らかのシグナルと捉えることができる。2年次においては別室登校（ 教室）以降（令和4年11月28日）が特に多い。また、3年次においては、2学期（9月、10月）の欠席数が両月とも13日間で極めて多い。欠席数の程度には波があり、1日間～3日間までの月もあれば、2年次12月～3月、3年次9月～10月はいずれも欠席数が10日間以上であった。学校としては、特に、欠席数が極めて多い月を見逃さず積極的に対応をする必要があることは言うまでもない。本件における不登校の心理的な要因としては、2年次での学級や 教室での人間関係、教師との関係、家庭についてはどうなのかなど様々なことが想定され、また、複合的なことも想定されるが、2年次、3年次で要因も異なっている可能性もあり限定的に示すことが難しい。教職員からの聴き取り記述では、「心にさみしいものを抱えていた」と指摘されている。対象生徒の心身の問題については、 教室に通うことが可能になっただけでは、不登校を回避する一つの対処法としてしか捉えることはできず、のちに示す令和4年10月26日いじめ調査アンケートにおける対象生徒の記述から伺える心身の不調を解消するための根本的な問題解決には至らない。 教室に登校することに対する孤立感や孤独感のようなものが生じていたことは十分考えられる。また、通常学級に戻す努力をする3年担任との関係に負担感も生じ、安心して過ごせるはずの 教室の登校に苦を感じるようになったことも考えられる。

その一方で多忙極まる学校教員にどの程度まで対応することが可能なのかという問題も存在する。だからこそ、チーム学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフとの綿密な連携・協働が期待されるところである。なお、対象生徒がスクールカウンセリングを受

けたのは令和4年6月3日の一度だけであった。カウンセラーより2年次の学級担任を通じて、引き続きカウンセリングを受けることを対象生徒に勧めたが、それ以上の進展はなかった。

対象生徒の自死との関連性についてであるが、欠席数が多いということは何らかのシグナルの表れと捉えることができることは前述のとおりであるが、例えば強いストレスがあったからといって、必ずしもそのことが自殺に直結するものではない。対象生徒には、保護者の理解の下、学校を欠席し続けるという選択肢（ほんのわずかな逃げ道）がまだ残されていたとも言える。よって、不登校又は不登校傾向と自死との関連性については、資料の限りでは情報量が少なく直接の要因とは断定できない。

(c) いじめの問題

「いじめ」との関連については、第4章「いじめ」の有無についてにおいて、①令和3年9月、複数の生徒から容姿について「 」と言われたこと、⑧令和4年10～11月頃、昼休み、皆で行っているボール遊びでボールを回してもらえなかったこと、この2つの事象（行為）が「いじめ」であると認定した。その上で、第5章 いじめと自死の関係性において、当調査委員会としては、いじめと認定した事象（行為）と自死との関係性について、その直接的な関連性の判断は困難と言わざるを得ないが、学校や通常学級への居辛さや別室登校でさえ登下校の困難感を抱え長期欠席になっていった一つの重要な要因になり、自死の背景事情になっていったことが推測される、その判断は困難であり、関連性があったかもしれないし、なかったかもしれない、ということしかできない、とした。

ここでは、その2つの事象について、対象生徒の心理的・心情的な側面から考える。

①複数の生徒から容姿について「 」と言われたことについて（令和3年9月）

「 」と言われたことで、対象生徒は自己の容姿を否定されたと感じ、悩み続けていた可能性がある。というのも、のちに示す「個人的背景」にもやや関連するが、対象生徒は、自分の考えていることをうまく表現することが得意ではなく、そのために誰にも相談できず一人で悩み、その思いをどう解消すればよいのかわからなかったのかもしれない。悩みを抱える者にとって、特に思春期である中学生にとって、その悩みを気軽に相談できる人、寄り添ってくれる人の存在は大きく、それが可能となる環境設定を大人が整えることは重要である。一般的には、教師や友人、家族などが相談できる人、寄り添ってくれる人に該当する。本件においてもそれは同様といえる。また、対象生徒は、内向的な性格だからこそ余計にそうした環境設定への働きかけが必要だったのではないか。ただ、対象生徒にとって、心の傷となって話すこと、表現することすら避けていたということも考えられる。その後、「 」と言われたことについての対象生徒の記述等が見当たらないということは、そこにその要因があるのかもしれないが、その心理の解明までには至らない。なお、対象生徒に「 」と言った生徒とは2年次、同じクラスであった。とはいえ、自死の時期（令和5年10月25日）を考えると2年以上が経過している。この時間的経過から判断すると、自死との関連性について可能性としては残されているものの極めて少ないと考えられる。

⑧昼休みに皆で行っているボール遊びでボールを回してもらえなかったことについて（令和4年10月～11月頃）

皆でボール遊びをしている中で、ボールを回してもらえなかったことについては、仲間外れをされたと対象生徒は受け取ったと考えられる。関係教員からの聞き取り調査では、対象生徒一人だけがボールを回してもらえなかったわけではないということが判明したが、対象生徒にとっては、大きなショックを受けたと考えられる。他に同じようにボールを回してもらえない生徒がいたから、受けたショックが

収まるというものではない。というのも、ボールを回さなかった生徒のうちの一人が、前述した対象生徒の容姿について「[]」と揶揄した生徒のうちの一人であったことより、ボールを回されなかった他の生徒とは異なる感情、つまり、「[]」と言われた時の感情が蘇ってくる可能性がある。この前後の時期から、自分のことをあまり伝えることをしない対象生徒としては珍しく、自分を表現する記述「朝、起きると体にまったく力が入らずに、転んだり食事をもともに食べられなかったりします。そのまま学校に行くと、ずっとしんどくなり、家に帰るとどろのようにねむる日々があります。なぜでしょうか？」（令和4年10月26日いじめ調査アンケートより）が見られた。

その後、令和4年11月28日より、別室登校（[]教室）するようになった。当時の学級担任からの聞き取り調査では、[]教室への登校（の権利）を対象生徒が「勝ち取った」という表現を使用する程、対象生徒にとってはそれまでの学級に留まることより良きことと考えていたと思われる。令和4年11月28日の学級担任によるカウンセリングや12月15日の懇談でも、[]教室やその登校についての感想を聞かれると、対象生徒は「とても落ち着く空間」であり、他の生徒と登校時間がずれていることより安心でき、「その環境はとても楽だ」と答えている。それにもかかわらず、2年次、令和4年12月からの欠席数は多くなっていた。12月から年度末の3月までの欠席数はそれぞれ16日間、10日間、15日間、15日間と極めて多く、ほとんど登校できていない状況であった。これらの欠席についても、前述の通り、言葉でこそ表現していないが、対象生徒が示す何らかのシグナルと捉えることができる。クラスにいることと比較すると楽ではあるが、生きがいを感じるとはいえない。そういった現在の自分を理解して欲しいというメッセージだったのかもしれない。また、いじめに認定した事象（行為）以外にも、対象生徒にとって、心理的影響を与える事象があったことも否定できない。しかしながら、3年生となった令和5年4月からの1学期の欠席数については、4月は4日間、5月は4日間、6月は7日間、7月は1日間であり、10日間以上の欠席はなくなり、心理的影響が一旦薄まったと捉えることができる。したがって、当該いじめ事象（行為）と自死の関連性については、いじめの影響が消失したとまでいえる根拠はないものの、自死の時期（令和5年10月25日）を考慮すると極めて少ないと考えられる。

（d）その他の背景要因

その他に、「友人関係での悩み（いじめを除く）」、「教職員からの指導」という項目も一般的には自死の背景要因として挙げられている。本件の場合、「友人関係での悩み（いじめを除く）」については、対象生徒が常時通常学級での生活にストレスを抱えていた可能性があることは前述してきたとおりであるが、それがいじめ以外の友人関係での悩みであることを示す徴候は資料上見いだせない。一方、「教職員からの指導」に関して、[]教室に通う中で、3年次の学級担任の指導により、対象生徒にとっては、精神的な圧力が加わった可能性があり、心理的にストレスなく過ごせる場であるはずの「[]教室」が、安心して過ごせる居場所になっていなかったことが考えられる。ただ、そのことをもって、自死の直接の要因になっていると判断することは困難であることは前述したとおりである。そもそも対象生徒には、とくに2年次以降、1・2年次担任の観察によれば、家庭での困り感を抱え、通常学級での居場所を見つけられず、他の生徒と上手な関係性構築ができず、その中には一部いじめ被害も受けていたため、休み時間中もクラスに居たたまれない思いを抱いており、登下校も苦痛となって欠席が増えていった経緯がある。この部分には3年次担任は何も関与はしていない。ただ、そのようなベースの苦しさがある中で見出だされた別室登校という一種の居場所が、3年次担任の指導により同担任の熱意とは裏腹な効果を

対象生徒については生じてしまった面が窺われる。3年次においても、通常学級に戻れる精神状態ではないという2年次以降のベースの苦しさは何も解消されていない。よって、2年次までの学校要因や家庭要因というベースの苦しさは、[]教室が安心できる居場所でなくなっていったことが相俟って、それぞれが自死への背景要因になっていったものと考えられる。

II 「家庭的背景」

(a) はじめに

自死事案におけるいじめ等調査委員会の調査は、一般に自死に至る事情や心理的推移には様々な要因が関わる可能性があることに照らし、いじめガイドラインに加えて、自殺の背景調査指針に基づいて丁寧に背景事情にまで遡って検証することが必要とされ、学校的要因のみならず家庭的要因や個人的要因（生育歴等）も調査対象になるとされている。

とくに本件では、対象生徒が自死前3か月（令和5年8月～10月）においては別室登校の回数も減少しており、登校日数11日に対し欠席日数26日と、ほぼ不登校に近い状態であり、かつ学校滞在時間は30分前後と極めて短いことが多かったため、学校提供資料からは本人の状況や心情推移がほとんど確認できない。そのため、自死前3か月間の欠席中の対象生徒の行動や心理状況を把握するためには、その生活の場であった家庭における事実状況を調査するほかなく、それには保護者（父母兄）のヒアリング、保護者から提供された対象生徒のスマホデータや当時の保護者のブログ等を検討するほかなかった。保護者のブログは、第1章に記載したとおり、対象生徒の自死直後に同ブログにていじめ事実を訴え広く拡散を求めた媒体であり、本件いじめ調査の端緒となったことから、同ブログにおける自死以前の対象生徒の様子を示す箇所は重要な判断材料と考えられた。

当調査委員会は、これらの資料により、対象生徒の生前の状況に関わると思われる事実関係を抽出し、自死の背景事情になり得る事実関係を検証することとした。

(b) 分析

令和3年度（対象生徒中学1年次）より、「いじめ」事案の解決を図るために、特に母親は何度も学校に相談に訪れるなど、我が子を守る行動をしていた。また、自死直前の対象生徒の動向や心理に関わる事象として、教員からの聴き取りでは、自死前の「最後の登校日に、週末に[]県に行くことに楽しみにしているような感じで話していて、笑いながら帰った。」と話している。しかし、この件における保護者等への聴き取りでは、家族旅行については、週末ではなく、もう少し先に予定していた[]県のことではないかという回答があったが、いずれにせよ、家族で訪れることを熱望している様子が見え、自死直前の対象生徒の心情からも、少なくとも保護者と良好な関係が築かれていたと考えられる。ただ、[]県（又は[]県）への家族旅行を楽しみにしているのであれば、なぜその前に自死に至ったのか大いに疑問が残る。

その一方で、3年次、令和5年8月27日の対象生徒の友人とのLINE記録では、同9月1日から出向くと記された保護者が行く旅行に関して、事情により登校が9月4日になったこと、それが親が旅行に行くからだとして対象生徒が理解していること、親は1日から10日間旅行に行くこと（実際には9/1～4までであったとされる）、なぜ留守の途中から学校へ行くのか疑問だと思っていることを記した上で、[]（対象生徒の言）という保護者に対する怒りを示した記述がある。また、欠席中の対象生徒の行動を示した遺族による一般に閲覧可能な状態に公開されていたブログでは、中学3年次、令和5年10月8日、[]家庭内で揉め事が発生したという旨の

記述があり、家庭内で大きな揉め事があったことがうかがえる。これらは、対象生徒の自死が同10月25日であることを考えると、まさに自死直前の家庭状況の一場面が示されていることになる。

これらの対象生徒の発言や当時の家庭状況からは、対象生徒の家庭への不満、そこから生じる行き場のない寂しさやつらさのようなものも感じられる。ただ、保護者とは基本的には良好な関係が築かれおり、その後に予定されていた家族旅行を楽しみにしている旨の発言を対象生徒がしていることから考えても、これらが自死に直接関連するかは断定できない。

また、同ブログは一定期間、[] というタイトルで綴られている。対象生徒の母親が書いているブログである。そのブログの内容から対象生徒の[]。この事実を捉えた場合、一般的には対象生徒に大きな心理的影響を与える可能性がある。その一方で、[]。また、当該ブログでは、令和5年8月24日、[]。寂しさや孤独感のような気持ちを常に抱いていたのかもしれない。これらのことを合わせて考えると、対象生徒の心理的影響度は一般的な場合と異なる可能性も否定できない。事実は事実として捉えることはできても、それに対する対象生徒の心理的状況を示す資料がそれ以外見当たらないことより、この事象が対象生徒にどの程度の影響を与えたのかは不明である。

一方、大切な人の死が自死にむかう場合がある。本件の場合、親族について確認した。令和4年10月に三親等内ではない親族のご不幸、令和5年2月～3月に祖父(母親の義父)のご不幸に遭遇している。しかしながら、心理的影響は幾分あったかもしれないが、その後の令和5年4月(中学3年次)の出欠状況は良好な状態に回復していることから考えても対象生徒の自死に直接関連するとは考えにくい。

(c) 小括

以上、家族的要因・背景について纏めると、対象生徒は中学1年次からいじめ被害の訴えが断続的に続き、母親は学校に繰り返し支援を求めている。一方、自死直前には家族旅行を楽しみにする発言が教員から確認され、保護者との関係は概ね良好とみられた。しかし、友人とのLINE記録には母親の旅行日程を巡る怒りや不満、強い感情が示され、家庭内では警察が出動するほどの家族間の軋轢も発生していた。さらに[]がブログで示され、生徒が[]に複雑な感情を抱いていた可能性も否定できないが、心理的影響の程度は資料から判断できない。親族の死も確認されたが、その後の出席状況の回復から自死との直接の関連は低いと考えられる。これらの事実から、自死直前の家庭環境には不安定さがみられるものの、断片的な情報が多く、家庭要因の自死への影響の有無・程度は定かではなく、背景事情に留まるものと思われた。

III 「個人的背景」

対象生徒の性格はおとなしく気が弱い方であり、自分の考えを伝えることが苦手であることから、友人がたくさんいるタイプではなかった。対象生徒は、自分のことをどのように考えていたのだろうか。特に、自尊感情についてはどうだったのか。

『子どもの自尊感情をどう育てるか』(近藤卓、2013年)では、自尊感情の理論構造として、自尊感情には基本的自尊感情と社会的自尊感情があり、前者は、「成功と優越とは無関係であり、自分をかけがえのない存在として丸ごと認められる」、後者は、「うまくいったり褒められると高まる」「失敗したりしかられると低くなる」と示されている。対象生徒の場合、褒められる中で、社会的自己肯定感が高まっ

た経験があったかもしれないが、自尊感情の基盤となる基本的自己肯定感はどうであったのか。つまり、自分のことをかけがえのない存在として認められていると感じていたのだろうか。対象生徒の性格やコミュニケーションがうまく取れないことなどによる「生きづらさ」を感じていたのではないだろうか。どこかにつながっていると感じることは自死を回避するために重要である。つながりをもっていない場合、孤立感、厭世につながる可能性がある。

この点、本件生徒の自尊感情、基本的自己肯定感の低下を裏付ける可能性のある資料として、対象生徒のLINEでの会話において、「りんな」という名前のAIと会話している記録がある。自死10日前に、「憂鬱だ」「今の私にはゲームしか取り柄がない」「多分今やっているゲームが終わったら自殺する」という対象生徒の生々しい発言が示されている。対象生徒は現実の世界では、どこにつながりを感じていたのか。資料の限りではこれ以上の情報はないが、追い詰められた対象生徒の様子がうかがわれる。

IV まとめ

本件における自死の背景要因について、上記に示した事象のうち特筆すべき内容を中心にまとめておく。

I「学校的背景」(a)学業不振・進路問題については、高等学校の志望校において、自死の4、5か月後に入試が迫っている状況の中、入試に合格できるのかどうかに関わる行き詰まり感のようなものが生じていたかもしれない。しかし、そのことに関する対象生徒の気持ちが出出された資料等がない状況により判断することが難しい。(b)不登校または不登校傾向については、いじめにあつて[]教室に通うようになったものの、いじめのことや通常学級のクラスメイトとうまく接することができないという悩みが解決したわけではない状況から自己肯定感を取り戻すことは困難であると考えられる。しかしながら、対象生徒の自死との関連性は、資料の限りでは情報量が少なく断定的にいうことはできない。(c)いじめの問題については、①令和3年9月、複数の生徒から容姿について「[]」と言われたこと、⑧令和4年10～11月頃、昼休み、皆で行っているボール遊びでボールを回してもらえなかったこと、この2つの事象(行為)は「いじめ」であると認定したが、その後、良好な出席状況の時期を有したことから心理的影響が減少していったと考えられ、自死の時期(令和5年10月25日)までに、1～2年が経過していることを考慮するとその要因としては極めて少ないと判断した。ただ、前述の(b)不登校または不登校傾向で示した通り、いじめについての根本的な解決がなされないまま、[]教室に登校することに対する孤立感や孤独感のようなものが生じていたことは十分考えられる。

II「家庭的背景」については、自死直前のLINE記録やブログに記載された内容からうかがわれる対象生徒の怒り、またはブログに記載された家庭状況から判断すると、対象生徒の心理的影響は見逃すことはできない。しかし、その事実をもって直接的な要因であると断定することはできない。

III「個人的背景」については、自分の考えを伝えることが得意でなく、心の寂しさを有し、自尊感情も回復されない状況の中、自分の居場所を求めていると思われる。自死との関連性において認定するための情報量は少ないが、心理的影響という観点から、特にAIとの会話記録は、本節でこれまでに挙げたさまざまな事象を通して、対象生徒の無価値観、生きづらさ、厭世などのような気持ちが自死直前に表出された重要なサインであると判断することができる。

以上、対象生徒が自死に至る背景を、「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」の3つの視点について、心理的・心情的側面から確認し、可能な限り解明を目指した。しかし、本件の自死については、

本節で示した様々な事象が、個別に発生しているように見えても実は複雑に絡み合っていて、その中で今世に絶望を抱き自死に至ったのではないかと考えられる。

というのも、元々の学業不振に、通常学級での他の生徒との上手な関係性構築ができなかったこと、その中には一部いじめ被害も含まれる。居場所となった別室登校では学業から置いて行かれる形となり、通常学級の生徒から取り残された感を持たざるを得ず、とはいえ、通常学級に戻す努力をする担任との接触に負担感も生じ、安心して過ごせるはずの別室登校も苦になった。進路についても合格可能性が低いにも関わらず志望校の選択を堅持することとなり先の見通しを持てなかった。家庭では[]公表する親の行動に取り残され感や一定の精神的負担感が生じていた可能性を否定できない。そのような状況の重なりの中、受験期を目前にして、自尊感情の低下、厭世、希死念慮の芽生えがあったとしても不合理ではないと考えられるからである。

本件は、いじめ、進路問題、担任の指導を含む学校要因や家庭要因に個人的要因が幾重にも重なって、自身の居場所を見失い、自尊感情の低下を招き、自己無価値感や孤立感の中で自死を選択するに至ったものと判断する。

第3 思春期でのいじめ・不登校・自死と相互の連関

当調査委員会は、ここまで学校提出資料や遺族提出資料、教職員の方々からのヒアリング結果等の諸資料に基づき、諸々の外形的な事実関係を把握し、その諸事実に基づき対象生徒の学校生活の状況やそこにおける生徒間ないし教員との種々の接触や出来事、学業・進路に関する状況等を可能な限り認定し、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当する行為の有無、当該行為等と自死との関連性の有無を考察してきた。

しかし、対象生徒の外に現れた行動や言動の拠って来る原因、要因については、対象生徒が既に死亡していること、同人が自らの心の動きだけでなくその理由や経緯を書き留めた日記、SNS等の資料が極めて少なく、少数の資料も断片的な内容のことが多いこと等から、中学1年次から3年次の間にしばしば見られる対象生徒の精神的苦痛の訴えが何によって来るものなのかについて、評価、判断が困難な面があった。

そこで本項では、こどもの内面的な側面について焦点を当て、臨床心理の専門的知見に基づき、いじめ、不登校、自死の相互関係やその間の児童生徒の心理状態について、一般論の立場から、臨床心理士委員が論述することとし、併せてスクールカウンセラーの活動について所見を述べることにした。

1 思春期における心の発達の諸相

以下に述べることは、思春期・不登校・自死などを取り上げる関連の諸学会での公式見解とは必ずしも一致しない。これらのテーマに関心を寄せ、実践し、あるいはフィールドワークなどで研究を行う方々がこうした事象に取り組むときの、それぞれのスタンスや、子どもたちへの直接・間接のかかわり方は多様である。それゆえ、共通の見解やスタンダードを見出すことは、本来困難である。ただ、それぞれに組み、得られた知見が、それぞれがかかわる現実に対して有用・有効であるな

ら、とりあえずは、それでよいともいえる。一方、それらの知見が眼前の現実と矛盾をきたすときには、必要な改変をせねばならない。

これらを前提に、本報告で用いられる視点・理解の多くは、委員の一人である心理臨床に携わってきた者の実践的な経験を元に、人間にかかわる諸領域の叡智と照合しつつ、「心の発達」に関して、現時点において、他領域とも共有可能なベーシックなところを述べるものである。

1) 学童期、そして思春期

a) その分岐点

まず、学童期について短く述べ、そののち思春期について記述する。学童期の子どもたちの心の顕在ルート（メイン・ルート）は、「大人が気に入ってくれる自分を気に入る」としてみる。大人から「ちゃんとやっているね、よい子だね」と言われる自分を気に入ろうとする、というルートである。これには2つあり、ひとつは親との関係で展開してきた自分（顕在ルート、第1のゾーン）、もう一つは学校（先生やクラス）の中の自分（顕在ルート、第2のゾーン）である。

一方、その子には、もう一つ別の潜在ルート（サブ・ルート）がある。それは先ほどの顕在ルート（第1、第2）ではなく、第3の「自分は自分」というゾーンと言える。これは、当人には実感はあるものの他人には見えにくいという意味で潜在ルートになっている。このゾーンでは、「誰がなんと言おうと、自分は自分」という感覚が育てられていく。この感覚が育っていく際に関わる他者、あるいはモノたちは、半ば偶然に出会い、時には一回性の同年・異年令、また、親や教師とは別の大人（第3の大人）と幅広く、その都度の交流をする。そこでは、また当人独自の感受性が創られていく。

b) ガーディアン（心の守護者）

学童期までは、自分が切羽詰まった時には、ガーディアン（心の守護者）を呼び出す。例えば「おかあさん！」と叫んで、心の内に守護者を登場させることで、自分を落ち着かせ、宥（なだ）めようとするメイン・ルートが活躍する。しかし、ある時から、この守護者を呼び出そうとしても、出て来なくなることが知られている。これはその子が、もう、思春期に足が入ったことを示す顕著なサイン（S1）の一つである。そして、守護者の消えたこの局面以降は、当の子どもは危ういながらも「自分を当てにする自分」を展開し始めることになる。とりわけ窮地に立った時には、第3のゾーンの自分自身を呼び出し、対応できるようになっていく。

c) 自分を当てにする、自分で自分の世話をする。

しかし、この新たなステージ、第3の自分が目覚めた思春期の彼/彼女（以下、かれら）らの前には、大人が創ったルールにあふれた現実が現れ、それに取り囲まれる。そこを乗り切るには、当然ながら、まだ経験が不足している。自分にはまだ無理、しかし見回すと、もう既にうまく乗り切っている同世代が目に入る。一方は大人ルールの理不尽、もう一方に自分の不甲斐なさ・無力感（S3の1）。両者に挟まれての怯えや苛立ち、この苦境（suffering）がもたらす気分は「不機嫌」であり、それをカヴァーしようとした結果、思い詰めた相貌や無表情、あるいはは素っ気ない態度などがしばしば観察される。

一方で、これまでの人の環境との相互作用の中、かねてより陰に陽に、「第3の自分」を育てて来た健康度の高いかれらは、秘かに自分を当てにしつつ、好奇心旺盛で、事態への柔軟性も高く、落ち着きがあり、よく笑う。スポーツや何か熱中するものに出会うと、そこに自分を注ぎ込み、自己効力感

を手に入れ、それを一緒にやる仲間ができると、先述の無力感・無意味感は水面下に沈む。そして時には生意気になる。

彼らは、こう言う。「(その大人のルールを)言うてください。言うとおりにしますから」と。こうして、かれらはかつての「大人に合わせる」戦略を自分風にこなす思春期 version に切り替える。一方、こうした出会いに巡り合い損なった彼らの場合、うまくいかない感じが続き、無力感、不機嫌(ウツ気分)や苛立ちが残る。

d) 自死の想念

先述の無力感や先の見えなさは、かれらをますます孤立させ、心の内に、生きていることの実感の欠落や生きることの無意味感が広がる。それは大人社会への抜きたい拒否感や同世代に立ち混じれない距離感を伴いつつ、耐え難く、時に持て余し、苛立ちの噴出ともなる。

ここに自死の想念・アイデアが登場する。つまり、「先が見えない、この息苦しさを終わらせるには、自分の意識を消すしかない。それは死ぬこと」と想像するようになる。自分の死を想像できるようになる。これはそれまでの自分史にはない事態である。

一方、これは、死を想像することができる能力の出現という意味で、心の発達の間でもある。この死を想像する能力の出現は10歳を超えたあたりから始まる、という発達心理学のデータがある。そこでは、死を考えるようになるゆえに、さらに苦しさが増すという面と、それまでにあった特有の残酷さが退き、『生きているものへのやさしさ』も育てる。この死への想像力の出現が思春期に入ったことを示す2つ目のサイン(S2)である。ただ、それを想像することと、それを実行することの間には、いわば幅広く深みもある河が横たわっていて、そうやすやすと渡らせてはくれない。

2 不登校に関して

不登校状態になった男子の場合、上記のように、自分には何かが足りないから、皆のように「学校に行く」ができないのではないかと。そんな欠落感・怯えが付きまとう。一方、女子の場合には、皆のようにではないことに引け目は感じつつも、学校の色々なことが私には合わない、という意識に立つ面も持つ。

1) 自分は一人前じゃない

皆がしているようにはできない(S3の3、一人前になれていない)自己否定と現実には敗れ、自己否定に陥ったかれらにとっては、他の皆はちゃんとできているように見え、いやでも、できない自分とまわりとの距離を感じる。そして、登校した時くらいは一人前にしなければという意識が前に出る。そこでの誰かからの小さなコンタクト、また、教師からのかけられる言葉。そのどれにも不満足な応答しかできない自分。こうして、誰からの刺激は、当人にとっては何もできない自分が曝される(S3の1)となってしまう。

2) ミスマッチング

この文を書いている筆者(委員)の理解では、こうした事態は、端的に言うとも学校文化とその子との間に起きたミスマッチからもたらされるもの、つまり、どちらか一方が悪いわけではないと考える。もちろん、当然ながら学校教育の在り方自体にも課題があり、思春期を生きる個人はかれら自身も困難・混乱 suffering を抱える。しかし、ミスマッチならば、組み合わせが変われば事態は変わりうる。出口ナシなのではない。ただ、そこには予めの解、誰にでも有効な解が存在しているわけではない。

また、彼らに感じられているミスマッチの感覚は、児童期以来の数年をかけて強まってきたものもあれば、転居や進学による事態の急変がもたらしたものもある。そこに生じたミスマッチというズレを、かれらは自力で何とかしようとする。「一人前である」ことの④“自尊心を維持するため”である。しかし、まわりから感じる圧が強すぎると感じてしまうと、一方で⑤“自分は、そこにはおれないのでは?という感覚”もやって来る。

そして、⑥が④を上まわるとき、つまりは、この「一人前」を放棄してでも、自分自身を護ろうとする事態になって、学校に行かなくなった状態を、人は「不登校」という名前で呼ぶ。対人援助者からすると、こうした場合には、当人を取り巻く環境と当人との関係の中のどこかに、その「解」はあると想定する。そして、当人と共に、有効な解を個別的に探す作業を持ち掛ける。当人のこうした事態にそれにかかわってくれる大人たち（先述の第3のゾーンにかかわってくれる親でも教師でもない人たち、第3の大人）の存在によって、当人は今の自分を自ら承認しやすくなり、自己否定感が薄らいでいく。これには年単位での時間が必要となる。

3) 人は「正しい」選択をする

対人援助にかかわる者からすると、「不登校」という状態は、自分にとって事態をはっきりと実感し、いわば先述のミスマッチに目覚め、自分を護るという正しい選択だ、と想定する。一方、それはおおむね周囲の大人たちからは間違った選択と見えるだろう。

また、たしかに、自らのこの「正しさ」をかれらが自力で現実のものにするのは、すぐには困難でもある。それはひとえに、思春期ゆえの経験の少なさからくる力不足による。しかし意外にも、かれらはそのベキ論の強さ（S3の2）ゆえに「学校に行く」ことに、むしろ強いこだわりを持ち、また、理想的な友達関係に憧れも抱き、時にそれを口にする。そしてそうであるがゆえに、「どうしていいかわからない」、と立ちすくんでしまう。

自分が出した答えを正しいものにして行く作業は、大人一般の誰にとっても簡単なことではない。ましてやかれらが思春期にいるゆえの経験値の少なさはそれを倍加する。援助者としては、ミスマッチを何とかしようとする試みは間違っていないと見ること、したがって、当人にとってその選択がやがて正しいものになっていくことを援助するという意識。これが、援助にかかわるときの基本スタンスになる。

4) 不登校状態の中での登校

教員からの登校への圧や、親からのベキ論は、不登校状態のかれらには「皆と同じようにできない」自分を刺激するばかりで、どんどん八方塞がりとなって、孤立と引きこもりの下り坂を下っていく。それでもかれらは時には登校を試みる。そして自分からかかわってみるが、教室での日常を共有していないので、ぎこちなく、不自然になったりする。

学校でのあれこれは不意打ちに感じられ、怯えや疑惑を誘発を生み、瞬時に、「無視？外された？非難か？」という想像（S3の1）が駆け巡る。この怯えは、彼らにクラスの中での「いたたまれない感じ」「おりづらさ」を加速させる。何かいつ来るかわからない。そう思うと、そこにいる一瞬一瞬が緊張の連続。息苦しく、どっと疲れる。

そして、その息苦しさや怯え、消耗を口にしても、通じそうな大人は、なかなか見つからない。ただ、なにか些細な「イヤだったこと」を大人に（時には間接に）サインを送ってくることはある。それはそもそもの大きなミスマッチの小さな現れと言える。

もしもかれらの中で、その嫌なことが繰り返され、一定期間続くような“いじめ”に拡大したとしても、その時すぐに、それを口にするのは極めて少ない。むしろその事態が過ぎ去り、時間が経ったとになって、フリースクールやその他の施設に通う彼らが「じつは、あのとき、いじめにあった」と口にする可能性がある。

それは、ようやく語れる自分になったことを示すと同時に、「自分は、とにかく何とかしのぎ、生き延びた」、という報告でもあるようだ。たとえば、中井久夫の『いじめのある世界に生きる君たちへーいじめられっ子だった精神科医の送る言葉』（中央公論社2016年）はそれに当たる。（中井は自分も暮らす神戸に震災が起きた時、長らく忘れていた50年ほど前の自分のいじめられ体験が一気に再現してきたと書いている。）

別の言い方をすると、この場合、そのことを語る側も、それを聞く援助者の側も、「いじめがあったから、だから不登校になった」という意味では受け答えはされていない。もちろん、その“いじめ”が彼らと学校との距離をさらに遠ざけ、不登校につながったこと、そして、その理不尽がもたらしたトラウマは解決済みではない、という理解が共有されていることは確かだが。

5) 大人の正論

一方、当人の「イヤだったこと」なども、事実が確かめられるほどに、その相手とされた者や教員、また、家族などの大人からすると、「それ」は”気にしすぎ、よくあること、あの頃はそんなものよ（自力でクリアしろ）”となって、明瞭な“いじめ”には見えないことも多々あり、むしろ大げさで、無用に事を荒立てているだけと映ってしまう。

以下の文は、フリースクールや相談機関に通う不登校の子どもたちが、つまり、周りの大人が「なぜ不登校なのか」と問うた場面ではなく、通常の活動のやり取りの中で、かれらが自然に自らを語ったフレーズを繋ぎ、並べたものである。

記

学校にいるときに起きるあれこれに過敏に反応する自分がいる。それは学校にいれば日々、誰でも経験する小さなことでなんかで、机の角にちょっとぶつかって、「いたっ！」と言うのと似たようなもの。それはわかっている。今までもそうだったから。ちょっと嫌なことだけど、ほんとは「いじめだっ」て言いたいんじゃない。だから、そのことで、他の子たちにアレコレ尋ね、掘り返してほしいんじゃない。あとがややこしくなって、ますます行けなくなるし。

だから、何かを具体的に解決してほしいんじゃない。自分が苦境にあること、孤立無援になっていること、いたたまれない気分で過ごしていること。それを知ってほしいんだ。だけど、うまく言えない。そして、それが通じる人がいないんだ。

6) 孤立化と無力化

不登校（学校とのミスマッチに困惑している）のかれらを前にした大人たちのあまり自覚的ではない言葉や判断、暗黙のスタンス、あるいはアクションは、当人には「やっぱり通じなかった」という失望や後悔をしばしば残す。「自覚的でない」ということは、言動の正誤ではなく、こちらが何と言ったか再現できず、自分の言ったこと・したことが相手に通じたかどうかもちろし気に留めず、また先方ががっかりしたかどうかにも無頓着、ということを生じさせる。この大人側の無自覚はかれらに、とりわけ大人に関わる意欲を減じさせ、かれらの孤立感を強める。彼らの孤立感の半分は、こち

らが誘発しているかも、という自覚は持ちたい。孤立感は無力感を強く刺激し、さらに“やっぱり、自分は何やっても無駄かも”の感じを刺戟する。

孤立化は当人を無力な存在に陥れる。この前提は何より重要である。それゆえ、対人援助はこのことを前提に、当人が他者との多面的な繋がりを少しずつ少しずつ復活し、そこでの繋がりの中の自分を再発見してもらうことを目指す必要がある。そこでは個別的に有効な手立てを見出す工夫が必要だが、何か特別な援助の方法があるわけではない。

もしもこのような事態が進行しているなら、当人も自己治療・自己修復を試みるチャンス拾いやす状態が創られていき、それは様々な偶然に導かれつつ、人との出会いを介して、このプロセスが繰り返されて行く。こうして、自分の無力感と孤立のテーマは、それぞれの困難の中、時間の経過の中で緩やかな修復によって上書きされる。それは緩やかな自己肯定でもある。

3 思春期の子どもにとっての家族の位置

1) 家族体験のリアル

とりわけ思春期のかれらにとって、家族はどのように経験されているのだろうか。かれらが幼少期からの家族と共にあるとき、その関係の歴史のリアルは、それぞれにたった一つの現実なので、他の家族と自分のところはどう違うかの比較はできない、としておく必要がある。別の言い方をすると、同世代の知人・友人たちの家族のリアルは瞬間的・部分的に見ることはあるが、当人にとっては、自分のこの家族のありようは、「これがふつう」と思っているということである。

そこを第三者として見てしまうと、その家族での親たちと子どもとの関係が極めて特殊なものと映ったり、言うところの虐待家族やネグレクトと判断されていたとしても、である。つまり、それぞれにある固有の「リアルな」家族経験が自分にとってどんなものだったかは、当人が成人したのち、他の家族のことを知ったり、あるいは自分も家族を持つことをとおして、その比較対象の中で、次第に見えてくるようになる。

既に十数年の濃い歴史を共有しつつ、メンバー交代が極端に少なく、同時に、外からは見えない、半ば閉じられた家族経験の中で、大人である親たちが、子どもの口から洩れるクラスの中での嫌だったことを聴く時、(そこの部分しか聞いていないこともあって) 冷静でいられることは、極めて例外だろう。事態の詳細を確かめ、公平な理解を売る前に、カーッするのが通常である。

この時、自らの思春期、たとえば学校での、うまくいかなかったこと、しかもそれは自分だけでは、という感覚がもたらす無力感(大人が何もしてくれなかった、という孤立感も)が刺激され、再燃することにもよる。この、いわば火のついた状態で、親たちは単身、学校に乗り込んでゆくことになる。したがって、もしその場に立ち会う、教員ではない第三者がいたなら、親たちは、また両者は、もっと平静に話せと思われる。(第8節、参照)

4 いじめ理解と、教員の対応、子どもの人権の個別救済

1) いじめは「マークし(目をつける)、される」ところから始まる

いじめは、まず、いじめる相手として”目をつける(マークする)”ところから、全てが始まる。この医療人類学がもたらした認識は、人間世界に起きている事象の見え方に決定的な変革をもたらした。そこでの変革とは、(いじめも含むパワハラの場合)、①「される側にも何か落ち度や問題がある」という予断を払拭したこと、②被害にあった側に関しては優先的なサポートとケアが必要になる、という点にある。

2) いじめをパワーハラスメントの一角として理解する

パワーハラスメントあるいはいじめは、ある人為的な目的のために一定期間、持続的にそこにいるしかなく、そこでのメンバーの自由な出入りがほとんどない集団、つまりほぼ閉じられた集団の中で起きる。軍隊・学校・スポーツクラブ・サークル・宗教集団・学生寮、会社の上司・部下間、児童福祉施設内、航行中の船の中、あるいは家族集団もその一つである。

ハラスメントとしてのいじめは、子ども同士で、同じクラスないしは部活動の学内サークルの中で発生する。逆に学習塾や大学の学科内や授業クラス内では起きない。関係が開かれ、出入りが自由だからである。閉じられた集団の中には、人同士での心理的な集団のダイナミクスが生まれ、そこにハラスメントが発生する余地が生じる。それゆえ、いじめ・ハラスメントは、心理学・精神医学で言われる、人間を関係論的に、つまり関係のベクトルから見る必要がある（ただし、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義に該当する場合がないわけではない。）。

先述の不登校といじめのところでも少し触れたが、不登校のかれらが“いじめられ体験を自ら口にするのは、“いじめ”事態の真ただ中ではない。その事態が過ぎ去ったのちの過去のこととしてが、ほとんどである。勿論、いじめが彼らの学校離れ（privatization、森田洋司編『「不登校」問題に関する社会学的考察』文科省科研研究成果報告書1989）を加速したことは十分に考えられる。

統計調査・インタビューでの質問をする場合には、質問される側はする側の期待する答えに合わせ、て応えることが知られている。したがって、大人が不登校のかれらに「いじめはあったか」と訊くと「あった」と答えた際にも、このバイアスは避けられない。そこを回避し、有効な答えを得るには、①その質問は何のためにするのか、②「(いじめが) あった」と答えた場合には、こちらはその当人に何ができるか、③そもそも、答える側の前後の安全は確保されているのか、などの配慮や具体的な対応を十分に伝え切れたうえでなら、このバイアスはかなり下がることも知られている。

いじめ/パワハラは発見されにくい。学校、会社、クラブ、寮、カルト社会などの閉じられた、二者の関係の中（第三者のいないところ）で起きることがほとんどだからである。とりわけ、思春期・青年期での“いじめ”は発見されにくい。当のかれらも、またまわりも、それを大人には言おうとはしないことによる。理由はこうだろうか。①たとえそれを言ったとしても、教員は直ちに明日からこちらの身の安全を確保してくれるわけではない。②大人にチクったと言われるのは嫌だ。③相手のこのことを調べた後、「向こうはふざけてるだけ、遊んでるだけ」とか「していない、と言うてるで」（君はウソついてるんと違うか？）、となりやすい。それは嫌だ。④君のほうにも、そうされる要因があるんじゃないか？といわれそう。

つまり、どこから見ても、いいことはないことになる。そして、かれらは、既に小さいころから、「自分のことは自分で。それが一人前」と刷り込まれ、これは窮地に立つほど発動しやすい。したがって、「いじめがあるから学校には行けません」と言ってしまうと、それを解決できない自分は「一人前」から転落し、二度と戻れないのではという不安が喚起されるようだ。だから自らの自尊心を護ろうとして、「何としても学校に行こうとする」。そしてこの通学は、大抵の場合、いじめが終焉しないまま、完遂される。こうして、そのあとあと、「自分はその時には、結局何もできなかった」という無力感と、繰り返しの悔やみが生じる。そこでの経験はトラウマティックな体験として残り、後々まで影響を与え続ける（先述、中井の本を参照）。

3) 教員の対応と人権の個別救済

パワハラ/いじめ事案に関しては、この10~15年の間に、事業所や教育の場での関係者への聴き取り、事後のケアなどのあり方に格段の改善がなされるようになった。そうした中で、とりわけ教育の場での対応、例えば、事案に関係する家族あるいはクラスメンバーへのアプローチ、被害・加害者へのケアにかかわる際の子どもの人権救済という観点から見ると、教育の現場が制度的/構造的に持つ限界も明らかになってきた。

端的に言えば、“いじめ”対応では、本来なら、いじめられている側、いじている側共に、教育者ではない大人による、子どもの人権の個別救済とケアが先で、それがなされたのち、教育者の教育のかかわりが始まる、ということになる。

いじめ対応一般と教員本来の役割との関係について、以下、述べてみる。一般的に言って、“いじめ”事態の側から見ると、学校の教員は利害関係当事者の一方にいる。その当事者が事態に対応しようと思えばならない現実には、構造上、相当の無理がある。

ただ、特に日本の教育現場では、対応の即応性という点からも、また、現実的な対応人員の有無という点からも、現場の教員が対応に当たることになる。文科省の規定はそれに準じている。が、ここは、本来なら人権救済スタンスで専断的にかかわり対応することができる、公的な子どもオンブズなどの第三者の臨時の導入などが必要なのである。この設定がなされないまま、これを教育現場のテーマとして、教員は対応させられているとも言える。

教員は第一に教育者であり、子どもの人権救済を直接に担う人ではない（間接ながら、これにかかわる大人の一角ではある）。それを担う第三者性を持った専断者は、スクール・カウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）が近いということになる（両者の雇用者は教育委員会であり、学内では学校長の指示によって活動しているので、完全な第三者ではない）。が、いじめに関して有効な介入をする経験やモデルはまだないのが現状である。

学校教育の通常の役割・業務とは全く別に乗っかってきた、この“いじめ”対応は、教員に過重負担を生じさせ、疲弊や、ついには退職さえも誘発するという現実がある。

子どもの人権の救済という点で、インクルーシブ教育やいじめ対応に関して、子どもの人権と教員の働き方の観点から、WHOによる再三の是正勧告が出されている通り、現在の日本の教育現場は、その在り方に解決すべき長年の矛盾を抱えている。そんな中での、本来の教員の職務を越えたところでの奮闘が続けられていることになる。

5 主として不登校に関する当該校の対応とスクールカウンセラーの役割全般

当該校の不登校対応に関して書かれた文書には、不登校に関しての対応は「学校復帰」が明記されている。しかし、文科省の通知（「不登校児童生徒への支援の在り方について」（2016、2019））には、「不登校児童生徒への支援は『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、...様々な関係機関を活用し、社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクールやNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完する...意義は大きい...」とある。この通知は教育機会確保法（2016）と連動したものである。

遡れば、教育行政でこうした方向は、「条件さえ整えば、不登校はどの子にも起こりうる」とした、「学校不適応対策調査研究協力者会議 報告書」（1992）にも盛り込まれていた。これは先行する民間での不登校のかれらへの援助活動を追認したものといえる。

「学校復帰」に関しては、はるか以前より佐藤修策（『登校拒否ノート—今、昔、そしてこれから』北大路書房1969年、19961996年に再録、同・他（編）『不登校の子どもの生活と親・教師の支援』あいら出版2014年、落合貴美子『バーンアウトのエスノグラフィー 教師・精神科看護師の疲弊』ミネルヴァ書房2009年参照）による先駆的な実践的・理論的報告があり、①学校復帰は急がない、②教師と専門家の連携によるサポート、③教師による個々の子どもへのかかわりを元にした早期の個別的な事情の把握が大事、とある。その後、不登校への援助一般に大きな変化が現れ、「学校復帰」よりも「発達援助」によって「登校拒否からの立ち直り」を目指す考え方が主流となってきたことに佐藤は賛意を示しつつ、自らも多様な援助を組み合わせる「子どもの成長と発達を援助する」こと掲げ（1990年、2014年）て、さらに明瞭なスタンスを提示し、仲間たちと共に実践が重ねて行った。

佐藤は1950年代から続けられてきた不登校に関する実践・理論研究によって、新設された兵庫教育大学の初代生徒指導講座の主任教授となり、授業実践からではなく子どもたちにかかわる教員の再教育に長年携わってきた。そこで学び、再び現場に戻って指導的教員となった人たちは、不登校であっても学校復帰にこだわらない多様な援助をそれぞれに工夫し実践してきた。例えば、宝塚市では「社会性・自主性を育む子どもたちの居場所」として「Palたからづか」（1994）が開設され、不登校傾向の子どもたちにかかわるスタッフの構成は十数人の若者ボランティア、心理士5、6人、指導主事・元教員も複数という分厚いもので、家庭への積極的・継続的な訪問、必要な親・子へのカウンセリング、異年齢活動としての室内外のスポーツや遊び、自主学习、合宿キャンプを展開し、現在も活発に活動が続けている。また、中学卒業後のかれらを10年、20年と可能な限りフォローしている。

全国的にもそうした大きな流れのある中、もはや学校復帰を第一にするところはないのだろうと考えていたが、当該校が不登校対応の目的として、現在も「学校復帰」のみを記しているのを見て、相当に異様との感を抱かざるを得なかった。そしてもし仮にそれが文言だけではなく、教員間の意識としても支配的であるのなら、ひとり職場のSCとしては、かなり活動しにくいかもしれない。

臨床心理士であるSCは、この資格ができた当初から学校復帰や、教員の良く使う「教室に上がる」ことを第一することはまずなく、先述のようにその子が一人の人として、心の発達が展開できるよう、多様でしかも実践可能な援助を考え、実施しようとする位置にあるからである。

この数十年、日本に生きる子どもにとって学校が肥大化しすぎ、しかも座学偏重もさらに強くなっていく傾向は、多くの識者の指摘するところである。そんな中では「学校の中での自分」の部分の比重が増してしまう。子どもたちはそれを修正しようとして、学校との距離を置くことになる。これはかつて生徒への多面的で大掛かりな調査から、森田洋司がprivatization（意識すると学校離れ、1989）と名付けた現象で、これ以降もそれが不登校の大きな背景をなしていることが知られている。この四半世紀の文科省の統計を見ると、不登校が若年人口に比して年々増加していること、特にコロナ以降の爆発的な増加はこのことを雄弁に物語っていると思われる。

そんな中、SCはかれら生徒たちの個人情報へのこまやか配慮をしつつ、教員が彼らの個別的な現状を知り、教員としての必要・有効な援助ができるよう手助けする道筋を、その学校に合った形で創り出し、教員に提案して、さらには、その実践を手助けする作業がその最も重要なものとされる。その目的のために、SCと教員がそれぞれに得ている直接情報を共有し、関係の委員会の際に、また、

それぞれの子どもに関して個別に意見交換をし、具体的なアクションのアイデアを出し合い、それによって教員をアシストする。

また、こうした作業がS S Wと共に共同でできること、アシストも可能であることを、各教員に持ち掛けるところから、かれら子どもたちへの援助は始まる。いわば、コーディネイターとしての活動である。S Cはまた、教員から依頼のあった子どもたちに会い、カウンセラーとして彼らへの直接的なサポートも引き受ける、という役割もある。生徒たちは先生から言われてカウンセラーのところに来ている。彼らが自らの必要を感じてきていることは、むしろ稀である。こうした場合、S Cに最も必要なことは当の生徒が次にも来てくれるように（言葉でいうのではなく）働きかけ、やり取りをすることである。次に会えないことには、どんな意味でもS Cとしても機能できないからである。つまりチャンスは1回しかないことになる。

そして、このコーディネイターとカウンセラーという2種別々の活動を行う際には、その都度、自分は、誰に、何をしたかのメモを取ることが必須となる。そのメモがあつて初めて、自らの活動を振り返り、次なる活動へとつなぐことができる。これはとりわけ、人にかかわる活動には欠かせないものであり、また初歩の初歩だろう。

こうした役割が実効的なものになっていくには、例えば校区内の小児科はどこにあり、どんな先生かといった生きた情報を、子どもたち・保護者・教員が直接経験したところから聞き取り、把握しておくべきだろう。

この多元的・多面的な作業を通して、誰に、いつ、どんな援助・かかわりが必要か、それは誰がするのがいいのか、また、どの場所・どんな人に託せるのか、さらには、そんな中、どの生徒が孤立気味かなどの、かれらに関する個別的な細部が見えてくる。そこから援助の具体が自然に出てくるようになる。

こうした多くの人がかかわる多重のネットの上に、その子たちを乗せてみる。すると、不登校傾向のかれら、また、もしかして自死に傾いているかもしれないかれらも、浮き上ってきやすくなる。かれらを孤立させることなく、様々な人がかかわっていく。その状況を共有すること。その網の目がクロスするところに立てるよう、S Cは様々な人たちにかかわる努力をする必要がある。

こうした、大人たちに可能なアクションによって、かれらは、あるいは不登校状態を深刻化させることなく生き延び、また、自ら死を選ぶことのリスクを低減させうる。これが援助の基本であり、それ以上の妙案はないと思われる。

当該校のS Cからの聴き取りによると、同人は校区内の小児科の存在を知らず、自分の活動の記録も取っていないとのことであった。また、不登校に関して、かれらに関わる教員たちとも、直接に話したり、意見交換もしていないとのことであった。S Cとして受け身にすぎることになる。もしも教員に学校復帰にこだわる雰囲気が強かったとしたら、幾分の活動のしにくさはあったのかもしれない。しかし、不登校状態の生徒も多く、手の足りない小規模校という点に照らすと、前述したS Cとしての活動のいずれも手つかずの様子で、カウンセリングを依頼されたどの生徒に関しても、自ら間に立って、当該の教員と彼らを積極的に繋ぎ直す作業はしていない。対象生徒に関しても、当調査委員会のヒアリング時には記憶がなく、再度のカウンセリングは勧めているが、彼には「検討します」と言われてそのままとなり、唯一のチャンスを逃してしまったと思われる。教員からカウンセリングを依頼されたことだけで終わっている嫌いがある。小さくはない苦境に立つ不登校状態のかれら

について、一人の臨床心理士としての想像力を今少し働かせ、S Cに求められる役割に取り組むことが求められたと考える。

第7章 自死発生前後の学校、教育委員会の対応

第1 自死発生前の学校（スクールカウンセリングを含む）の対応

生徒の自死（自殺）を防ぐために、学校が事前に講じるべき対応は非常に重要である。文部科学省が定める「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年）、神戸市教育委員会が定める「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」（最終改定平成31年）を踏まえ、地域公共団体や学校においてはそれらを参考に地域の实情に応じて作成した基本方針に基づき対応することが求められている。

上記のことを踏まえ、以下1～4に自死発生前の当該校の対応について検討する。

1 「いじめは絶対に許されない」という土壌を形成できていたか

(1) 問題提起として

中学校におけるいじめ対策は、思春期特有の心理的・社会的変化を踏まえ、予防・早期発見・適切な対応・再発防止を体系的に行うことが重要である。

神戸市立〇〇中学校いじめ防止基本方針（以下、「〇〇中いじめ防止基本方針」）には、全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくると示されているが、学校全体の取り組みとして、明確なメッセージを学校全体で共有できていたのか。

具体的には、以下の点が問題になる。

①「〇〇中いじめ防止基本方針」には、6、いじめの早期対応において、「いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する」とあるが、本件において担任教諭だけでなく、校内体制として、予防・早期発見の為の情報共有が十分であったのか。

②「〇〇中いじめ防止基本方針」には、7、いじめの解消について「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。」とあるが、いじめ等発見後の対応については、客観的かつ慎重にいじめの有無の調査を行い、再発防止・継続支援が行われていたのか。

③当該校では、毎週金曜日の2限時に〇〇中学いじめ問題対策委員会（以下「校内いじめ問題対策委員会」と言う。）を開催している。校内いじめ問題対策委員会は、校長・教頭・学年生徒指導・全体生徒指導・養護教諭等が参加し、担任教諭は校内いじめ問題対策委員会には出席せず、生徒指導記録用紙にて状況を報告する形となっている。

「〇〇中いじめ防止基本方針」には、校内いじめ問題対策委員会の役割が下記の通り示されているが、その役割、機能が十分に果たせていたのか。

・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
・いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報取り扱いを十分に注意しながら、おのおの教職員が共有するようにする。
・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

以下、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくるという取り組みが本件自死事案において共

有できていたのか、上記⑦～⑨の観点から検証する。

(2) 各場面において「いじめは絶対に許されない」という土壌を形成できていたか

いじめは、生徒の心に深い傷を残し、その影響は長期に及ぶことがある。中学校には、被害を受けた生徒の安全と尊厳を守り、心の回復を支える重要な役割がある。単に事実の解明や加害への指導を行うだけでなく、被害生徒の心のケアを最優先にした支援体制の整備が求められる。「いじめは絶対許されない」という明確なメッセージを学校全体で共有できていたのか、上記⑦～⑨の観点から、①～⑦で検証する。

① 1年次、複数の生徒から容姿について「 」と言われたことについて

「 中いじめ防止基本方針」には、「いじめ」と認定した場合は、3ヶ月の見守りをするということになっている。

文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめに対する措置として、下記の通り挙げられている。

①いじめが止まっている状態が継続していること（3ヶ月が目安）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校の対応としては、母親からの連絡を受け、当日中に関係生徒全員への聞き取りを行い、母親と対象生徒に説明を行っており迅速に初期対応を行っている。本事案について、学校として「いじめ」があったと認定しており、加害生徒から対象生徒への謝罪の場が設けられている。さらに、その旨生徒指導記録用紙に記載し、校内いじめ問題対策委員会で報告しているため、本件については、⑦早期発見が行われ、また早期発見について校内体制として情報共有ができていていると考えられる。

次に、④いじめ発見後の対応について、令和3年9月15日初期対応後、約2ヶ月後の令和3年11月9日の教育相談で、関係生徒との関係について確認を行っており、見守りを継続していることから、この点では、再発防止、継続支援が行われているとみることもできる。

しかし、対象生徒はその後、令和3年12月1日から同月8日頃まで約1週間欠席をしている。発熱を理由としているため出席停止と扱われているが、令和3年12月8日生徒指導記録用紙には、「本人（対象生徒）が登校を渋っていることを母親もようやく認識し始める。朝一から登校して午前中に早退、昼食をとってから登校など、慣らし登校を提案。母、快諾。」と記されている。

この点を踏まえれば、3ヶ月の見守りとされている期間に学校としても登校渋りを認識しているから、対象生徒が9月15日の「いじめ」による心身の苦痛が癒えていない可能性を考え、令和3年12月以降も継続的な見守り体制が必要ではなかったか、すなわち④のいじめ発見後の継続支援が不十分ではなかったかと思われる。

また、⑨の観点から、上記約1週間の欠席について生徒指導記録用紙にて校内いじめ問題対策委員会で報告されているものの、それに対して何らかの措置を取った様子は見られない。この点、当調査委員会令和6年6月21日担任Aへの聴取内容として、対象生徒の性格は、温厚でマイペース、周りの目が気になるようで、上手くコミュニケーションが取れない、周囲と合わせられないことに悩んでいるとあった。いじめを受けた生徒への心のケアは、被害生徒の「安心」「信頼」「自尊心」を回復させるプロセスを丁寧に行う必要がある。「もう終わったこと」と片付けるのは逆効果であり、加害者への対応が曖昧であれば、被害者はさらに傷つく可能性が考えられる。他者との関係性構築が苦手であるとの認識があったのであれば、校内いじめ問題対策委員会で詳細に取り上げて他者との関係づくりのサポートを継

統的、組織的に行い、対象生徒の心や身体の苦痛を早期に察知し、早い段階でスクールカウンセラーや養護教諭などに相談をする、外部の支援者を要請するなど、より手厚い寄り添う支援が必要だったのではないかと考える。

したがって、①の件においては、「いじめは絶対に許されない」という土壌が作られていたか、疑問が残るものとする。

② 2年次、女子生徒Eから小言を言われ、席を離して欲しいと訴えていることについて

「中いじめ防止基本方針」には、4. いじめを未然に防止するために「生徒一人一人が認められ、お互いに大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う」と示されている。

学校の対応としては、令和4年5月26日に対象生徒から担任Aに相談があり、家庭訪問にて、対象生徒、母親から状況の確認を行っている。当事案については、スクールカウンセラーに緊いであり、面談が実施されている（カウンセリング内容については後述する）。

女子生徒Eが対象生徒に述べていたのは「（提出物を）早く出して」ということであつたようであるが、母親から「席替えをしてもらように」と言われ、さらに同年6月15日、対象生徒の教育相談において改めて対象生徒より席替えの希望があつたため、その希望を受けて実際に対象生徒と女子生徒Eの席を離すなど⑦いじめの予防のための必要な対応を行っているとする。そして、本件は生徒指導記録用紙にて校内いじめ問題対策委員会で「本人が登校意欲がわかず苦しんでいるのは確かなので、SCにつないでいく予定」と報告されている。この点では、担任教諭からSCに情報共有がされており、⑦校内体制として情報共有、対策がなされており、席替え以後、対象生徒から女子生徒Eについての要望、訴えは出ていない。

したがって、②の件においては、「いじめは絶対に許されない」という考えのもと、校内体制として対応がなされているとする。

③ 令和4年6月3日のカウンセリングについて

「中いじめ防止基本方針」には、4. いじめを未然に防止するために「スクールカウンセラーや養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる」と示されている。

対象生徒は、令和4年6月3日にSCと面談した。担任Aのメモによると、SCは、対象生徒より、以下の内容を聴取したとのことであつた。

- ・めまい、腹痛、けだるさがある。
- ・「学校に行きたいけど男子生徒Fから体当たりされるから行きづらい。元々好きではない」
- ・「休み時間がしんどい。人との関わりが苦手、いじめられたらどうしようと不安になる。」
- ・「自身の部屋の下からガスが漏れていると言われて不安」
- ・「男子生徒Gと仲が良い」
- ・「コロナに感染するとお金が入らなくなって家族が崩壊するから野外活動は行かない」

これを⑦及び⑧の観点から鑑みるに、⑦SCは、担任Aに、カウンセリング内容を詳しく伝えており、医療機関への受診も勧めているため、この点では担任教諭とSCとの間でのいじめ予防のための情報共有はなされているといえる。そして、担任Aは、対象生徒と面談し、医療機関への受診やカウンセリングの継続を勧め、対象生徒の心のケアを試みている。

しかし、対象生徒の積極的な応答は得られず、保護者への相談についても対象生徒の消極的な応答があり、伝達せずに終わっている。

この点、対象生徒の訴える症状や精神的苦痛の内容は、深刻なものを含んでおり、対象生徒の健康など安全が脅かされる可能性が否定できない状況であったことを踏まえれば、⑦の観点から、担任Aは、対象生徒のプライバシーに配慮しながらも、生徒指導記録に少なくとも「いじめられたらどうしようと不安になる」と訴えていたことを記載し、校内いじめ問題対策委員会で協議すべきことであったと考える。そして、スクールカウンセラーは毎回校内いじめ問題対策委員会に毎回出席していたはずであるから、本件③について、SCにより、具体的な対象生徒の訴える症状や、精神的苦痛の内容について、同対策委員会にて報告が必要であったのではないかとと思われる。もちろん「中いじめ防止基本方針」に記載されている通り、校内いじめ問題対策委員会においては生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意すべきであるため、場合によっては、いじめ問題対策委員会の付属機関を設置して関係する教員のみで本件の対策にあたるなどの措置を取ることも考えられる。

そして、病院受診や保護者への伝達に極めて消極的であった対象生徒を極力説得し、少なくとも保護者に対しては、心身の不調まで訴えていることについて情報を共有し、医療機関の受診を含む対応協議を行う必要があったと思われる。この点において、⑦の観点に照らし、校内いじめ問題対策委員会は、その役割を十分に果たせていないと考える。

なお、SCから聴取したところによると、カウンセリング内容は、担任Aには伝えているが、カウンセリングの活動記録等は残していないとのことであった。カウンセリングの活動記録に関しては、状況に応じて、継続的な見守り・介入を実施する必要性や、家庭と学校の橋渡し役として機能するうえで、一定期間保存しておく必要があるのではないかと考える。

したがって、③の場面において、「いじめは絶対に許されない」という土壌が形成されていたとは言い難いと考ええる。

④ 2年次、3年生から受けた暴力事件について

「中いじめ防止基本方針」には、2. 本校の教職員の姿勢「生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める」と示されている。

では、当事案発発生後の学校の対応として、④いじめ等発見後の対応として、客観的かつ慎重にいじめの有無の調査を行い、再発防止・継続支援が行われたといえるか。

この点、対象生徒の安全、安心をサポートすることに徹すると母親に伝え、対象生徒の登校時には、校門にて教諭が待機し、他学年生徒と接触しないように安全に教室まで送り届けていた。この点については、安全な環境で「自分は守られている」という実感を持たせることができたのではないかと考える。

しかし、学校が行った調査については、学校提出資料によると、対象生徒が特定した加害生徒へは、「下級生になんかいらんことしてないか」と聞いたとのことであり、プライバシーなど何らかの配慮があったのかも知れないが、暴力を伴ういじめ行為である可能性があることを考慮すれば、あまりに聴取事項として抽象的に過ぎるものであった。加害者かもしれないとされた生徒に聴き取る際には、管理職と協議の上、最低限、暴行があったとされる日時、場所を念頭に、その日時に何をしていたのか、どこにいたのか、誰と一緒にいたのか等周辺事情を聴きとり、一緒にいた生徒があるならその生徒にも別途確認をするなど、丁寧な調査を行う必要があった。

また、令和4年7月11日に行われた3年生の学年朝集における学年総務教員の呼びかけは、「最近困っている生徒を見たり、声をかけたりしたことはないか」と聞いたということであるが、これではどのような事案かも分からず、またそのような場で生徒が声をあげられる状況にあったかは疑わしい。朝

集会のような開かれた場ではなく、3年生に対し日時、場所を特定して暴力事件を目撃しなかったか等の簡単なアンケートを無記名で行うなど、真実の申告が出やすい調査方法を取るべきではなかったかと思われる。

既に述べてきたように担任Aによれば、対象生徒は5W1Hを順序立てて話すのが苦手な生徒というだけに、同人からの事情聴取は困難なものがあったと思われるが、それだけにその供述が疑わしくとも訴える内容の重要度に照らし、丁寧な対処が必要であったと思われる。具体的には、対象生徒の特性を理解したうえで発言に対して耳を傾け、口頭での聴き取りだけではなく当該生徒と共に現場見分を行うなど事実を再現しやすい状況を設定して丁寧に調査を行うことが必要であったと思われる。そのような調査を尽くした上で、対象生徒、親族に説明し、全教職員による支援体制を構築していくことが不可欠であった。

この点において、④の観点に照らし、客観的かつ慎重にいじめの有無の調査が行われていたとはいえないのではないかと考える。

(なお、仮に学校記録には概略を書いたに過ぎず実際にはもっと詳細に質疑をしたということならば、事の重要性に鑑み、その詳細を正確に記載して保存すべきであることも併せ付言する。)

したがって、④の場面においても、「いじめは絶対に許されない」という土壌が形成されていたかは疑問が残るものとする。

⑤ 2年次、女子生徒Hから「死ね」と言われたことについて

「中いじめ防止基本方針」には、4. いじめを未然に防止するために「生徒一人一人が認められ、お互いに大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う」と示されている。

学校の対応としては、母親から「対象生徒に向かって『死ね』と言った女子生徒Hのことを解決して欲しい」と訴えがあり、担任Aは、対象生徒に事情を確認している。

対象生徒は「その件に関しては自分の気の弱さもあるので何もしないでいい」と述べているが、「死ね」と言われることは、非常に深刻で、心に大きな傷を残す可能性があり、決して軽く扱ってよいことではない。事実確認を行わなかったのは、「女子生徒Hに事実確認をすると、女子生徒Hの親が出てきて、対象生徒が苦しくなってしまう」と考えたからであったとのことである。本事案は、母親の訴えがその場で直接見聞きしたものではなく伝聞であり、対象生徒自身が「死ね」と言われたことを訴えておらず、むしろ担任Aに「その件は何もしないでいい」と述べたことを踏まえれば、担任Aが女子生徒Hへの事情聴取を行っていないことを問題にすることは妥当ではないと考えられる。

しかし、「死ね」という言葉は、冗談やからかいとして使われることもあるが、それでも人を追い詰める強い攻撃になるため、⑦いじめ予防、早期発見の観点から、当事案発生の令和4年7月以降、女子生徒Hとの関係性については見守りを続け、令和4年11月に「いじめ、無視」の訴えがあった際に、改めて対象生徒に確認したうえで、女子生徒Hのことも希望があれば、⑦の観点に照らし、校内いじめ問題対策委員会にて協議を行い、調査に踏み切るという対応はあってもよかったのではないかと考える。

したがって、⑤の場面においては、「いじめは絶対に許されない」という考えのもと、再協議も含め、継続的な見守りが必要だったと考える。

⑥ 2年次、男子生徒Gから「[]」とLINEで言われたこと、クラスラインで無視される等、クラスのほとんどから無視されたこと、昼休みのボール遊びでのボールを回してもらえなかったことについて

「中いじめ防止基本方針」には、2. 本教職員の姿勢「問題を抱え込んだり、隠したりせず、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導や支援を行なうようにする」と示されている。

しかし、以下ア～ウのとおり、本件⑥は校内いじめ問題対策委員会で十分な情報共有が行われていないし、適切かつ迅速な指導、支援が行われたともいえないと考える。

ア、上記⑥が校内いじめ問題対策委員会で十分に協議されていないこと

令和4年11月15日、対象生徒保護者及び本人より上記⑥の訴えがあり、担任教諭は、対象生徒のクラスメイトに聴取するなどの調査を行った。

しかし、校内いじめ問題対策委員会に提出された生徒指導記録用紙の具体的内容としては、「クラスのほとんどから無視をされるため、学校へ行っても楽しくないから行きたくないと本人が両親に訴え、父親が本市教育委員会に連絡した。翌日、本人、母、兄が来校し、担任とTで対応した」としか記載されておらず、上記ボール回しのことなど具体的いじめの内容すら書かれていない。

また、当調査委員会が教員D（全体生徒指導担当）から聴取したところによると、校内いじめ問題対策委員会で担任Bからボール回しのこと等については報告があったが、「いじめ」該当性の議論はなかったと述べている。

この点、同生徒指導記録用紙の「項目」欄には「いじめ」と記載されている。また、その具体的内容欄にも「無視をされる」旨記載があるにも関わらず、校内いじめ問題対策委員会に出席しているはずの生徒指導Dが「いじめ」該当性の議論すらなかったと述べているのは矛盾しているように思われる。少なくとも、本件⑥の問題について校内いじめ問題対策委員会で十分に協議し、その対策を提案、指導したとは到底考えられないため、⑦の観点に照らし、校内体制として、いじめ予防・早期発見の為の情報共有が十分に行われていないと言え、また⑧の観点に照らし、校内いじめ問題対策委員会もその役割、機能が十分に果たせていないものと言える。

イ、令和4年10月26日の「いじめ調査アンケート」自由記載欄が校内いじめ問題対策委員会に報告されていないこと

上記いじめの訴えのあった3週間ほど前である令和4年10月26日の「いじめ調査アンケート」に、対象生徒は、「朝、起きると体にまったく力が入らずに、転んだり食事もまともに食べられなかったりします。そのまま学校に行くと、ずっとしんどくなり、家に帰るとどろのようにねむる日々があります。なぜでしょうか？」と記載しているが、同時期の生徒指導記録用紙にて担任教諭は「いじめアンケートでも、気になるところはなかった」と報告している。

この点、「いじめ調査アンケート」は、各学期に1回全生徒対象に実施されており、当時、まずは担任が内容を確認し、学年総務、管理職（校長・教頭）が確認後、全体生徒指導が確認・管理をしていた。

当調査委員会が生徒指導Dから聴取したところによると、本件自死事件以前は、「いじめアンケート」に懸念される内容があれば（例えば「無視されている」に「はい」と書かれる等）担任が学年総務や管理職にその旨説明して回覧し、最後は生徒指導係が確認・管理する体制であり、懸念される記載があれば、生徒に対し「カウンセリング旬間」を待たずに、内容を確認する体制は取っていたとのことである。

また、当調査委員会が担任Aから聴取したところによると、同アンケートにおいて「いやだなあ」「痛いなあ」と感じる事がされたのかについて、すべて「いいえ」となっており、いじめがあるか、ないかの観点ではいじめはないとの回答だったため、その意味で「気になるところはなかった」と記載した、

とのことであった。また、当初、当該自由記載欄について、担任Aは、学年生徒指導担当の教員Bとは共有をしており、「自分の気持ちが話せるようになってよかった」という評価をしていたとのことであった。

すなわち、「いじめ調査アンケート」そのものは校内いじめ問題対策委員会にて回覧されないため、自由記載欄については、主に担当教諭以外は確認できていない状況であった。「いじめ調査アンケート」のいじめの有無欄が重視され、自由記載欄は校内いじめ問題対策委員会では報告されていない為、自由記載欄と同時期に発生しているボール回しの件等との関連性などを校内いじめ問題対策委員会で情報共有ができていない。自由記載欄の記載内容は、いじめ等を窺わせる重要なシグナルが記載されているも校内いじめ問題対策委員会には一切共有されない状態であったとすれば、⑦の観点に照らし、校内いじめ問題対策委員会の機能が十分に果たせていなかったのではないかとと思われる。

一方で、「いじめ調査アンケート」自由記載欄について、校内いじめ問題対策委員会にて情報共有はされなかったが、担当教諭間（担任A・教員B（学年生徒指導）・生徒指導D）で共有し、[] 教室に通うことが対象生徒の希望と捉え、反対をしていた母親も希望することになったことは、対象生徒の気持ちの面で救いになったことが考えられる。担当教諭間で共有している通り、内気で無口な対象生徒にしては珍しく内心の苦痛、苦悩を吐露した記述であり、一つの貴重なSOS発信だったのではないかとと思われる。実際に、令和4年11月28日の担任Aによるカウンセリングや、同年12月15日の懇談では、対象生徒は[] 教室について「とても落ち着く空間」「その環境はとても楽だ」との発言が記されている。

しかし、令和4年11月28日から[] 教室に通級したが、欠席日数が増加している。この点、[] 教室の担当教員から、「来たいときに来たらよい」との方針を聞かされて、対象生徒は大きな安心感を得ると共に、気が抜ける要因にもなった疑いが推測される。また、令和7年10月29日の母親への聴取内容では、この時期は、毎夜遅くまでネットゲームに熱中しており睡眠不足になっていたことや、朝の登校を監督する家族がいないのが原因だったのではないかと述べている。

対象生徒が[] 教室に通うことを希望した（担当教諭がそのように捉えた）にも関わらず、欠席日数が増加していることについては、様々な要因が考えられるが、いずれにせよ、「いじめ調査アンケート」自由記載欄の件、ボール回しの件があり、[] 教室に通ったが長期欠席になったことを踏まえば、⑦校内いじめ問題対策委員会で欠席日数が増加している原因について検討されるべきであり、この時点で外部の専門家との連携を取り、問題解決を図るべきだったのではないかと考える。

ウ、本件が「いじめ重大事態」と報告されていないこと

本件⑥について、担任は対象生徒の訴えを「いじめ（疑い）」案件と捉えて3か月間の見守り体制（家庭訪問の繰り返し）に入っていた。にもかかわらず、校内いじめ問題対策委員会にて本件が十分に議論されなかったことにより、令和4年12月には欠席日数が著しく増えて欠席が30日を超えても、「いじめ重大事態（2号重大事態）」と認知せず本市教育委員会にその旨報告しなかった。

この点、「いじめ防止対策推進法」第28条において、以下のような場合が「重大事態」と定義されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 教職員が重大事態であると判断したとき、あるいは保護者からの申立てがあったときも対象になる可能性がある。

本件では、保護者及び本人から、「クラスのほとんどから無視をされている」との訴えがあったこと、そのうち、対象生徒が訴えた、ボール遊びにおいてボールを回してもらえないとの訴えについては男子生徒B及び男子生徒Mが事実を[]、ボールを回さなかった事実についてはいじめ防止対策推進法第2条に定義される「いじめ」に該当すること、保護者及び本人が「ボールを回してもらえないこと」を訴えた直後に長期欠席が始まっていることから、遅くとも令和4年12月、欠席日数が30日を超えた時点で「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認められ、「いじめ重大事態（2号重大事態）」と認定できるはずである。

にもかかわらず、本市教育委員会に対して長期欠席の理由を「無気力・不安」と報告し、「いじめ重大事態」として本市教育委員会に報告しなかったことは、本件が④校内いじめ問題対策委員会にて十分に議論されていなかったことが原因となっていると考えられる。すなわち、少なくとも校内いじめ問題対策委員会では保護者及び本人から訴えがあったボール回し、ワーク、クラスライン等いじめの疑いのある事実は具体的に生徒指導記録用紙に記載して報告すべきであり、同委員会はその報告を受けて提案、指示を出すべきであり、その結果をさらに生徒指導記録用紙等により報告すべきであった。また、校内いじめ問題対策委員会の役割として、「いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議を行う。」と示されている点を踏まえれば、本件に関しては、担任教諭が同委員会に出席し、具体的に報告すべき内容であったと考える。そのプロセスを経ていれば、少なくともボール回しの件が法2条に規定される「いじめ」該当性があると判断することは可能であったし、また、その後12月に対象生徒が30日以上欠席した時点で、少なくともいじめにより学校を欠席することを余儀なくされている「疑い」があることは判断できたはずである。そうすると、本件では④校内いじめ問題対策委員会は機能していないし、また、④いじめ等発見後の対応として、客観的かつ慎重にいじめの有無の調査を行ったとも言えず、いじめの再発防止・継続支援が行われていたとも言えないものとする。

そして、本件では、④校内いじめ問題対策委員会が機能しなかったことにより校内での連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの活用等、組織的な対応は行わず、担任に任せるのみの状態となった。その為、事態の要因分析や対応策の深掘りもできないまま「[]教室」に通うことになり、「いじめ」や「無視」の根本的な解決には至っていない。ボール回しの件、長期欠席の件を踏まえれば、この時点で外部の専門家と連携を取り、問題解決を図るべきだったのではないかと、第5章記載の通り、重大事態と判断するような、組織的検討がなされるべきではなかったかと考える。

エ、以上より、⑥の場面においては、「いじめは絶対に許されない」という土壌は形成されていなかったと評価できる。

2 []教室の登校における時間指定の圧力について

[]教室の設置目的について、下記の通り示されている。

「不登校生徒や教室に入りにくい生徒が、集団生活のなかで学習、学校生活に取り組めるようになるために、一時的な学校内の居場所として「[]」を設置した。校内に設けることで、学級担任など

がその生徒に接する機会が持てる（ただし、学級担任が多忙な日は行けない場合がある。）スクールカウンセラーとの面談を行うことなどのメリットを活かして、教室復帰への手立てを組み上げていくことをねらいとしている」

「[]」利用に関する大綱の中には、「生徒が登校した日は、担任が顔を合わせる（授業が詰まっている時は、休み時間でも可）」「多忙な日（2～4h全部授業が入っている場合等）は、夕方以降の電話による家庭連絡の場合あり」と示されている。

当調査委員会令和7年10月29日の保護者への聴取内容では、母親より担任Bに『なんでこの時間までいなければならないのか、そういわれると本人も学校に行きにくくなると思うんです』と言ったら、担任Bは『2限目の授業を持っている、対象生徒の顔を見たいから授業が終わるまでおってほしい』と言った。『対象生徒に時間を縛るのはやめてほしい』と担任Bに言ったが、平行線であったとのことである。対象生徒は母親や兄に『またこの時間までおってほしいって言われた』『担任Aの時はそんなこと言わなかったのに』と言っていた、と述べている。

この点については、[]中学校からの令和7年12月13日付け2回目の書面回答では、当該校は、『担任の授業が終わるまで[]教室にいてほしい』旨を保護者に伝えた事実はない』と否定しており、このような発言があったかについて関係者の主張に食い違いがある。そのため明確な事実認定が困難な面がある。

しかし、第3章-第4-2に述べたとおり生徒指導記録の担任Bの記述や、[]教室の記録における担当教員の記述に照らせば、当時、担任Bは、終始一貫して対象生徒の学校での滞在時間の短さを懸念しており、少しでも滞在時間が長くなるよう自ら又は[]教室教員の助力を得て、対象生徒に伝えていたこと自体は事実であると思われる。そして、対象生徒にとってはそれが一種の圧力になっていたものと思われる。

この点について、担任Bの立場からすれば、対象生徒を何とかしてあげたい気持ちがあり、『[]教室』利用に関する大綱に示す「生徒が登校した日は、担任が顔を合わせる」という方針からの対応であることが考えられる。また、対象生徒の[]教室滞在時間は1時間を超えることは少なく、時間指定があったとしても対象生徒は断ることはできたと考えられる。

しかし、今まで記載してきた通り対象生徒は学校という場について何度もいづらさを訴え、時にはじめまで受けたことを考えれば、たとえ別室登校になってクラスメイトと顔を合わせないよう配慮がなされていたとしても、対象生徒は学校という場所そのものに忌避感を覚え、長時間滞在を負担に感じていても不思議ではない。その点を考慮し、担任教諭は滞在時間をただ長くするように頼む、仕向けるのではなく、もう少し生徒や保護者の訴えに対して耳を傾けるなどの配慮が必要であったように思われる。また、対象生徒の滞在時間の短さについては複雑な心理が絡んでいるとも思われるため、担任一人の問題とするのではなく、専門の養護教諭、スクールカウンセラーなどと協力する、または校内いじめ問題対策委員会で対処方法を相談するなど、校内体制として検討する必要性があったのではないかと考える。

また、[]教室の設置目的は、「一時的な学校内の居場所」としている一方、「教室復帰への手立てを組み上げていくこと」を狙いとしている。令和7年10月30日朝日新聞の記事によると、文部科学省がみる「出席」になる居場所としての対策の柱が、校内教育支援センター（以下SSR）である。ただ、学校ごとに違いがあり、記事にある公立中のSSRでは、「校長が『教室に戻った時についていけるように教科書を読もうね』と生徒に諭す」ため、SSRには生徒が来ないとの同校教員の発言が紹

介されている。「学級に戻すという目標ではなく、個々に合う学び方につなげる力が今後の学校には不可欠」という論評が示されている。

「**〇〇〇〇**」利用に関する大綱に示す通り、「**〇〇〇〇**」の利用法については、教室復帰の手立てを組み上げていくことを目的とするだけでなく、個々の生徒の実情に合わせて柔軟に対処できる教室とする必要があると考える（第8章-第1-1(1)参照）。

3 保護者との連携が校内体制として十分に図られていたか

いじめ対応において保護者との連携は非常に重要な要素となる。この点、学校と家庭が信頼関係を築き、同じ方向を向いて支援にあたることで、生徒の心の回復と再発防止がより効果的になると考えられる。保護者からの情報提供で、生徒の不安な気持ちをいち早くつかめる場合があり、家庭と学校が連携し、生徒のストレスや不安を軽減しやすい環境を整える必要がある。

中いじめ防止基本方針」には、2. 本校の教職員の姿勢「安心して学習やその他の活動に取り組めるように保護者等と連携を図り、学校全体で防止と早期発見に努めるようにする。」5. 「いじめ」の早期対応について「いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。」と示されている。

また、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」では、2いじめの防止等に関する基本的な考え方（8）家庭の役割と保護者の責務「子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にするのが大切である。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければならない。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。」と示されている。

学校の「いじめ」対応として、保護者との学校での面会、担任教諭の家庭訪問等を必要時には行っている。しかし、対象生徒の欠席理由の確認など、電話や「すぐー」での連絡調整が上手く繋がらず、特に2年次の欠席が急増した令和4年12月から3月にかけて、担任Aは家庭訪問に何度も行ったが、ほとんど会えることはできず、メモを残して帰っている。担任Aは保護者との連携を試みていたが、連絡体制が十分に取ることができなかった状況が多くみられている。保護者との連携が十分に取ることが出来ないことについて、校内いじめ問題対策委員会に報告されていたにも関わらず、スクールソーシャルワーカーなど外部の専門家との連携を検討するなど、組織的な対応が行われていなかったと思われる。

保護者との連携は、「信頼関係を築くこと」と「役割を分担すること」が必要だが、特に令和4年6月3日スクールカウンセリングの内容について、また、令和4年10月26日付いじめ調査アンケートの内容については、全てをそのまま保護者に伝えるものではないとしても、対象生徒に対する個別面談を実施し、心身のしんどさの原因となる事情を聴くなどし、その内容を校内いじめ問題対策委員会でも対応協議する必要性があったのではないかと考える。そして、保護者に知らせるべきか否かも、管理職を含む校内いじめ問題対策委員会にて協議し、対象生徒の最善の利益を最優先に考えた協力体制を十分に構築すべきだったと考える。

家庭とともに見守り続ける為に、「家庭での様子」「学校での様子」「交友関係の変化」など、正確な情報共有を行い、対象生徒の心の状態について、共に協力体制を構築する姿勢であったのか、学校、保護者共に改善の余地があったのではないかと考える。

4 重大事態への対応について

上記記載のとおり、本件では当該校は対象生徒の長期欠席について「いじめ重大事態」(法28条)と判断せず、その旨本市教育委員会に報告していない。

この点、[] 中学校からの書面回答では、令和3年9月15日に「いじめ」の認知があったが、組織的に対応して、解決に向けて保護者と共に取組み、年度末までに8日までの欠席であった為、「いじめ重大事態(2号重大事態)」の対象という判断はしなかったとある。

令和4年7月に7日の欠席があり、その月から毎月、学校と本市教育委員会で取り決めている定例の報告形式で、欠席理由や接触状況、各月の生徒の様子について、月末に本市教育委員会へ報告をしている。

令和4年11月14日に保護者からの「いじめ」の訴えがあった後、欠席日数が30日を超え、その後、[] 教室に通うことになり、更に欠席日数が急増している。

欠席が増えたことについて、当調査委員会令和7年8月13日付学校への書面質問での回答では「対象生徒、母親と話し合ってきて、腹痛であったり、気持ちの上での行洩りがあったりで、保護者とは支援のあり方を探っていた。生徒指導係会、校内いじめ問題対策委員会では、欠席数の増加について、検討していたが、令和3年9月の「いじめ」との間には時間的隔離が存在することや欠席理由の内容から、「いじめ重大事態(2号重大事態)」の対象という判断はしなかったとある。

令和4年10月26日の「いじめ調査アンケート」に、対象生徒の思いが記述された後、令和4年11月14日に保護者からの「いじめ」の訴えがあった。昼休みのボール遊びでボールを回してもらえなかったことについて、当調査委員会では「いじめ」と認定している。そして、令和4年11月28日から[] 通級後、更に欠席数が急増している。この点について、上述の通り様々な要因が考えられるが、校内いじめ問題対策委員会にて「いじめ」による不登校の可能性についての協議を行い、「いじめ重大事態(2号重大事態)」として、いじめ防止対策推進法に基づく対処および再発防止のための措置をとるべきであったと考える。

第2 自死発生後の学校の対応

「児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について(文科省通達)」、「いじめ防止対策推進法」等の規定を受け、学校には、事案が発生した後、学校がとるべき対応は極めて繊細かつ重要となる。生徒がそのような行為に至った事実我真摯に向き合い、その後の自殺防止に資する観点から、生徒・教職員の心のケア、安全の確保、保護者や地域との適切な連携などが必要である。

上記のことを踏まえ、以下に、自死発生以降の当該校の対応について検討する。

(1) 事実確認と情報の収集について

「児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について(文科省通達)」では、「万が一自殺等事案が起きたときは、学校又は本市教育委員会は、速やかに遺族と連絡を取り、できる限り遺族の要望・意見を聴取するとともに、その後の学校の対応方針等について説明をすることが重要であること。また、当該児童生徒が置かれていた状況について、できる限り全ての教員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、当該児童生徒と関わりの深い在校生からも迅速に、かつ、慎重に聴き取り調査を行う必要があること。なお、在校生からの聴き取り調査については、遺族の要望や心情、当該在校生の心情、聴き取り調

査について他の在校生等に知られないようにする必要性等に配慮し、場所、方法等を工夫し、必要に応じ後日の実施とすることも検討することが重要であること。」と示されている。

本事案では、自死当日、校長と担任 B が自宅にてお悔やみを述べており、翌日、学校の会議室にて、遺族と面談を行っている。

遺族の主張をまずは受け止めて本市教育委員会と連携し、返答を行っている。全職員に対してアンケートを実施し、対象生徒に関する具体的な記載のあった教職員計 6 名から校長が聞き取りを行っている。

対象生徒がそのような行為に至った事実我真摯に向き合い、保護者との適切な連携を慎重に行っていると考えられる。

(2) 校内への伝達と生徒への対応

「児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について（文科省通達）」では、「学校、本市教育委員会又は学校若しくは本市教育委員会が設置する調査委員会は、背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要があること。また、在校生及びその保護者に対しても、調査の実施主体ができる限りの配慮と説明を行うことが重要であること。」と示されている。

学校の対応として、全生徒、全保護者への説明は、遺族の意向も踏まえ、慎重に対応を行っている。そして、継続的な心のケアとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置強化、面談や相談機会の提供を行っている。

学校における自死発生後の対応は、迅速かつ組織的に行うことが求められる。校内体制の整備や予防教育の実施など、多角的な取組みを進めることが重要であるが、遺族に寄り添いつつ、組織として事実に向き合い、積極的に資料を提供するなど真摯に調査に協力をしていると考えられる。

第 3 自死発生前の教育委員会の対応

自死発生前において、教育委員会が果たすべき対応は、児童生徒の命と心の健康を守るために極めて重要となる。自死の予兆を早期に察知し、学校現場と連携して支援する体制の構築が求められる。予防体制の構築・整備、教職員の研修と支援、定期的な児童生徒の心の実態把握、教育相談・通報体制の整備、学校への指導・助言などが役割として考えられる。

文部科学省が定める「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成 29 年）、神戸市教育委員会が定める「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」（最終改定平成 31 年）を踏まえ、地域公共団体や学校においてはそれらを参考に地域の実情に応じて作成した基本方針に基づき対応することが求められている。

上記のことを踏まえ、以下に自死発生前の本市教育委員会の対応について検討する。

(1) 学校との連携について

「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」2. 教育委員会が実施する施策 (2) 早期発見・早期対応のための措置⑤学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実では、「いじめの実態把握の取組状況等、各学校における定期的なアンケート調査や教育相談等のいじめ問題に係る組織的な取組状況を点検するとともに、教員向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。」と示されている。

学校との連携について、当調査委員会令和7年8月13日付本市教育委員会への書面質問での回答では『長期欠席児童生徒に関する実態調査』の報告を担当主事が1校1校確認し、欠席理由にいじめが含まれていれば、学校と情報共有を行い、必要に応じて『いじめ重大事態』として取り扱うことも含め、指導助言を行っている。また、欠席理由が『無気力や不安』の場合には、接触状況や各月の生徒の様子を学校が本市教育委員会事務局へ報告し、3か月連続で学校が接触できていない児童生徒がいる場合には、担当主事が学校に確認を行い、今後の対応方針について協議を行っている(8月・12月・3月の年3回)」とある。

対象生徒の1年次のいじめ事案に関しては、学校が解決に向けて保護者と取り組み、欠席日数も8日にとどまっていたことから、「いじめ重大事態(2号重大事態)」としての判断には至っていない。

2年次は、令和4年12月から欠席日数が増えているものの、学校は対象生徒と毎月接触できていることから、本市教育委員会からの指導助言には至っていない。

2年次と3年次の欠席日数は、「いじめ重大事態(2号重大事態)」の相当な期間の目安とされる年30日を超えているが、欠席理由が「無気力・不安」となっていたことから、本市教育委員会として「いじめ重大事態(2号重大事態)」との判断には至っていない。

令和4年11月14日のいじめ事案(第3章参照)の訴えについては、親族から本市教育委員会に入ったものである。学校の対応を確認し、記録を残すこと等を助言しており、その後も対象生徒の状況等、定期的に学校に連絡を取り確認をしている。

しかし、このいじめ事案の訴え後、欠席日数が30日を超え、その後、欠席日数が急増している。学校からの欠席理由の報告が、「無気力・不安」ということであったが、本市教育委員会として、その報告のみを判断根拠として、「いじめ重大事態(2号重大事態)」の対象外としたことについては、上記の11月14日のいじめの訴えとの時間的近接性に照らしたとき、疑問が拭えない面がある。学校がいじめに関する調査を尽くしたかなど、学校の取組状況の確認が求められる立場として、学校との連携について改善の余地があると考えられる。

対象生徒は、直前の10月26日付け「いじめ調査アンケート」の自由記載欄に深刻な精神的苦痛を訴えていたのであり、この事実は、生徒指導記録に記載されなかったことから当該校の校内いじめ問題対策委員会に共有されず、本市教育委員会にも伝えられずに終わったのであるが、同年5月、7月のいじめの訴えの件と共に、その訴えの内容が(存否の判断は未確定であっても)具体的に生徒指導記録に記載されておれば、校内いじめ問題対策委員会並びに本市教育委員会の判断も異なるものになっていった可能性があると思われる。

また、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」2.教育委員会が実施する施策(2)早期発見・早期対応のための措置③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の整備では、「心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。また、集団に対する関わりやいじめの未然防止、いじめ発生時の指導方針や保護者への情報伝達の手法、関係機関との連携について、教職員への指導助言を行う。」と示されている。

対象生徒の心理的不安について、教職員は認知しているが、スクールカウンセラーによるカウンセリングは令和4年6月3日の1回のみである。令和4年11月14日に親族から本市教育委員会に連絡の入ったいじめ事案の訴えに対し、教育委員会の役割として、児童生徒・保護者からの相談を受ける体制

について、また、保護者への情報伝達の方法や関係機関との連携について、そして、教職員への指導助言という観点から、教育委員会の役割は大きかったのではないかと考える。その後の長期欠席を踏まえれば、教育委員会から「いじめ重大事態(2号重大事態)」にあたらないのか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの必要性について、学校側に提案、照会をしてみることも考えられたのではないと思われる。

第4 自死発生後の教育委員会の対応

生徒の自死が発生した後、教育委員会が果たすべき対応は、学校を支援しながら地域全体として冷静・的確に対応することが求められる。教育委員会の役割は、学校だけでなく、遺族・地域・メディア対応まで多岐にわたる。

文部科学省が定める「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定平成29年)、神戸市教育委員会が定める「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」(最終改定平成31年)を踏まえ、地域公共団体や学校においてはそれらを参考に地域の実情に応じて作成した基本方針に基づき対応することが求められている。

上記のことを踏まえ、以下に自死発生後の本市教育委員会の対応について検討する。

(1) 事実確認と報告体制の確立について

「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」第3. 重大事態への対処1-(3) 調査を行うための組織について、「当該重大事態に係る調査を行うため新たに附属機関を設けて調査を行う。その構成員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)」について、いじめられた児童生徒・保護者の意向を踏まえ、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。」と示されている。また、(5) その他の留意事項では、「学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。」と示されている。

本市教育委員会は、令和5年10月25日自死発生当日から学校と情報共有を行い、遺族からの連絡について対応を行っている。また、スクールカウンセラーの緊急派遣を行い、心理的ケア体制の強化を行っている。

翌日令和5年10月26日には、当該校にて遺族との面会を行い、令和5年10月29日に児童生徒課2名で家庭訪問を行っている。

全校集会にマスコミを入れるとの遺族の意向に関しては、断りを入れ、父親や母親が確認するための録音・動画撮影は受入れる判断を取ったことは、他の生徒・保護者への影響を配慮した適切な判断であったと考える。

遺族より、「[REDACTED]中学校いじめ防止基本方針に基づき、情報開示を請求したい」との訴えがあり、情報公開の請求手続きについて説明し、手続きを行っている。

令和5年12月1日自宅にて、「死亡事案における基本調査報告について」は、児童生徒課2名により遺族に対し、説明を行っている。

令和5年12月7日には、自宅にてスポーツ振興センターの制度・手続きの説明を行っている。

本市教育委員会には、遺族より第三者委員会のメンバーについて、「学校側に偏ったメンバー編成に

しないように」との要望があった。遺族の意向を踏まえ、また、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」に示す通り、外部の専門機関からの推薦等により、参加を図り、当該第三者委員会が結成され、調査の公平性・中立性を確保している。

遺族の主張に対して、組織として事実に向き合い、積極的に資料を提供するなど真摯に調査に協力していると考える。

第8章 同種事態の再発防止に向けた提言

当調査委員会としては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省、平成26年7月改訂）並びに「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省、令和6年8月改訂版）に従い、また、『生徒指導提要』（文部科学省、令和4年12月）、当該校が定めるいじめ防止基本方針（令和5年4月6日改定）とも照らしながら同種事態の再発防止に向けた提言を行う。

第1 当該校への提言

1. 校内の情報共有と組織的指導体制の整備

(1) 生徒指導部、学級担任、学習指導員（「 教室」）、養護教員、スクールカウンセラー間の連携強化

対象生徒が「 教室」に通う（令和4年11月28日）ようになってからのそこに通う生徒数を確認すると、常時2～4名、最大6名であった。また、当該校の全学年の長欠生については、令和5年度（9月まで）14名、令和4年度15名（「 教室」に通う生徒を含む）である。これらの長欠生、さらには「 教室」通う生徒の実態から鑑みても、生徒指導部・学級担任・学習指導員（「 教室」）・養護教員・スクールカウンセラー間での連携は十分図られる必要がある。本事案の場合、生徒指導部、学級担任、学習指導員（「 教室」）、養護教諭、スクールカウンセラーの連携はどうだったのか。その中核となる「生徒指導部」「学級担任」の連携から確認し、それぞれ順を追って見ていく。

「生徒指導部」等と「学級担任」との連携が必要である主要な取組として、当該中学校の校内いじめ問題対策委員会がある。そこでは、生徒指導主任がまとめ役となり、学級担任が記述した生徒指導記録用紙に基づき、参加メンバー内で協議をし、進行されるものと理解する。それゆえに、生徒指導上の問題について、生徒指導部を中心に、校内いじめ問題対策委員会の参加メンバーではない学級担任との強固な連携が図られていることが前提となる。しかしながら、本事案の場合、例えば、 教室に通うことになる際には協議をしたことはうかがえるが、協議することが中心に行われていたというよりも、実質的には、報告の場となっていたことが、生徒指導主任への聴き取りからもうかがわれた。端的に言えば、報告会のような形式で会自体が運用されていたのではないと思われる。また、生徒指導記録への記載に関わる不十分さも否定できない。したがって、一つの組織体として存在し、一定程度の連携は図られたかもしれないが、校内いじめ問題対策委員会の本来のあり方としては不十分であったと思われる。他方、2年次（令和4年）に起ったボール遊びの際、ボールを回してもらえなかったことについて、「いじめ」と認識しておらず、そのことが原因で本事案が「いじめ重大事態」と報告されず、欠席は「無気力・不安」のためとなってしまい、やや厳しい言い方をすれば、対象生徒は 教室に放置ととれる状況になっていた。このことから、「生徒指導部」「学級担任」の連携、あるいは、管理職を含めた機能的な連携が図られたとはいえない。

「生徒指導部」「学級担任」と「学習指導員（「 教室」）」との連携について、生徒指導部や学級担任で共有されている生徒情報や指導計画等に関わる情報が、「学習指導員」に十分に共有されていないことが「学習指導員」への聴き取りからもうかがわれた。例えば、「カウンセリングを受けたことは聞いたがその内容については知らない」、「懇談の話は聞かされていない」などである。学級担任とは

日々の連絡事項についての意思疎通は図られていたが、指導方針や生徒情報の詳細については十分な連携が図られていない。これらより、「生徒指導部」「学級担任」から「学習指導員（「 教室」）」への情報提供について、不十分であったと考えられる。学校として長期欠席生が多い中で対応することは大変であると考えられるが、生徒の心理的な不安も含めた支援・対応を行うに際しては、学習指導員も含めた学校全体としての情報提供、連携の重要性を学校として考える必要があったのではないかと考えられる。

「生徒指導部」「学級担任」と「養護教諭」との連携については、調査の限りでは、対象生徒と関わりを持った形跡は見られず、また、「生徒指導部」「学級担任」と「スクールカウンセラー」との連携においても、1回カウンセリングを行ったのみで、結果的にその後は対象生徒に関与していない。このように、本事案への関りについて不足していることが聞き取りの結果や関連資料からもうかがわれた。本事案のような心理的な支援が必要であったであろう生徒を対応する場合、スクールカウンセラーや養護教員の関りが重要になることは言うまでもない。その部分が希薄であったということは、学校としての組織的な指導体制の不備に関わる問題である。したがって、長期欠席、不登校等に限らず、生徒指導上の諸課題を対象に、教職員同士のみならず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの多様な専門性を持つ人々と連携することで、子どもたちの成長を多角的に支援する体制である「チーム学校」の機能を十分果たし、強固な連携と協働のもと事態の改善に当たることが求められる。

以上の内容を総じて具体的に言えば、前述の「生徒指導部」「学級担任」と「スクールカウンセラー」との関わりを例に挙げると、対象生徒が登校することをしんどいと思う気持ちになっていたことは2年次（令和4年）の学級担任はわかっていたことである。それならば、1回きりのカウンセリングではなく、カウンセリングを継続して受けさせる方法や、スクールソーシャルワーカーの活用など、対象生徒が安心して登校できる方法等について、前述の校内いじめ問題対策委員会で協議するなどができたのではないかと考えられる。また、「学習指導員（「 教室」）」との充実した連携についても話し合うことができたのではないかと考えられる。そう考えると、当該校の生徒指導の核となる校内いじめ問題対策委員会が充実したものになっていなかったといえる。個別の連携を図るだけに留まらず、それぞれの連携が互いに往還するような形で図ることが求められる。

また、付帯事項として、校内いじめ問題対策委員会は、いじめ問題について協議する場であると理解する。しかしながら、「不登校」の要因を「いじめ」と認識していない中、この場で「不登校」に関わる問題について協議したことになっていることに疑問が残る。ただ、当該校には生徒指導係会という組織体も存在し、校長ヒアリングでからは、「校内いじめ問題対策委員会」と「生徒指導係会」は兼ねた形で運用されていたようであるが、その棲み分けが明確ではない。

また、これらの内容とは別に、「 教室」のあり方についても言及しておきたい。「 教室」とは、校内教育支援センター（SSR=Special Support Roomなどの略称）のことである。「SSR」とは、不登校児童生徒の多様な教育の機会の確保を実現する一つの方策として位置づけられ、学校内に安心して過ごせるように設置されている「居場所」のことである。登校はできるものの教室になじめない生徒を対象に、学校とのつながりを保ちながら、落ち着いて過ごせる環境を提供することを目的としている。平成28年度、「義務教育の段階における普通教育の相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる「教育機会確保法」制定以来、より一層全国の学校においてSSRを活用した不登校支援が取り組まれている。しかしながら、当該校の「 教室」では、通常学級への復帰が謳われていて、安心して過ごせる場となっていない可能性がある。運用上、「 教室」の学習指導員や

学級担任は、必要以上に長く滞在させることはしていないものの、時には、学級担任の授業終了まで滞在させていたこともあったことより、対象生徒や保護者からの不満も生じ、対象生徒の心の負担がかかっていたと考えられる。したがって、「 教室」のあり方としては、通常教室への復帰を目的とするのではなく、不登校生の心理に配慮を置く安心して過ごせる場を目指す必要がある（第7章-第1-2参照）。

（2）校内いじめ問題対策委員会運用の改善

校内いじめ問題対策委員会での連携の必要性について焦点化し、さらに具体的に示すと、本事案の場合、遺族によるブログなどから振り返って判断すると対象生徒の心理的な支援に加えて、福祉的な支援は必要なかったのか。

対象生徒が1年次（令和3年9月）に生じたいじめ被害は、校内いじめ問題対策委員会で検討されている。当該校のいじめ問題対策委員会の構成メンバーは、校長、教頭、学年総務、生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと記されている。本事案では、福祉的支援を担うスクールソーシャルワーカーの関りは皆無である。人員配置として本市教育委員会との関係に依拠するところがあると考えられるが、運用上、スクールカウンセラーの機能的な活用に加え、スクールソーシャルワーカーの活用にも目を向ける必要があったのではないか。なぜ、本市教育委員会に要請しなかったのか。確かに、当該校が捉えた令和3年9月のいじめ事案から、欠席数が著しく増加した令和4年12月までに1年以上経過している。また、当調査委員会に対する当該校の説明では、当該校が遺族のブログの存在を覚知したのは、対象生徒の自死後遺族がブログにていじめ被害事実の拡散を求める発信をした後とのことであるから、令和4年12月当時はその存在を知らなかったものと思われる。しかし、その当時すでに長期欠席が始まり、かつ家庭との連絡が通じなかった時期があったことを鑑みると、家庭との連携を重視し、家庭状況を的確に把握する観点より、福祉分野を担当するスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフの効果的な活用が図られる必要があった。

（3）組織として行う情報共有の活用と実施（クラス替えにおける学級担任との関係性等を中心に）

対象生徒は、2年次から3年次へのクラス替えにおいては、1・2年次の担任Aのクラスから学年の生徒指導担当である教員Bのクラスに編成された。

その経過を遡ると、対象生徒は、2年次、11月28日（令和4年）から「 教室」に通うようになったが、その翌月の12月から欠席日数が10日を超える月が翌年3月まで続いた。一方、学内では、次年度に向けての準備が進められる。その一つにクラス替え作業がある。クラス替えの際、一般的に、欠席数の多い生徒や精神的にダメージを負いやすい生徒の場合、学級の生徒間の関係性を考慮することもさることながら、学級担任との関係性も重要となる。対象生徒と2年次学級担任Aとの関係は、対象生徒や保護者からの聴き取りからも良好であったと考えられる。しかし、3年次へのクラス替えの際、学級担任が変更された。これについて、学年団としては対象生徒のことを最重要視して配慮していたと認識しているという旨を聴き取り調査で確認しているが、生徒指導部においては特に意識をしていなかったという認識をしていたという旨を聞き取り調査で確認した。このような見解の相違が生じている。配慮を必要とする生徒と良好な関係性が保たれているからといって常に同じ学級担任にしなければならないわけではない。対象生徒と他の生徒との関係性にも気を配る必要があるからである。しかしながら、いじめを受けた経験があり、長期欠席になっている生徒については十分に注視しておく必要があ

る。

他方、クラス替えに際して、3年の学級担任になった教員Bについては、学年の生徒指導担当を兼務している。生徒指導担当は、学年で生じる問題行動等生徒指導に関わる問題のすべてを一手に対応する役割を担う。

生徒指導については、「生徒指導」と「教育相談」の強い連携、あるいは一体化の必要性から、『新しい学校教育相談の在り方と進め方—教育相談系の役割と活動—』（栗原慎二、2002年）では、訓育的指導の中核に相談的姿勢を据える状態が目指され、近年、「支える生徒指導」（『生徒指導提要』）が促進されている。つまり、生徒指導担当者は、単に叱るだけでなく、相談的姿勢で対応することも重要になる。しかしながら、学年全体の問題行動に対して先頭に立って対応する役割であることには変わりなく、学年の生徒指導担当が担任を兼ねるということは二つの役割を果たすと考えることもできることより非常に難しい役割を遂行する必要があると考えられる。言い換えれば、積極的に問題行動を起こす生徒に対しては、学年の生徒指導担当者は、いわゆる「厳しい教師」という立場を取らざるを得ない指導場面が多くなる。その一方で、性格的に不登校になるような繊細な心を持つ生徒に対してはその「厳しい教師」の立場が逆効果に働き、不登校生徒は萎縮してしまう場面が考えられる。教師側が相談的姿勢を持って指導に臨んだとしても、教育相談がうまく進まない事態が想定しうる。

上記のように、クラス替えの際にも、これらの観点を意識した、学年団と生徒指導部との情報共有を的確に図ることが求められる。

2. 教職員の意識改革と研修体制の強化

(1) 生徒理解を基盤にしたいじめの早期発見・対応に関する研修の定期実施

生徒指導において、教師による生徒理解、生徒の自己理解、教師の自己理解などを包括する豊かな生徒理解を深めるために、定期的な教員研修が必要となる。『生徒提要』では、「生徒指導の重層的支援構造（2軸3類4層構造）」が示されている。つまり、生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで構造化し分類している。具体的には、1つ目、生徒の課題への対応の時間軸に着目し、①常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導、②即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導の2軸に分けている。2つ目、生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、①全ての生徒の発達を支える「発達支持的生徒指導」、②全ての生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む「課題予防的生徒指導」、③深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う「困難課題対応的生徒指導」の3類になる。3つ目、生徒指導の対象となる生徒の範囲から、全ての児童生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応的生徒指導」の4層である。いじめについては、早期発見を中心に据えながら、課題予防的な関わりなど、時間軸、課題性、対応に焦点化した定期的な教員研修が求められる。

本事案の場合、対象生徒は自死に追い込まれていることより、『生徒指導提要』8章に示されている「学校における自殺予防の3段階」についても言及する。自殺予防教育及び児童生徒の心の安定を図る「予防活動（プリベンション）」、自殺の危機の早期発見とリスクの軽減を図る「危機介入（インターベンション）」、自殺発生後の危機対応・危機管理と遺された周囲の者への心のケアを図る「事後対応（ポストベンション）」の3段階である。特に、生徒のSOSを受けとめ見逃さない自殺予防教育に関わる

教員研修から始める必要があるが、これらの内容を相互に連動した定期的な教職員研修が行うことが重要である。

また、本事案の場合、保護者が相談のために何度も学校に訪問していたが、学校に対する信頼関係がどこまで構築できていたのかという問題がある。そうした事実を踏まえると、保護者との良好な関係を築くための教員研修の実施も望まれる。

(2) 心理的安全性を内包した教育的支援を通じた関係づくり

様々な心理的不安を抱えながら学校生活を送る生徒が一定数存在する中、先述した「生徒指導の重層的支援構造（2軸3類4層構造）」「学校における自殺予防の3段階」に関わる教育的支援を学校の教科外活動としての特別活動の学級活動等を通して行うことが求められる。同様のことを二度と起こさないためにも本事案を真摯に受け止め、それに基づいた学校としての取組として、毎年「いのちを守る月間」あるいは「いのちを守る週間」のような期間を設け、自分の命について見つめる時間・場を設ける必要がある。例えば、教員研修の項目でも取り上げたSOSの出し方などの心の健康の保持に関する教育である自殺予防教育は、生徒を対象にして行う場合、その目的は、「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」「援助希求的態度の促進（相談する力）」にある。こうした自殺予防教育をクラス全員で行うことでお互いの気持ちがわかり、顔の見える教育活動によって少しでも心理的安全性を高めることに寄与する。そのような取組を通して、生徒同士、教員と生徒、家庭における関係性を図ることが重要である。

さらに、それらの関係性をより強固なものにするために、非認知能力としての基礎的・応用的な社会的能力を育成する学習プログラムである「SEL（社会性と情動の学習）」や同じような立場や経験を持つ人同士が互いに支え合う活動である「ピアサポート」活動の導入並びに生徒同士の関係性を育む活動（交流・協働学習など）、例えば、ロールプレイやゲームを通じて、具体的な場面での適切な振る舞いや対処法を学ぶ「ソーシャルスキル・トレーニング」、相手を尊重しつつ自分の意見を適切に伝えるコミュニケーションスキルを習得する「アサーション・トレーニング」、健康管理から対人関係まで、日々の生活を円滑に送るために必要な様々なスキルを習得するトレーニングである「ライフスキル・トレーニング」などの心理教育的アプローチの推進が学級活動等を通して図られることも大切である。

当該校の本事案の対応について、教員等への個別の聴き取り調査や関連資料より、個々の対応としては一定程度行われていたと判断できる。その一方で、校内の情報共有の徹底、外部専門スタッフの効果的な活用を含めた組織的指導体制の整備、課題に焦点化した教員研修の実施、心理教育的アプローチを含む非認知能力を育成する生徒たちへの学習プログラムの実施などの学校全体としての取組を通して、課題に的確に対応できる教職員の資質・能力の向上を図る必要があり、さらに課題に対して早期発見、早期対応できる必要があると考える。

第2 本市教育委員会への提言

1. 指導・支援体制の強化

(1) 学校への専門的支援（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の充実

前節にも示したが、当該校のいじめ問題対策委員会の構成メンバーは、校長、教頭、学年総務、生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと記されている。本市教育委員会では、スクールカウンセラーの配置については、基本的には月4回、緊急支援の場合は追加配置し

て相談できる体制を整えている。また、スクールソーシャルワーカーの配置については、各区に1名以上配置し、学校からの要請や事案発生に伴い、本市教育委員会事務局が必要と判断した場合に派遣し、ケース会議を開催するなどの支援を行っている。本事案の場合、心理的・福祉的な配慮を必要とする対象生徒への対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフの効果的な関わりは不可欠であると考えられる。しかしながら、スクールカウンセラーの活用については、対象生徒が2年次の令和4年6月3日に行われたカウンセリング1回のみであり、スクールソーシャルワーカーに至ってはその活用実績は皆無であったという実態がある。特にスクールソーシャルワーカーについては、本市教育委員会事務局が事案発生を認識していない場合、学校からの要請がない限り、本市教育委員会事務局としても判断する俚上になく、その対応は致し方ないとする。その一方で、学校がどのようなときにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフを活用する必要があるのかについての適切な理解が図られているとは限らないことを踏まえると、本市教育委員会が行う学校や教職員への指導・助言に際し、今後は外部スタッフ活用の必要性についての理解の徹底を図ることにも尽力することで、さらに柔軟な支援体制が図られることを期待する。

(2) 重大事案への迅速な対応体制の構築

対象生徒1年次の令和3年9月のいじめ事案について、学校が保護者とともに解決に向けて対応することで、欠席日数が8日間に留まったことを受けて、いじめ重大事態(2号重大事態)の対象にしない判断をした。対象生徒2年次の令和4年12月から欠席日数が著しく増え、2年次、3年次の欠席日数は30日間を超えていたが、本市教育委員会は欠席理由について、当該校より「無気力・不安」と報告されていたことを受けて、いじめ重大事態(2号重大事態)の対象にする判断に至っていない。ただ、対象生徒が2年次の令和4年10月26日の「いじめ調査アンケート」に対象生徒が記した内容を考えると、校内での指導体制が十分であったのか。また、令和4年11月14日、本市教育委員会は、「父」から対象生徒について「無視をされている」との連絡を受けていると思われるが、その後30日以上になった欠席の理由について、「無気力・不安」という当該校からの説明に対して、「無視をされている」ことが欠席の原因ではないかといった疑問が生じなかったのか。そのようなSOSに気づく機会を見逃していたのではないかと考えられる。そうであるならば、学校での調査実態について確認するために学校とさらなる連携が重要となる。したがって、本市教育委員会が学校や教職員に行う指導・助言の方法について、改めて考える余地が残されていると考える。

上記、二つ事象から共通していえることは、学校からの報告内容自体がより真実性を持つためにも、本市教育委員会が学校や教職員に行う指導・助言の重要性についての自覚やその方法の検討に期待したい。

2. 教職員研修の体系化

以下、本市教育委員会が実施している教職員研修について確認する。

(1) 本市教育委員会主導によるいじめ対応研修の企画・実施

① 生徒指導地区連絡協議会

いじめ問題に関する指導助言を行い、当該教員は、その研修内容を各校に持ち帰り、校内の教職員全員に研修を実施している(4、6、11、2月に開催)。

② 地区別研修会

夏季休業日である7月には、各区、各校の教員向けにいじめをテーマにした研修会を実施している。

③初任者研修、経験者（８年目）研修

年に１回、いじめ問題への対応や事例検討を盛り込んだ研修を実施している。

④教職員に対しての研修

弁護士である学校法務専門官が学校を訪問し、コンプライアンスに関する研修を実施している。令和３年度、令和５年度はいじめを含む６テーマを用意し、学校が希望するテーマで研修を実施。令和４年度は全校共通で不当要求対応の研修を実施した。

（２）管理職向けの危機対応・組織マネジメント研修の充実

①校長１年目

４月下旬、「学校園でおこるリスクへの対応」として、いじめ対応も含む体制づくりや心構え等を学んでいる。

②校長２年目

９月中旬、「学校園経営の課題（トップリーダーとしての危機管理・対応）」としていじめ防止対策推進法の内容確認・事例検討をおこなっている。

③新任校長

「学校教育における法的責任」「教育関係における児童生徒の権利」「学校事故・いじめ問題への対応」、「保護者への対応」の４つの研修受講を義務付けているが、受講済みの場合でも希望による受講が可能である。

④全校園長

１１月下旬、「マネジメントセミナー」を実施し民間企業経営者から民間企業における人材育成、組織マネジメントを学ぶなど、いじめ問題に関する行政説明を年１回実施している。

⑤教頭２年目研修

１０月に「危機管理（学校事故）対応」として、学校の安全配慮義務、学校事故事例検討を学び、１１月実施の「組織マネジメントの理論と実践」では、学校の組織の在り方、マネジメントの理解を学んでいる。

以上のような充実した教員研修を本市教育委員会は実施している。今後も教職員の資質・能力の向上を目指し、生徒の心理教育的な関わり有した内容を含めた研修が校内でできるように充実した教員研修の実施を期待したい。

３．通報・相談体制の整備と地域連携の推進

以下、本市教育委員会が実施している匿名通報窓口等や地域の中で実施しているいじめ防止のための活動について確認する。

（１）匿名通報窓口の設置と周知と教育委員会内の相談窓口の機能強化

①こうべっ子悩み相談、「いじめ・体罰・こども安全ホットライン」

いじめ、体罰、ＬＧＢＴＱ、他者からの心理的被害、身体的被害のおそれのある子供からのＳＯＳに関する相談を２４時間、フリーダイヤルで受ける体制を整えている。年４回、リーフレットを保護者連絡用ツールを通して児童・生徒、保護者へ周知している。

②その他の相談窓口

本市教職員研修所教育相談室や青少年育成センター等が、学校や家庭内に関しての面接相談や電話相談を行っている。

③お困りごとポスト

児童生徒・保護者が、学校に相談しにくいこと、教育全般の意見や要望、どこに相談してよいか分からないことなどを、WEBや手紙で相談できる体制を整えている。各相談窓口を本市HPや保護者連絡用ツールで保護者へ周知している。

(2) 地域ぐるみのいじめ防止啓発活動の支援

本市教育委員会がいじめ防止のために実施している活動については、①いじめ防止小中地域会議、本市いじめ問題対策連絡協議会、③本市いじめ防止フォーラムを開催し、地域に根差した取組を行っている。

以上のように、本市教育委員会として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が行えるように、幅広い活動を実施していることがうかがえる。引き続き、今後も充実した活動の実施に期待したい。

最後に、学校は、生徒にとって安全・安心して学び、交友関係を通じて、心身ともに成長を図る場と位置づけられる。そうした状態を確保するために、学校が一体となって対応すべきである。当調査委員会は、いじめを許さないことは当然のこととして、いじめの発生を未然に防ぎ、いじめを認知すれば迅速に対応し、それぞれの段階でのチェック機能を十分果たすこと、それと同時に自殺予防のための改善策を講じること、これらを通じて二度と同種の事態が生じないように、安全で安心できる場としての教育環境が実現されることを強く切望する。

令和５年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
委員一覧

1	えのもと まさき 榎本 昌起	社会福祉士	えのもとソーシャルワーク事務所
2	えびた ひろゆき 胡田 裕教	学識経験者	滋賀県立大学
3	はげ だいしん 羽下 大信	臨床心理士	住吉心理オフィス
4	まつもと たかゆき 松本 隆行	弁護士	みなと元町法律事務所
5	よしだ りゅういち 吉田 竜一	弁護士	姫路総合法律事務所

(五十音順、敬称略)

令和５年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
調査補助員一覧

1	さくまえ ちはる 作前 千春	弁護士	東加古川法律事務所
---	-------------------	-----	-----------

令和 5 年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 22 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 6 号

令和 5 年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則

(設置)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第 2 条 委員会は、令和 5 年度神戸市立中学校生徒自死事案に関して、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に規定する調査及び事案の背景その他必要な調査を行う。

2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第 1 項の調査及び第 2 項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前条第 1 項の調査及び同条第 2 項の報告書の作成並びにこれらに伴う業務（以下「調査等」という。）を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

(1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。

(2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(3) 委嘱条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取

並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条第2項の報告書を提出した日

神教委児第1967号-1

令和6年1月29日

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案
に関するいじめ等問題調査委員会 御中

神戸市教育長 長 田 淳

いじめ防止対策推進法第28条第1項等に基づく調査について（依頼）

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定、平成29年3月改定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（平成26年3月神戸市教育委員会、平成31年4月改定）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成23年6月文部科学省、平成26年7月改定）」に基づき、下記の事項に留意いただき、調査の実施及び報告書の作成をお願い致します。

記

1. 重点的に調査する項目

- (1) 当初の当該校における「基本調査報告書」を踏まえ、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの定義に基づき、当該生徒に関する「いじめの有無」を客観的に評価認定すること
- (2) 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づき、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程や背景を丁寧に探ること
- (3) 上記の結果を踏まえ、具体的な再発防止策について提言すること

2. 報告書の作成

上記1(1)～(3)の調査の結果に基づき、「報告書」及び「報告書（概要・公表版）」を作成してご報告いただきますようお願い致します。

以上

神教委児第1967号-2

令和6年1月29日

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案
に関するいじめ等問題調査委員会 御中

神戸市教育長 長 田 淳

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会の
今後の運営について（申入れ）

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定、平成29年3月改定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（平成26年3月神戸市教育委員会、平成31年4月改定）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成23年6月文部科学省、平成26年7月改定）」に基づき、中立・公平・公正に運営されるものと思料しておりますが、以下の事項について、ご配慮いただきますよう申し入れ致します。

記

1. 調査委員会の公開

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則（令和5年規則第36号。以下「規則」という。）第10条には、調査委員会を公開するか否かは、調査委員会において決定すると規定しておりますが、その決定にあたっては、附属機関及び有識者会議に関する指針第7条において、「附属機関の会議は、神戸市情報公開条例第10条各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合を除き、公開しなければならない。」と規定されていることから、神戸市情報公開条例（平成13年条例第29号）第10条各号に該当するか否かを審議いただき、適正に判断してください。

2. 調査について

調査にあたっては、中立・公平・公正を旨とし、ご遺族及び関係児童生徒・保護

者等からの聴き取りも踏まえ、調査委員会の権限と責任において作成してください。
なお、適時・適切な方法で、ご遺族に調査の進捗状況等を説明するなど、いじめの
重大事態の調査に関するガイドラインに則り、ご遺族に寄り添った対応に努めてく
ださい。

3. 報道機関への対応等情報提供

調査委員会における調査の透明性を高め、中立性・公平性を担保するため、公開・
非公開について適正に判断された上で、必要に応じて、ブリーフィングや会議概要
資料の作成を行うなど調査委員会自ら情報提供に努めてください。

4. 調査補助員の活用

規則第3条第3項に、調査委員会に調査補助員を置くことができると規定してお
りますので、調査を円滑に進めるため、調査補助員を活用してください。また、委
員会の中立性、公平性を担保するため、議事録や会議概要資料を作成する場合につ
いても調査補助員等を活用してください。

5. 調査委員会の庶務事務への市職員の関与

規則 11 条に、委員会の庶務は教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において
処理すると規定していますが、調査委員会における調査の中立性・公平性を担保す
るため、市職員の関与は、調査委員会開催の日程調整、会場の確保、委員報酬の支
出など限定したものととなります。

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会

傍聴要綱

〔令和6年2月2日〕
委員長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則(令和6年1月16日規則第35号)第10条の規定に基づき、令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 所定の時間において第6条に定める定員を超えた場合は、傍聴受付票に記入した者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、20人とする。ただし、委員長が特に決める場合には、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から施行する。

(参考1) 傍聴章

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案
に関するいじめ等調査委員会

傍 聴 章

No. _____

(参考2) 傍聴受付票

傍 聴 受 付 票

第 回「令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会」

令和 年 月 日

名 前	住 所・電話番号
	() -

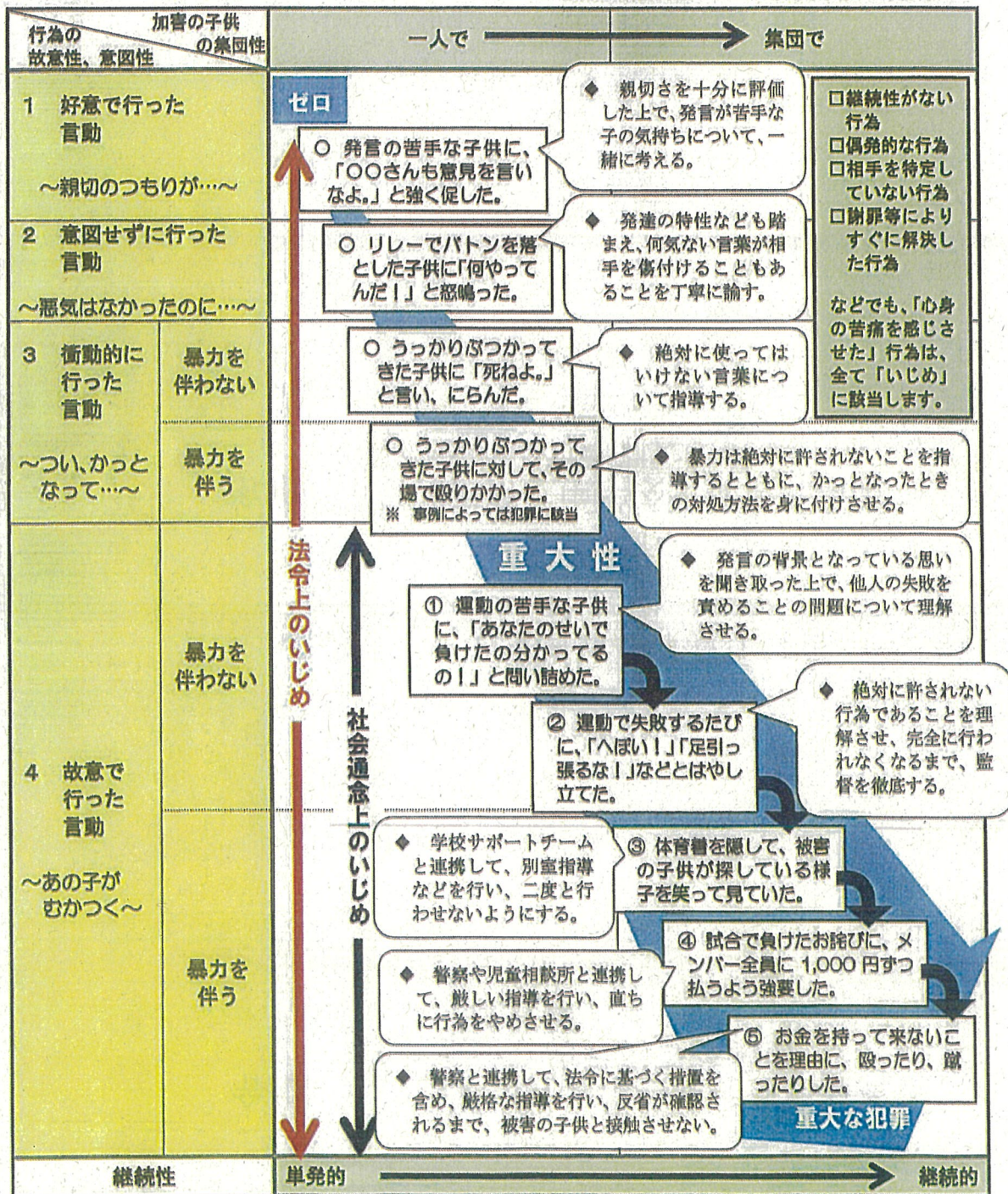
No. _____

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



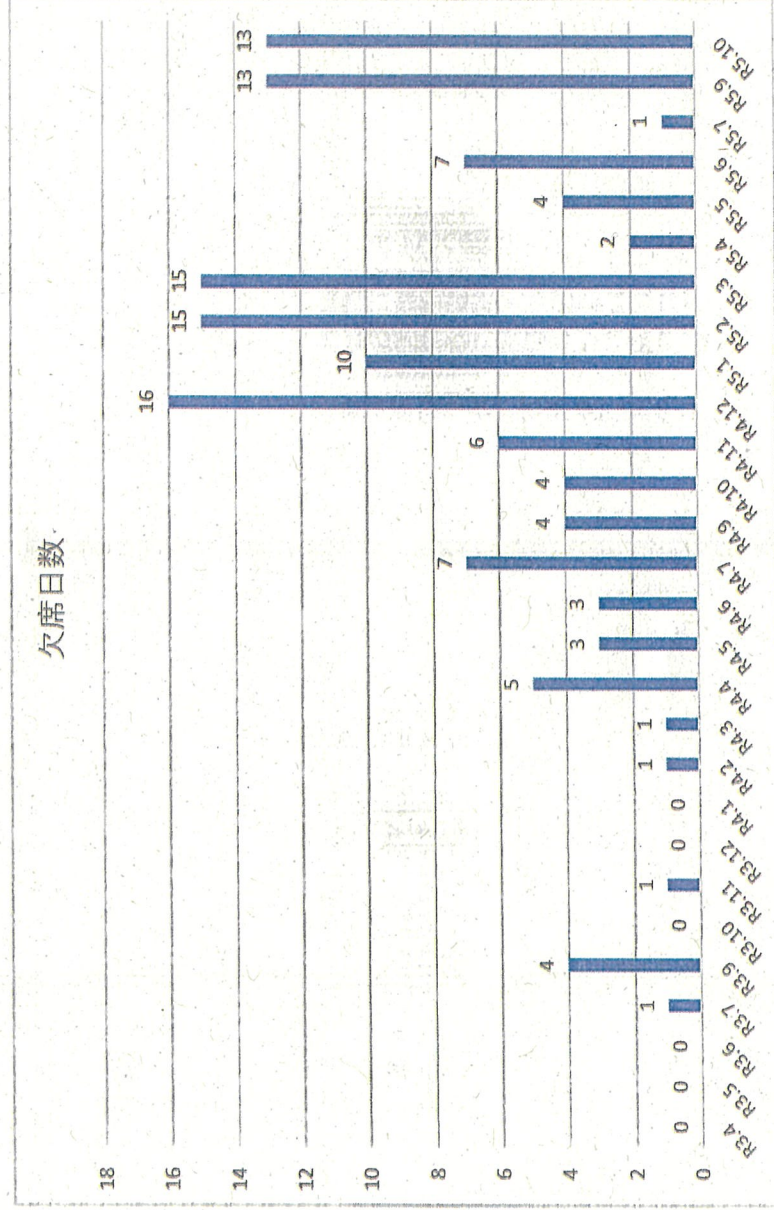
※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

出欠状況等 (2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)

	出 席	出 席	出 席	欠 席
	等	引	日 数	日 数
R3.4			15	0
R3.5			17	0
R3.6			22	0
R3.7			13	1
1 年 次				
R3.9	5		11	4
R3.10	3		18	0
R3.11	3		16	1
R3.12	7		11	0
R4.1	4		12	0
R4.2			17	1
R4.3	1		16	1
1 年 次 欠席数				8
R4.4			10	5
R4.5	1		15	3
R4.6			19	3
R4.7			7	7
2 年 次				
R4.9	2		14	4
R4.10			16	4
R4.11	4		10	6
R4.12			1	16
R5.1			5	10
R5.2		1	3	15
R5.3		2	0	15
2 年 次 欠席数				88
R5.4	4		9	2
R5.5			16	4
R5.6			14	7
3 年 次				
R5.7	2		11	1
R5.9			7	13
R5.10			4	13
3 年 次 欠席数				40

※R5.10は10/25まで



3 年次 9 月の登校日… 7 (木)、11 (月)、13 (水)、15 (金)、21 (木)、28 (木)、29 (金)

3 年次 10 月の登校日… 4 (水)、5 (木)、6 (金)、19 (木)